

刑政

第五十五卷

第二號

昭和十七年三月二十八日印刷
昭和十七年四月一日發行
（一・四・七・十月各一日發行） 第五十五卷 第二號

論 說

豫防拘禁制の思想的意義……………	牧野英一	一
リストの刑法體系に於る所謂矛盾について……………	日沖憲郎	七
和の精神と日本行刑(二)……………	東邦彦	八
經濟統制事犯に對する刑事政策……………	木 胖	壹
最近の立法と刑務所……………	鷺津愛十郎	八二
ジエフェルツの拘禁心理の研究(三)……………	高橋 正 己	九五
累犯に關する調査第二(府中)……………	枇杷田源介	一〇四
一九四〇年ドイツ統一行刑規程(二)……………	小川 太郎	一四一
刑政年報・刑事關係文獻……………		一三三

財法 團人 刑務協會發行

前號内容(第五十五卷第一號)

論 說

常習犯人と不定期刑……………正 木 亮

群集と群集犯罪……………木 村 龜 二

和の精神と日本行刑(一)……………東 邦 彦

資 料

一九四〇年ドイツ統一行刑規程一……………小 川 太 郎

ジエフェルツの拘禁心理(二)……………高 橋 正 己
の研究

累犯に関する調査第一(豊多摩)……………枇 杷 山 源 介

昭和十六年刑政年報

刑事關係文獻

行刑法規質疑應答

論 說

豫防拘禁制の思想的意義

牧 野 英 一

- 一 保安處分としての豫防拘禁
- 二 非常時立法としての豫防拘禁
- 三 豫防拘禁における二種の原理
- 四 豫防拘禁の將來における擴大

一 新治安維持法は豫防拘禁の制度を設けることになった。まづ、二つの意義において、この新制度は、思想的に注意されねばならぬものである。

第一に、治安維持法は、さきに、思想犯保護観察法に依つて補はれたわけであつた。治安維持法は、その形式にお
して、それはゆる權威的なものであるにかかはらず、それは必しもその豫期の効果を収めることができなかつた。す
なはち、その權威的なものは更に保護的なものに因つて補はれねばならぬとされることになつたのである。かくし
て、わたくしは、當時、いちやく思想犯保護観察法の思想的意義といふことを論じたのであつた。(拙稿『思想犯保

護觀察法の思想的意義』刑政第四十九卷昭和十一年第七號。近く『刑法研究』第十卷に收められる豫定である。今や、又、治安維持法は、その刑罰の効果を完うするために、更に、豫防拘禁の制度を設くるの必要を認めることになつたのである。換言すれば、治安維持法は、一方において、しかく刑罰を強化して、その威嚇力を一層ならしめつつ、しかし、他方において、刑罰は、いかに強化されるにしても、要するに保安處分を必要とするものとされることになつたのである。すなはち、傳統的な刑罰の制度に對する批判として、おのづから、保安處分といふことが實踐的に考へつかねばならぬことになつたのである。されば、それは、その觀念的なものが、この合目的な制度を必要とすることになつたのである、と爲し得よう。

第二に、保安處分としてのこの豫防拘禁の制度は、わが國の創意に屬するところといひ得よう。保安處分は、諸國の例においては、精神障礙者に對するもの外は、特に累犯者に對するものとして規定されてゐる。(酒精濫用者と勞働嫌忌者に對するものは、精神障礙者に對するものに準じて考へることができよう)。初犯者に對する保安處分といふことは、未だ多く論ぜられてゐないかのやうに考へられる。しかし、行爲者の反社會性が刑罰に依つて適當に改善されてゐないと認められる場合においては、保安處分を講ずるに、特に累犯を待たねばならぬといふ理由がない。この點は、今、治安維持法違反のやうな犯罪に關しては適當に意識し得られるところである。わたくしは、治安維持法違反事件の處理に關する實踐において、行爲者の反社會性を一層頑固執拗ならしめるものがあつた、といふ一派の人人の論議のことを別にして考へたい。治安維持法違反は性質上いはゆる確信犯に屬するものであつて見れば、少なからざる場合に、その確信が從來一般の刑罰の方法に依つては容易に解消されるものでないことを考へておかねばならぬのである。されば、かやうな場合において、それが初犯者であるにしても、なほ、それに對し更に保安

處分の適用を考慮すべきであるとするのに十分の理由があるといはねばならぬ。わが國は、確信犯の一角から、初犯者に對する保安處分といふことを、諸國に先んじて實施するに至つたのである。しかし、いふまでもなく、事は確信犯に限らるべきでないはずである。われわれは、かやうな觀點からも、この新制度の思想的意義を考慮せねばならぬのである。

二 適正價格の決定といふことが、統制政策の現下において、特に困難な問題とされてゐるやうに、適正量刑の決定といふことが、刑事思想の發達と共に、又、特に重要視されねばならぬこととされてゐる。適正價格の問題は固より暫く別問題とせねばならぬ。しかし、この問題が適當に解決されない限り、統制政策は最後の成功を收めるによしなきこととせねばならぬ。さうして、かやうな關係が、刑政上、適正量刑の問題についてもおなじことである。この問題が、從來のままに放置されるにおいては、刑法は無用な殘虐性のものか、又は馬鹿らしく弛緩したものに了らざるを得ないのである。換言すれば、從來の客觀主義に依る刑政は、曾ては倫理をふりかざし、今はひたすら日本法理といふやうなことを聲高にするのにかかはらず、要するに、無用な殘虐性か又は馬鹿らしき弛緩を免れないものである。刑政の發達といふことは、要するに、かやうな傳統的な客觀主義を漸次に統制安排しつつ、いかに合目的に主觀主義の要請と技術とを採り容れるかに在るのであり、このことは、今さら之を論ずるの必要がないことともいふべきであらう。

從來の客觀主義においては、犯罪事實の輕重がおのづからそれに相應する刑罰量を定めるので、そこに適正量刑が完うされるとされて來たのである。これは、應報主義が、その純正なる形態において考へられる限り、論理的には一

理あるところであるとしてもしよう。しかし、やはり、それは、要するに觀念論を出でない。さうして觀念的なものは常に實證的なものに依つて批判されねばならぬのである。換言すれば、われわれの社會保全論がいに功利的な思想に過ぎないとされても、應報刑がその社會保全の目的に對し適當に寄與するところが無い限り、傳統的な考へ方は、少なくともその點において修正されねばならぬのである。かくして、最近に、われわれに對し反對を揚言する人人は、特にその日本法理と稱するもの名において、その觀念的な應報主義を相對的見地において主張されることになつた。(その顯著な論者としては、特に小野教授の名が擧げらるべきである。小野教授が、その日本法理とされるところの應報刑論と客觀主義とに依つて、近來特に強くわたくしに迫り且つ挑まれるものあるのについては、なるべく、わたくしも、これに答へることにしてゐるのである。わたくしが、小野教授の主張に向つて提示してゐる論評の細かなるのに對しての小野教授の態度のことは論外としておかう)。その論者は、一方において倫理的要請としての應報を主張すると同時に、他方において、それは、國家のためのものであるとされるのである。さうして、古典的な用語として特に『懲肅』の語が高調されてゐる。應報的害悪刑は、それ自體として當然に行爲者の道義的意識を自覺せしめるものであり、これは、やがて『懲肅』である、といふのであるらしい。さうして、同時に、かやうな應報主義は客觀主義ではなく、行爲者における主觀的事情の各種をも道義的に考慮するものなので、それは客觀主義の外に主觀主義を併せ容れたものであるといふのである。さうして、害悪刑主義といふ名にはふさはしいものでなく、却つて刑種刑量を減輕するに役立つものである、とされるのであるけれども、やはり、刑の本質は要するに如實としての害悪に外ならぬものであるといふのである。

かやうな新主張は、わたくしが相對的應報主義としてすでに久しく論じ來れるものである。さうして、客觀的なものに主觀的なものを加へてそれに対する道義的評價を施すといふのは、ネオ古典主義における道義的責任論として、これも、亦、われわれが古くから考察し來つたところである。わたくしは、今更、わたくしの舊著『刑事學の思潮と新刑法』の如きを引き合ひに出すことに因つて愚を重ねようとは思はない。さうして、かやうな應報主義が、沿革上、いかに威嚇時代の峻刑主義を人道的ならしめるに役立つたにしても、要するに、刑をもつて害悪に因る『懲肅』に終始するものと爲すにおいては、それは、やはり、害悪刑の名に値ひするものといはねばならぬのであるまいか。

かやうな考へ方は、いかに日本法理としての新らしいものであると主張されるにしても、われわれの古くから論評して來つたものであり、かやうな考へ方では、適正量刑は、單に回顧的に(専ら客觀的にとはいはないにしても)定められるので、それに由つて行爲者の改善——すなはち懲肅——を待ち設けることは、事實において甚だしばしば困難なのであり、さうして、實は、他の一面においては、改善した者に對しても強ひて應報の名において刑の害悪をつづけることになるものである。されば、かやうな量刑は、社會保全を完うすることのできるものではないので、適正量刑の名にはふさはしいものでないとせねばならぬのである。純正應報論としてならば形式論理的にいかにもあれ、相對的應報刑論としては、その合目的性を完うし得ないものであるのである。

しかし、新らしいものとされるかやうな主張にしても、將た又、從來の客觀主義に依る應報刑にしても、實は、それは、司法の現在の實踐において有力な思想であるのである。されば、その人人が量刑を論じて適正不適正を説くのは、

をながめて見ると、要するに、いはゆる富籤的議論を出でないものである。いかやうに論ぜられるにしても、回顧的な標準に依る量刑は、展望的に、將來においての社會の保全を完うするに適當なものではあり得ないわけである。すなはち、目的の見地において適正量刑を論ずるの方法は、専ら展望的な立場において事を構成するものでなければならぬので、換言すれば、それは、將來に向つて行爲者の反社會性を矯正するの立場に立つのでなければならぬのである。あらゆる回顧的な資料は、固よりかやうな展望的な方法において役立つものであるものの、しかし、著眼點、すなはち方法的態度においては、從來のものに對し全く視野を新たにするものがなければならぬのである。

從來の刑政における無用の殘虐性は、假出獄の制度が漸次賢明に運用されつつあることに因つて、おのづから緩和されつつあるのである。かくして、立法論としては、刑法における假出獄制度の緩和化といふことをわれわれとしては主張してゐるのであり、改正刑法假案は或程度においてこれを容れたのであるが、論者(例へば茲にも特に小野教授の名を挙げよう)の如きは、その應報論的立場から之を不當としてゐるのである。それは、しかし、茲では別論である。そこで、從來の客觀主義における缺點としての他の一面たる刑政の弛緩は、その觀念論的形式がいかにあらうとも、社會保全の實際上堪ふべきに非ずとされるところのものである。少なくとも治安維持法の關係において、豫防拘禁の制度は、明かにこれをものがたることになつてゐるのである。(序ながら、治安維持法が教唆の未遂について特に規定を設けることになつたのなども、傳統的な考へ方が實踐上堪ふべからざるものになつたこと他の一つの例として挙げらるべきであらう)。

三 適正量刑といふことは、實證的に定められねばならぬところのものである。醫學がその治療の効果を論ずるのに専ら實證的な方法に依るのであるのとおなじく、刑政における行刑の効果も亦おなじ方法に依らねばならぬのである。しかし、從來の司法は、自己が回顧的方法において量定したところを宣告することに因つて、その職務を完うしたものと考へてゐるのであるし、從來の行刑は、多くは、裁判所が宣告したところを執行することに因つてその職務を盡くしたものと信じてゐるので、兩者共に行刑の効果については責任を執るところがなかつたのである。ただ、最近に至り、わが國の行刑は、少なくともその精神において一新するところを見るかに至つたのであるが、しかし、裁判所の宣告したところが、適正を缺くもの多きにおいては、ただ、その範圍内において最善の努力を爲すといふに過ぎざるを得ないことになつてゐるのである。

しかし、刑政は、裁判を宣告したところに終るのでなく、實は、そこに國家の任務がはじまるのである、(一九二五年のロンドン國際刑務會議において、時の議長から發せられたこの言葉は、われわれがしかくり返すにもかかはらず、日本法理的應報刑主義の論者からは、一度も論評せられたことがない)、として見るにおいては、一方において、行刑の方法がその面目を新たにするに至らねばならぬと同時に、他方において、裁判所が、適正量刑とするところにつき、その思想を一變せねばならぬことになるわけである。これが現下の喫緊の問題である。

しかし、思想は漸を追うて進むの外ないものである。一度固定した思想に對して百八十度の轉回を爲さしめようとするについては、立法は妥協なり、の原則に依らねばならぬのである。(立法をもつて妥協なりとするのは、リストがわれわれに示した改革の方法である。われわれに反對な立場の論者は、常にかやうな妥協を拒否しつつも、實踐的には、おのづから、妥協の歩を進めねばならぬことになつてゐるのである)。

かやうな妥協の方法として案出せられたものが、すなはち、刑法の二元主義である。刑罰と保安處分との兩者を用ひることに因つて、舊派の主張に對し、おのづから、妥協を促がさうといふのである。舊派の論者たちは、觀念的に刑と保安處分との間に成立する性質上の差異を高調するのである。しかし、かやうな觀念論は、これをその説くに任せておいてよしとすべきであらう。何となれば、それは要するに觀念論であるからである。その間において、實踐的には、從來の刑罰が、その倫理性道義性と稱せられるもののために、刑政をして甚しく弛緩せしめたのを、かく保安處分に依り、漸次に補充し、おのづから是正しようとする事になつてゐるのである。新派の妥協案——ここに、それが一種の皮肉な刑事政策になつてゐるのである——に對し、舊派も、亦、追迫には妥協せねばならぬのである。いかに刑罰の名において社會保全を拒否するものであつても、社會保全の必要はその人人といへども之を認めねばならぬのである。況や、今、明かに相對的應報論を唱へるに至つた人人においてをや。刑罰の名稱を去ることに因つて、それ等の人人も、おのづから、われわれの創意し立案するところに追隨せねばならぬことになるのである。刑罰と保安處分との區別及び關係についての理論上の争は、なほ暫くつづけられよう。しかし、保安處分に依る刑法の二元主義は、二十世紀の刑法をして二十世紀の刑法たらしめることになつたのである。

二十世紀の劈頭において、刑法の改正上、主觀主義を多分に容れて諸國に先鞭をつけたわが國は、不幸にも、保安處分については、イタリヤ及びドイツの後塵を拜せねばならぬことになつてゐる。しかし、それは兎も角もとしよう。すでに、改正刑法假案は、諸國の例に倣ひ、明かに比較法的所與の上に、その保安處分を規定することになつたのである。

ただ、その間において二つの事項が留意されてしかるべきである。その一は、わが改正假案が、常習累犯については、直ちに不定期刑を規定したので、二元主義に依らなかつたことである。われわれに對し反對の立場を採る人人からは、この點についての批評が未だ明かにされてゐない。しかも、これは比較法的にはわが改正假案の特色になつてゐるのである。その二は、わが國が、今、ただ思想犯の一角からではあるが、初犯者に對しても保安處分を認めることとした點である。初犯者に對する保安處分としては、特殊の犯罪人に對して、わが改正假案上、豫防處分の規定が見えてゐるのであるが、今、また、治安維持法上、豫防拘禁の制度を見ることになつたのであり、これが、わが國の制度の特色になつてゐるものと考へられるのである。

理論的には、一方に不定期刑主義が認められ、他方に保安處分が規定されることを、今いかに統一的に理解すべきかが問題として考へらるべきであらう。しかし、制度は、その發展において全面的に歩調を整へるわけにゆかないものである。これは、進化といふ現象に存するやむを得ないところとせねばなるまい。しかし、わたくしは、右の兩者が共にわが國の創案とも考へられるところに、日本法理的——この語は、果してかやうな場合に用ひられてもいいであらうか——なものが看取され、批判され、さうして發展せしめらるべきであると思ふのである。

二

一 豫防拘禁の制度は、非常時法としての治安維持法の改正において採用されたものである。それで、非常時法發展の系列において、それが何ものを意味するかを考へて見たい。曾て、豫防拘禁が議會において討議された折、議會

は政府の説明に對して十分の理解を示さなかつたのであるが、今は、非常時立法のすべてと共に、法案は容易に議會を通過することになつたのである。

わたくしは、非常時立法の成立に關する政治的事情の如何を問題の外に置きたい。非常時立法の政治史は別に之を説くべき人がある。わたくしは、特に、非常時立法の發展における法律思想の進化を問題とするのである。それは、政治に従事する人人の意識を離れて、非常時に潜在するもののおのづからなる展開を、社會學的に考察し、それに就いて哲學的にその價值と意義とを批判しようといふのである。わたくしは、かやうな立場から著書『非常時立法の發展』を書いたことであつた。非常時立法において事實として發展しつつあるところのものに就き、その規範的意義を價值論的に考察したわづかばかりの試みである。

わたくしは、昭和十二年以降、非常時立法の發展が、その年年に一種の特色を具有するものと見らるべきでないかを考へてゐるのであり、そこに貴重な進化が認められるやうに思ふのである。その一は、先づ、物の統制であつて、昭和十二年に臨時法として制定せられたものである。臨時資金調整法と輸出入品等臨時措置法とがその重要なものである。昭和十三年に至つては、その二として、人の統制といふことが著しくなつたといひ得るのでなからうか。さうして、茲には法律はもはや臨時法でなくなつたのである。それでも國家總動員法は戰時事變に關するものであつたが、農地調整法に至つては、恆常法であるばかりでなく、更に平時の法律であるのである。かくして、昭和十四年に至つては、事が、その三として、社會の統制に及んだのである。社會の統制としては、昭和十三年において、すでに、社會事業法を見たのであつたが、昭和十四年に至つて、更に人事調停法と司法保護事業法とを見ることになつたので

あつた。わたくしは、更に之に加へて、鑛害賠償の無過失責任に關する鑛業法中改正法律の意義を考へてゐる。さて、續いて、第四期は、昭和十五年における税制の改革である。税制の改革は、單に國家の收入を増すといふだけのものでない。それは、倫理的に且つ技術的に租税の負擔における社會的衡平を完うするものでなければならぬのである。さうして、最後に、第五期は、昭和十六年における刑罰法の強化である。刑罰法の強化は、非常時立法の發展の最後の階段として企てられ、又仕遂げられたものであつた。すなはち、新治安維持法はかくして成立したのであり、豫防拘禁の制度はかくして承認せられることになつたのである。わたくしは、かやうに理解することに因つて、各種の非常時法における文化的な意義と價值とが理解され得るものと考へるのである。假りに、若し治安維持法の改正、特に豫防拘禁といふやうなものが、非常時立法の第一期において企てられたとせむか、わたくしは、それが果して圓滑に民衆の理解を完うし得たかを疑はねばならぬのである。固より非常時立法は常に罰則を伴はねばならぬのであるが、しかし、その強化は第五期に至つての仕事であつたのである。政治史的には、第一期における法律の罰則が輕きに失したのを漸くにして認めるに至つたといふことにもならう。しかし、思想史的には、罰則は、實體的關係の整備を待つてはじめて強化せらるべきであるのである。それに由つて、國家は單に權威的に行動するものでなく、やはり、文化的な機能のものであることになり、その立場において、はじめて、豫防拘禁の制度も、その價值と意義とが理解せらるべきであるのである。

二 何故に、豫防拘禁の制度に對しては、從來、議會においてしかく難色を見たことであらうか。いふまでもなく、それは、形式において刑罰の名を避けつつ、しかし、實體においては刑罰の外なきものと理解されたからであ

る。しかも、そこに刑罰とされたものは、要するに、傳統的な意義における害悪刑であるのである。換言すれば、豫防拘禁の制度は、議會の協賛を経るの意義において形式上憲法第二十三條に従ひつつも、その實體においては、一事不再理の原則を破り、又、罪刑法定主義のそれをも覆へすものとされたのである。それは、憲法の精神に鑑みて採るべからざるものであり、人權の保障上由しきものであるとせねばならぬのである。すなはち、官權の恣意に對する疑惑が免れないものとせねばならぬのである。

しかし、今、非常時の今日において、われわれは、不當なる思想が銃後の秩序に對し紛亂を試みむとするを固く警しめねばならぬ。さうして、立法權が、政策のすべてを舉げて執行權に委譲しつつある折から、豫防拘禁の如きも、亦、國家的緊急状態の問題として考へねばならぬのである。國家的緊急状態には、刑罰法規不遑及の原則を固守することを許さないものがあるともせねばならぬので、正面から事後において刑罰を加重することにしてもなほ且つ事は許さるべきであるまいか、とも考へられるのである。われわれは、政治上、曾て、豫防拘禁が議會においては好意をもつて迎へられなかつた時と、今、事情が大に趣を異にするに至つたことを考へねばならぬ。すなはち、新治安維持法は非常時法として成立したのである。法規の形式上、刑法における傳統的な諸原則との調和が全うされたといふが如きは、單純な法律的體裁の事に外ならぬものとも考へられよう。

しかし、わたくしは、かやうないはば政治的な見方において豫防拘禁の制度を考へたくない。抑も、非常時立法は、その政治的意義を離れて、その實體上、法律の社會化としてわれわれが唱へ來つたものを、急速度をもつて實現しつつあるものに外ならぬのである。若し、非常時立法の發展としてわたくしの論ずるところに大なる誤謬がないとせら

れるならば、刑罰の強化が、非常時法の第五期に至つてはじめて問題とされたところには、わたくしとしては大きな意義を認めねばならぬのである。さうして、それは、非常時法一般が、實は、臨時法に非ずして恆常法であり、又、戰時法に止まらずして平時法でもある、とするのわたくしの見解において克く理解し得られるものである、と考へるのである。

すなはち、刑罰の強化は、事物の實體に對し國民の理解を進めた上での仕事とされることになつたのである。さうして、治安維持法の改正も、亦、かやうな意義において、茲に、國民の理解を完うし得ることになるのでなからうか。國民の妥當なる理解を待つて運用せられるにおいては、憲法第二十三條の規定は、必しも罪刑法定主義として傳統的に説かれ來つたやうな各種の意義を含むものでない。それは、その規定の形式の示すが如く憲法上の立法事項を定めただけのものであるに止まることは、すでに久しくわたくしの説き來つたところで、かくして罪刑法定主義の意義を新らしくわが國において論じはじめたのであることは、茲に之をくり返す必要はないであらう。

さて、豫防拘禁が、今、國民の克く理解し得るところと爲つたのには、三つの理由があるとし得ようか。その一は、上にも論じたやうに、銃後の秩序の保全である。かくして、そこに豫防拘禁といふその名稱があるのである。しかし、又、その二として、豫防拘禁は、單に豫防を目的とする消極的のものではないのである。それは、被拘禁者をして改悔せしむるための方法として積極的な内容を具有するものであるのである。豫防を目的とするといふ意義においては、それはいはば功利的なものであるに過ぎない。固よりその功利性は國家的功利主義と呼べるべきであるにしても、國民の個人的人格に對する考慮は度外に置かれてゐるのである。しかし、國家は、消極的に自己を保全すると

共に、積極的に國民を自己に同化せしめねばならぬ。茲において、社會保全の方法が、功利的でありつつ更に倫理的文化的意義を具有するゆゑんになるのである。さうして、新治安維持法は、かやうな教育主義を豫防拘禁の本質に屬するものとして規定してゐるのである。

わたくしは、その三として、國家が、今、その刑政における失敗を無理押しするの態度を、この新制度において明かに修正せむとするものと考へるのである。從來の刑政は、その客觀主義の結果として、上に述べたやうに、無用な殘虐性と不當な弛緩とを免れないことになつてゐる。まづ、その不當な弛緩の點につき、社會はもはやそれに堪へられないものとせねばならぬ。しかも、その弛緩を矯正する方法として無用な殘虐が重ねられてはならぬはずである。されば、傳統的な刑罰の觀念は、茲に捨てられて、新たに、教育の目的をもつてする自由制限の制度といふことが、そこに調和策として考へられることになつたのである。すなはち、保安處分として豫防拘禁の制度の採られたことは、そこに刑罰的殘滓としての何ものもが許されないことを豫定するものであるとせねばならぬ。刑罰が刑罰に非ざるものの形式の下に繼續されるものであつてはならぬことになるのである。

われわれは、かやうな意義において、豫防拘禁の制度を、むしろ平時の恆常法として理解し得ることになつたのであるまいか。かくして、又、そこに、それが非常時法第五期のものたるの意義が成立するのである。一見、權威的のものやうにして、實は、大に文化的なものが内在するものとすべきであるまいか。

三 われわれは、なほ、豫防拘禁の制度が確信犯人に對するものとして規定せられたところに一種の意義を認めたいと思ふ。蓋し、最近の權威刑法は、諸國において、確信犯に對する刑罰を強化し、從來確信犯に對し一種の寛大を

示し來れる十九世紀の風潮に對して全く反對の傾向を示しつつあるものとされるのである。しかし、われわれは、刑罰の峻嚴が果して確信犯に對する方法として適當なものであるかにつき、大に疑をさしはさまねばならぬ。これも、亦、由來、すでに久しく説き來つてゐるところである。固より、確信犯人に對する名譽拘禁——わが刑法でいへば禁錮——といふやうな制度は、少なくとも、その傳統的な形式においては捨てられねばならぬのである。さうして、一方においては、確信犯に對する社會保全の方法が確保されねばならぬと同時に、(われわれは、特に死刑を主張するつもりはないが、從來の短期自由刑は固く戒しめねばならぬものとするのである)、他方においては、教育刑の原則に従ひ、無用な殘虐性を避けることにせねばならぬのである。今、かやうな點に豫防拘禁の制度が考へつかれたわけである。

わたくしとしては、ただ、曾ての所論をくり返すだけに止めよう。『刑法研究』第五卷に、木村教授の著述における確信犯人論を批評しつつ、次のやうに述べておいた。すなはち、われわれの立場からいへば、確信犯人が現代の社會生活に對して同化を肯じない限り、國家はこれに對して離隔の方法を講じなければならぬのであるし、しかし、また、同時に、刑罰の應報的峻嚴性が避けられねばならぬのである。これは、常習犯についていひ得られるのおなじことである。その限りにおいては、確信犯人に特別なものはないのである。と、かやうにわたくしは考へたのであるし、さうして、今もなほさう考へてゐるのである。

換言すれば、問題の要點は、やはり、確信犯人に對しても、一方においては離隔を十分にしつつ、他方においては教育刑をもつて之に臨むといふことになるの外ないのである。それで、畢竟、常習犯人に對するとおなじく不定期處

分に出づるの外ないのである。ただ、その不定期處分と相待つて行刑の個別化が大切なのである。否、不定期刑處分といふことは、當然に行刑の個別化を豫定してゐるのであり、さうして、行刑の實際において、退化的常習犯人と進化的犯罪の確信犯人とに基本的な區別の爲さるべきであることはいふまでもない。と、ただ、平凡に、わたくしは、曾ての如く、今もなほ、考へてゐるのである。

權威刑法における峻嚴性のことはそれとして、別に、わが國では、確信犯人に對する處置の寛大化乃至放任政策があるが、(それは、やはり、應報刑論者客觀主義の論者、特に當時の瀧川教授からわたくしに對して投げかけられた批評であつたことを附記しておかう)、それ等の人人に對しては、わたくしは、次のやうに述べておいた。すなはち、曰く、わたくしは、進化的犯罪に對する方策として、社會乃至國家みづから反省し變革してゆかねばならぬものが多いことを認める。しかし、これは、確信犯人に對し國家が放任政策を採らねばならぬといふことの理由になるものでないのみならず、社會乃至國家の改革事業が進捗せねばならぬことは、一般犯罪現象に對する方策としても亦おなじことである。さうして、他方において、確信犯人といへども、これを適當に處置することに因つて、いはゆる轉向の實を挙げしめ得るといふことも亦事實である。論者の或者は、確信犯人に對する教育の不能なることを説き、これに因つて教育刑論の刑法一般にわたつて支持すべきに非ざることを主張し、さうして、刑は宜しく應報なるべく、且つ確信犯人の放任せらるべきを論じてゐるのであるが、わたくしとしては理解に苦しまねばならぬ、と。

兎に角、新治安維持法は豫防拘禁において、一方には不定期主義を採り、他方には教育主義に依り、これを思想犯

人に對する方法とすることになつたのである。

三

一 ひとり豫防拘禁といはず、保安處分は、一般に、不定期主義と改善主義とから成るものである。

不定期刑は、少年法の分野においてはすでに認められることになつたし、また、常習累犯に對しては、改正刑法假案はしかく鮮やかにこれを認めることになつた。さうして、右の兩者は、ヨーロッパの法制に對するわが國の特色といふべきである。ただ、アメリカにおいては、すでに右兩者についての先例を見るのである。

刑罰における不定期主義は、今なほ、しかく諸國において承認されるまでに至らないのであるけれども、保安處分については、いづれの國も、不定期主義を當然のこととしてゐるのである。すでに、保安處分をもつて、専ら目的的理解すべきものとするにおいては、その目的の到達せられるまでその處分の繼續せらるべきは當然のことといはねばならぬ。新治安維持法は、豫防拘禁を、期間二年のものとしてゐるもの、やはり、繼續の必要ある場合においてはその更新を爲すことを許容するのである。ひとまづ期間二年のものとすることは、かやうな規定が執行機關に對する促進的機能のものとして重要な意義を有つのであることを考へねばならぬ。しかし、その更新が許されるところにおいて、本質上、豫防拘禁は不定期主義のものである。これは、保安處分として當然のことであるにしても、その執行の實體が傳統的な刑罰觀念から全く離れて理解せらるべきものなることを豫定してゐるのである。

同時に、豫防拘禁においては、國家はただ拘禁につき無爲無策なものであつてはならぬのである。かくして、現

に、教育主義が言明されてゐるのであり、『改悛せしむる爲必要な處置』がその内容を爲すものとされるのである。されば、見方に依り、國家は、確信犯人に對する改善的效果をもつて、原則としては二年にして完うされるものなることを豫期してゐるものといふことを得ようか。わたくしは、一派の論者が確信犯人に對する教育の不能なることを主張してゐるのに對し、新治安維持法においては、かやうに教育のむしろ容易なものであることを信するのが、その出發點とされてゐるが如きを、興味をもつてながめねばならぬのである。十年十五年の刑が改悛の目的を達し得なかつたのに對して、二年の豫防拘禁はそれを成し得るものと豫定されてゐるのであらうか。しかし、それは兎に角として、二年の期間といふ規定は、執行機關に對する促進機能として上に述べたものの外に、また、被拘禁者に對し一種の適當なる刺戟を與へるものともいふべきであらうか。被拘禁者はそこに希望を有し得るのである。

さて、不定期主義と教育主義とを結合したところに成立するものが主觀主義である。刑罰の範圍内においてはいかに傳統的な客觀主義が保持されようとも、刑罰のために有終の美を濟すべき豫防拘禁は、専ら主觀主義に依つて構成されねばならぬのである。換言すれば、一方において社會を保全し、他方において行爲者を救ふがためには、國家として主觀主義に依るの外ないわけであるのである。

二 一 なるは、わたくしの特に注意せざるを得なかつたのは、豫防拘禁制において、當然に勤勞主義の採用されてゐることである。新治安維持法は、ただ、改悛といふことを原則としてゐるだけで、その方法としての勤勞主義にまでは及んでゐない。しかし、最近の行刑理論としては、その教育刑主義と共に、勤勞主義が特に重要視されるわけである。わたくしは、曾て、この點につき特に論文を書いたことであり（拙稿『刑法における勤勞の原理』警察研究第九卷昭和十

三年第二號、これも亦近く『刑法研究』第十卷に收められるはずである）、又、各種の著述においてもこれを論じてゐるところである。（『日本刑法』改訂版上卷第六一九頁、『刑法』岩波全書第二八三頁、『刑法總論』第四五三頁）。これは、豫防拘禁が改悛を目的とする以上、當然に明かにされねばならぬところであるので、さうして、現に、豫防拘禁處遇令は、『改悛せしむる爲必要な勞作を課すべし』と規定することになつたのである。

刑罰における勤勞の原則については、應報刑論者の側から強い反對があることを忘れてはゐない。（その最も著しきは例に依り小野教授である）。さうして、また、刑法が、『懲役は定役に服す』と規定してゐるのは、その當初の考へ方として、決して、われわれの意味するところにおける教育刑的なものではないのである。それは、勞働をもつて賤しいものとし害悪に外ならぬものとした舊時の思想に依つたものであり、従つて、名譽拘禁としての禁錮には定役の規定がないのである。しかし、規定の形式はそのままながら、思想は、漸次に變遷を進めてゐるのである。勞働が勞役として考へられないで勤勞として理解せられることになり、かくして、わたくしが有益勞働の原理乃至勤勞における三位一體の原理としてゐるものが意識せられることになつたのである。諸國の新らしい行刑法は、いづれも、勤勞をもつて最も重要な方法としてゐるのである。

應報刑論者は、その害悪刑論の立場からして、定役をやはり害悪として終始すべきものとしてゐるのであらうか。さうして、わたくしが有益勞働の原理とし乃至勤勞における三位一體の原理としてゐるものを嘲つて功利主義なりとし、改善の方法としては教誨と免囚保護とに依るべきであるやうに論じてゐるのを見受けるのである（これも、亦、やはり、小野教授）。固より、教誨と免囚保護との重要性は之を否定すべくもないが、定役の精神と組織とに對し根

本的の改革を講ずることが、又、實に喫緊事であるとせねばならぬのである。定役の内容が有益労働の原則に依つて調整せられない限り、累進制の効果を期待することなどは、思ひもよらざることとせねばならぬのである。

しかし、今や、茲には、事は行刑に關するのではない。形式上、豫防拘禁が、刑罰に屬するものでなく、専ら改善的合目的性に依つて考慮せらるべきものとするにおいては、勤勞の原則がそれを支配すべきであるのは疑なきところとせねばならぬ。さうして、法規上、禁錮の刑に處せられて定役に従事しなかつた者に對しても、豫防拘禁に依つて改悔せしめられるがためには、それに『必要な勞作』が課せられねばならぬわけになるのである。

三 かやうに考へて來るにおいては、刑罰の内容が、今後、いかに改革せらるべきかにつき、われわれは、多くの示唆を受けるものとせねばなるまい。

應報刑論者は、その最近の相對的應報論として、刑罰は目的以上の目的を有ち、教育以上の教育を完うせねばならぬとするのである。(これも、亦、小野教授が、わたくしの名を擧げて、教育刑論に對し挑まれるところの提言である)。わたくしは、これを評して蒸留水を蒸留せむとするが如き主張であるとしておいた。わたくしは、まづ論理的に目的以上の目的といふことが何を意味するかを知り得ないのであるし、實體的に教育以上の教育といふことがいかなる効果を指稱するかを理解し得ないのである。が、それはそれとして、兎に角、われわれとしては、從來の應報的害惡刑主義と客觀主義とに依つては、刑罰の外に豫防拘禁を必要とせねばならぬ、といふ顯著な實證的事態に當面することになつたのである。されば、われわれの意味するところにおいて改善せられた者に對し、更に應報刑をもつて

教育以上の教育を施さむといふが如きは、ただ、幽玄な用語に依つて、浪漫的な觀念を高調するだけである、といふことにならう。

されば、わたくしは、刑罰において完うせられなかつたところを豫防拘禁に因つて補充するといふのでなく、はじめから、行刑そのものを、しかく豫防拘禁において豫定せられるところの原則に従ひつつ經營することがしかるべきである、とせねばならぬのである。この意味において、刑罰は、その本質上、はじめから改善を目的とするものでなければならぬのである。われわれは、わが國の行刑における最近の發達が、この標的に向つてゐることを信じていたい。さうして、裁判所に依る適正量刑といふことは、改めてこの立場から考慮しなほされねばならぬと考へる。換言すれば、刑罰と豫防拘禁——否、更に、保安處分一般——とは、その法規における形式上の差異はいかにともあれ、その實體においては單に程度の差異を見るに止まるものであるのである。

かやうに考へるときは、一方において、豫防拘禁は、實體上、刑罰を不定期的ならしめるものである。刑罰といふ名稱の下においては、不定期主義は、少年法においてのみ、少年法たるの故をもつて許されることになるのであらう。しかし、實は、理論上、實踐上、事前において、回顧的な方法に依り、適正量刑を完うすることは不能の業であるといはねばならぬ。されば、刑罰の名稱を捨て、保安處分の形式において刑罰を不定期的に延長し得るの途——これは加重として理解せらるべきものでない——を開くことになつたものと理解せねばならぬのである。

されば、次に、他方において、豫防拘禁は、又、實體上、累進制の一階段を爲すものとして考ふべきものであらう。累進制の實行が不幸にも刑期の満了に因つて妨げられることは、行刑の實際において、甚しき遺憾事とせねばな

らぬのである。しかし、今や、豫防拘禁の制度は、累進處遇をして中途に挫折することなからしめるものである。かやうに理解することに因つて、立法は妥協なりとせられつつ、仕事が微妙にもその進捗を見ることになるものといふべきであらう。そこに確信犯の處置が文化的な効果を進めるわけになるのである。

四

一 わたくしは、初犯者に對する保安處分の必要といふことが、右の考察から當然に考へられ得ることと思ふのである。傳統的な考へ方に依るの事態として、短期自由刑として従來論ぜられてゐるものばかりでなく、廣く刑政の弛緩が問題とされねばならぬのであり、これについての對策としては、保安處分の形式に依つて社會保全の方法が實體上不定期化され、さうして、累進處遇がそれによつて徹底せしめられねばならぬのである。

惟ふに、行刑累進處遇令は、刑期一年未滿の者を累進處遇から除外してゐる。しかし、一年未滿の刑期が常に適正量刑のものであることを意味するのではないことはいふまでもない。否、一年未滿の短期自由刑は、實際において甚だしばしば累犯の原因になつてゐるとさへいはれてゐるのである。されば、一年未滿の自由刑に對して累進處遇の除外せられるのは、それが累進處遇を爲すべくあまりに短期であるといふことを出でないのである。すなはち、若しかやうに理解することにおいて幸に誤解がないとせられるならば、わが行刑において、一年未滿の自由刑は、行刑としての本來の意義を發揮し得ないものとはじめから抛たれてゐるものともせねばならぬのである。換言すれば、行刑における改善處分は、累犯を待つてはじめて實施せられる、といふの皮肉を免れないことになつてゐるのである。

わが改正刑法假案は、豫防處分として『懲役の執行の終了に因り釋放せらるべき者、釋放後に於て更に放火、殺人又は強盜を爲す虞あること顯著なるときは、裁判所は、豫防處分に付する旨を命ずることを得』として、上にも一言したやうに、事を特殊の犯罪人に限つてゐるけれども、何故にかく制限を設けねばならぬかの理由に至つては、實際上、かやうな必要の特別に認められたことがある、といふだけのものである。しかし、今や、治安維持法違反についてそれが當然に擴大されることになつた。これは、まづ更に廣く確信犯一般に對しても擴大せらるべきことであらう。さうして、又、實は、竊盜詐欺の普通の犯罪がいつまでもそれから除外されねばならぬといふこともないであらう。

わたくしは、初犯者に對しては改悛の有無が必しも明かに實證され得ないので、ひとまづ刑期の滿了において釋放するの外ないものである、とするの議論を耳にしてゐる。實踐上さもあらうかとも考へるのであるものの、しかし、假出獄の制度は、すべての犯罪について適用されるのである。さうして、それは、刑期中において、すべての犯罪につき改悛の有無が實證され得ることを豫定せねばならぬものである。しからば、反對に、刑期の終了した場合においても、改悛の有無の實證され得るものがあるとするべきではあるまいか。わたくしは、かやうな意味において、初犯者に對しても、一般的に保安處分が考慮されていいはずであるとおもふのである。ただ、常に官權の錯誤擅斷が疑はれてはならぬので、手續上、保障的なものが重要視されねばなるまい。論者に依つては、保安處分が刑罰でないことを理由として、之を單純に行政處分に委ぬるも可なることを主張してゐるのであるが、（茲にも小野教授の名が引用されるわけである）、保安處分が、その實體上、やはり、裁判所の管掌に屬せしめらるべく、さうして、成るべく法定主義の適用を受くべきであるとされることは、一般の立法例がこれを示してゐる。なほ、その外に、改悛の有無を認定

するについての査定機關として、假出獄委員會刑務委員會のやうなもの——わたくしが皮肉をもつて行刑陪審と稱してゐるもの——が特に考慮されねばならぬわけである。

二 わたくしは、更に進んで、犯罪を構成せざるものと考へられてゐるものにつき、保安處分の必要があることを論じておきたい。

まづ、教唆の未遂がこの點において問題になるのである。教唆の未遂をもつて理論上犯罪を構成しないものとするのは、傳統的な學說であり、また判例である。しかし、教唆の未遂において表現せられる行爲者の社會的危險性は、果して、社會保全上、放置されていいものであらうか。

わが現行法は、漸次に教唆の未遂を處罰することにしてゐる。しかし、教唆の未遂に依つて表現せられる行爲者の社會的危險性について考慮すべきは、しかく特殊のものに限らるべきであらうか。現在の立法は、ただ、さし當りその特殊の犯罪につき、その危險性が放置するに忍びざるほど顯著なものになつてゐる、としてゐるだけのことである。教唆の未遂に對する處罰の規定は、追追に擴大せられることであらう。

この間において参考とせらるべきは、イタリア新刑法である。イタリア新刑法は、教唆の未遂をもつて犯罪を構成しないものとしつつ、しかし、それは保安處分に付せらるべき原因と爲るものとしてゐるのである。これはイタリア新刑法の誇りとしてゐる規定であり、それに依つて、傳統的な學說と新しい主張とが調和を見ることになるものとせられるのである。

しかし、いふまでもなく、イタリア新刑法のかやうな規定に追隨した例は、他にない。最近の立法例においては、

教唆の未遂を當然未遂に屬するものとしてその處置を爲すのを一般的傾向とするのである。

三 わたくしは、法律の錯誤を更に問題としたい。一派の論者は、犯意の成立上違法の認識を必要としてゐる。それは、ドイツにおいては學說として廣く行はれてゐるところである。しかし、事實において、違法の認識を缺くことは、少なくとも自然犯の範圍においては行爲者の性格の反社會的なることを覆ふものでない。されば、責任無能力者に對し保安處分を必要とするの理論が、かやうな反社會的性格の者にまで及ぼされてしかるべきことであるまいか。學者に依つては、違法の認識なき者に對し規範的危險性を認めないとしつつ、事實的危險性を肯定してゐるのがある（宮本教授がかやうに説いてゐられるのでなからうか）。わたくしは、かやうな事實的危險性の者に對して保安處分の講ぜらるべきことを考へてゐるのであるが、しかし、その種の論者から未だかやうな趣旨の刑事責任の主張されてゐるのを耳にしない。さうして、他の學者においては、犯意の成立上しかく違法の認識を必要とすることから、苟も違法の認識なき限り、いかなる行爲に出づる場合においても、これに對して社會は放任政策を採るのがしかるべきであるとしてゐられるものと考へられるのがある。（小野教授の所説は結局さういふことになるのであるまいか）。

法律の錯誤に關して自然犯と法定犯との區別を設けて事を考ふべきものとするのわたくしの所見については、茲では深入りしない。判例は、犯意に關する傳統的な考へ方に従つて、法定犯についても違法の認識を必要としないから、實踐的には、法律の錯誤と保安處分との關係についての右の考案は意義なきこととせねばならぬ。しかし、應報主義の倫理性を高調して犯意の成立上違法の認識を必要とするの論者は、この點を考慮してしかるべきでなからうか。

兎に角、犯意の成立上違法の認識を必要とすることは、主観主義を徹底したものであるかのやうに説くのは、(これは小野教授の所説である)、われわれの主観主義とは相距ることの遠いものであるといはねばならぬ。われわれの主観主義では、社會保全の立場から、社會的危険性のことを考へてゐるのである。

四 事の序に、過失について一言しておかう。論者は、過失について主観主義を採ることが刑法理論としての主観主義を徹底すること、なほ、犯意の成立上違法の認識を必要とすることがしかると同じ、としてゐる。(これは小野教授の明かに論ぜられるところである)。しかし、社會の保全は、社會の各員が善良なる管理者の注意において缺くところなきことを要求してゐるのである。従つて、注意能力の十分ならざる者に對しては、それが自己の能力を完了したとしても、善良の管理者たるの注意を盡くしたのでないにおいては、保安處分に付せらるべきものであるとせねばならぬのである。その者の性格は、その行爲に依つて反社會的であることの表現されたものといはねばならぬ。その論者が説いてこの點に及ばないのは、いかがのものであらうか。

さあれ、判例は過失について客觀説を採るものと解すべきであらう。少なくとも判例上主観説の問題とされたことはないやうである。しからば、この問題も、われわれに對し常に反對の立場を採る人人に向つては敢て質さねばならぬところであるもの、さし當り、實踐的には問題とするほどの價值はないといふことにもなるのであらう。

リストの刑法體系における所謂矛盾について

日 沖 憲 郎

フランツ・フォン・リストの刑法體系の哲學的基礎はこれをいづこに覓むべきであらうか。一言もつてこれを蔽へば、それは自然主義的實證論であつたといふことができるであらう(一)。それはリストの生きた時代の精神であつたのである。ドイツにおける觀念論的哲學の時代は過ぎて、今や思惟は前代の哲學者たちが空しく解決を求めた形而上學的問題に倦怠した。かくて經驗的現實をありのままに觀察することが新しい時代の精神となつた。實證的に與へられたものを因果的に把握しようとする風が興つたわけである。自然科学の優越が語られ、あらゆる分野にその方法を施用しようとする氣運が漲つた。

この新しい觀察方法が人間にも及ばねばならなかつたことは當然である。もつとも人間が研究の對象であつた點は前代と雖も變りがない。しかしながら、觀念論的時代にあつては、人間とは思惟するものであり、哲學的主體であり、謂はば本體人(homo noumenon)であつた。これに對して實證論の對象とする現象人(homo haenomenon)はあくまで自然的に與へられた人間であり、かくして實證論はこれを計量的方法によつて因果的に説明しようとするのである。實證論に従へば、與へられたものとはすなはち成つたものであり、それは所謂結果でなければならぬ。

結果は原因力によつて條件づけられたものであるから、これは再び元の條件に復し得るものであり、従つてこれはかかるものとして説明し得らるべきものである。リストの生きた時代の學問的思考の一般的構造はおよそのやうにいふことができるであらう。かくしてその時代の全精神生活は新たな、さうして全き變革を歴することとなつたのである。

(1) リストの刑法體系の哲學的基礎については、特に Welzel, *Naturalismus und Wertphilosophie im Strafrecht*, 1935, insbesondere S. 22 ff; Wolf, *Vom Wesen des Täters*, 1932, S. 7 ff; Bockelmann, *Studien zum Täterstrafrecht*, I. Teil, 1939, S. 86 ff. 氏が國の最近の文獻として挙げべきは、木村教授、*刑法に於ける人間*（刑法解釋の諸問題所收一頁以下）。

かやうな發展の歩みに連れて刑法理論がおのづから變遷するに至つたのは敢へて異とするに足りない。かくて犯罪もまた自然科学的な、因果的な觀察方法に服することになつた。かかる觀察方法に従へば、犯罪は經驗的世界における爾餘の現象と同じく作用する原因の必然的結果なのである。かやうに犯罪が一定の諸條件の結果であるとしたら、刑罰はこれらの條件に相對抗する原因とならねばならない。換言すれば、刑罰は犯罪防止の目的のうちその正當化と且つまたその量定の標準を見出さねばならない。かくしてリストに従へば、刑罰は「法益侵害による法益保護」となつたのである(一)。この命題の正當性については、今此處に論じない。さらにまたリストがこの命題を歴史的に根據づけ、それを刑法の史的發展の結果として證明することに成功したか否かも暫く論外としよう(二)。唯此處に注目し値するのは、かうした目的觀察の立場から行爲者の把握が可能となつたことである。言ひ換へれば、犯罪防止といふ刑罰の目的から一つの行爲者類型學が打ち樹てられたといふことである。

(1) Liszt, *Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge*, Bd. I, S. 142.

(2) Bockelmann, a. a. O., S. 91.

リストの見解によれば、法益侵害としての刑罰は強制である。さうして目的意識的な強制としては、刑罰は二つの性質をもつてゐる。その一は間接的な、心理的な強制であつて、この機能においては刑罰は改善または威嚇による「犯罪者の社會への人工的適應」である。その二は直接的な、機械的な強制であり、この役割においては刑罰は一時的なもしくは永続的な排斥による「社會的に無用な個人的人工的淘汰」である(一)。此處に新しい行爲者類型學の基礎が與へられることになつた。蓋し、改善、威嚇、排斥が眞に刑罰の可能な本質的な作用であり、さうして同時に刑罰による法益保護の可能な形式であるとするならば、この三つの刑罰形式にはまた同じく三つの犯罪者の範疇が照應しなければならぬからである。その三つの範疇とは、すなはち、改善可能であり且つ改善を必要とする犯罪者、改善を必要としない犯罪者および改善不能な犯罪者であつて、この最初のものとは最後のものがリストによつてその後さらに状態犯人なる上位概念に包攝されたところのものであつたのである(二)。

(1) Aufsätze, Bd. I, S. 163, 164.

(2) Aufsätze, Bd. II, S. 191, 194.

かやうにして與へられた體系は、リストをしてこの基礎の上に立つ一聯の刑事政策的要求を提案せしめた。それは周知のごとくであつて、此處に一々これを重ねて擧ぐる要を見ない(一)。だが、曩に擧げた三つの範疇に對するリストの關心は同程度のものではなかつたのであつて、その關心は主として改善可能な状態犯人に向けられてゐたといふ

ことができよう(二)。リストの説くやうに、慣習犯罪に對する精力的な闘争はなるほど當代の喫緊の要務たるには相違ないが、かかる改善不能者についてはその處置の困難よりもその判別の困難といふことが問題となる。しかし、このことはむしろ道徳統計や犯罪人類學の任だとされたのである(三)。改善不能者に對する處置は簡單である。終身もしくは不定期の拘禁がそれである(四)。次に改善を必要としない犯罪者、すなはち機會犯人にあつては、刑罰の及ぼす有害な効果を防止することが、威嚇といふ積極的な刑罰目的の達成よりも一層大きな意義をもつてゐる。短期自由刑は廢されなければならない。これに代はるべきものとして罰金刑ならびにその換刑としての所謂拘禁を伴はない刑罰労働が提案され(五)、さらにまた條件附有罪判決制度が勸奨されたのであつた(六)。が、本質的に重要なのは改善可能であり且つ改善を必要とする犯罪者の取扱である。改善不能者および機會犯人にあつては刑罰は唯防衛の機能を營むに過ぎなかつた。しかし、改善可能者は改善によつて社會に復歸せしめらるべきものである。そこで問題となるのは、改善の目標は何であるか、改善の手段として何が有効であるか、さらにこの手段の合目的適用はいかなるべきかといふ點にある。リストによれば、まづ、改善の目標として掲げられたのは法的改善であり、且つそれ以上を出でなかつた(七)。此處にいふ法的とは何を意味するか。この法的なる表現は、社會的といふと同義に解すべきであらう(八)。何となれば、改善の庶幾するところは、取りも直さず犯罪者の擔つてゐる缺陷の矯正であるからである。行為者を驅つて犯罪者たらしめるのは反社會的心情である。されば、反社會的心情は克服されなければならない。すなはち、それは社會生活の要求に合致せしめられなければならない。しかし、リストはそれ以上を求めてはならぬとするのである。「法的(社會的)價值判斷を道徳的・審美的價值判斷によつて代へようとするのは謬りである」と明白

に述べてゐる(九)。従つて、所謂市民的改善がその全部であつたわけである(一〇)(一一)。次に有效な改善手段として取り上げられたのは、謂ふまでもなく自由刑である。が、この場合重要なのは自由刑の内容をいかに定めるかといふ點であるわけであるが、リストは何を措いても勞働強制が結合されねばならないことを主張するのである(一二)。しかしながら、最後にかうした改善手段が果して能く庶幾の効果を收め得るか否かは、全く一にその適用如何に懸つてゐる。さうしてリストはこの點について最も決定的な改革を要望したのであつた。それが何より強調されたのは、刑罰の量定の點についてである。短期自由刑は斷じて排斥せらるべきである(一三)。さりとして法定刑の最小限を高めるだけでは事足りない。定期刑は一般に斥けらるべきものであり、刑の言渡は不定期なるを要する(一四)。さうして終局的な量刑は刑罰の執行中に始めて與へらるべきものである(一五)。かくのごとくして始めて合目的な量刑が可能となるわけである。改善の對象たる人間を識ることは、公判の能くするところでもなければ、將たまたあまりにも短い刑の執行中になし得るものでもない。しかも刑罰の種類とその程度とはあくまで行為者の本質から、その反社會的心情の上から定めらるべきものである。従つて受刑者はその反社會的心情に變化を來したとき、始めて釋放されることになる。だが、これをなすのは裁判官ではない。蓋し、裁判官は能くそれをなし得ないといふのがリストの見解である。何となれば、この決定は受刑者に對する永い、綿密な觀察、受刑者との個人的な感情上の接觸、かの裁判官には究め得ぬところの具體的經驗を前提とするがゆゑである。かくて終局的な量刑は特別の行政官廳の手に移譲せらるべきを説くに至つたのであつた(一六)。

(一) リストの刑事政策を論じたものとしては、わが國におけるその祖述者であられる牧野博士の幾多の述作が挙げらるべき

である。特に刑法研究第四卷一頁以下。木村教授、リストの刑事政策的基礎概念（刑事政策の諸問題所収一頁以下）。

- (II) Bockelmann, a. a. O., S. 92.
- (III) Aufsätze, Bd. I, S. 166, 167.
- (IV) Aufsätze, Bd. I, S. 169.
- (V) Aufsätze, Bd. I, S. 407 ff.
- (六) Aufsätze, Bd. I, S. 360 ff.
- (七) Aufsätze, Bd. II, S. 209.
- (八) Bockelmann, a. a. O., S. 93.
- (九) Aufsätze, Bd. II, S. 191, Anm. 1.
- (IO) Aufsätze, Bd. II, S. 399.
- (一一) ホッケルマンは市民的改善、すなはち、社会生活の要求への適合とは畢竟するに「無色な再社会化」に外ならぬとし従つてこれをもつて徒らに形式的な、所詮實現不能な改善目標だと斷ずる。Bockelmann, a. a. O., S. 110. なお、この點に
* H. v. Wedel, Franz v. Liszt's geschichtliche Bedeutung als Überwinder des Positivismus, Schweizerische Zeitschrift, Bd. 47, S. 324 ff.
- (一二) Aufsätze, Bd. I, S. 399.
- (一三) Aufsätze, Bd. I, S. 391 ff.
- (一四) もつともリストと雖も絶對的不定期刑制度を提案するものでないことは、これを明かにしてゐる。Aufsätze, Bd. I, S. 339.
- (一五) Aufsätze, Bd. I, S. 333.
- (一六) Aufsätze, Bd. I, S. 334 ff.

既にして私はリストの刑事政策上の諸要求についてあまりに多くを説き過ぎたかも知れない。そこでこれらの諸要求を貫く指導契機については、むしろリスト自身をして語らしめよう。「國際刑事學協會の信ずるところを、或はまた——私が個人的に語ることを許されるならば——私自身の信ずるところを、私は纔かの言葉に纏めよう。我々は強力な、目的意識的な刑事政策を要望する。我々は國家、法秩序が從來よりもつと目的意識的に、從來よりもつと假借するところなく犯罪および犯人を克服せんことを要望する。さりながら、犯罪を克服しようとする者は犯罪を識らなければならぬ。彼は犯罪を概念的抽象としてではなしに、社会的ならびに個人的生活の現象として、出來事として學ばなければならぬ。犯罪を識るとは犯罪者を識ることの謂ひである」。今やリストの體系において行爲者が中心を占めつつあることは明かである。罰せらるべきは行爲ではなくして行爲者である。すなはち、此處では行爲ではなくして行爲者が體系の最前景に押し出されてゐるのであつて、リストはそこからして刑事政策上のあらゆる歸結を見出さうとした。かくしてリストは上述のやうに刑罰手段および刑罰の量定の領域においては實に首尾一貫した行爲者刑法の組織者となつたのである。なるほどリストは行爲者の定義をしてはゐないが、これが何を意味したかはおのづから明瞭である(II)。行爲者とは抽象的概念ではない。それはあくまで自然的人間である。それぞれ與へられる心的ならびに身體的特性を具へつつ、一定の社會群の成員として生きる自然的人間なのである。リストは屢々心情といふ言葉を用ひてゐるが、それは人間の心的、精神的全體を指すに外ならず、精確な、因果的な觀察に堪へ得るものである。かくのごとくして自然主義的行爲者主義が全刑法を規制することとならねばならない。

(I) Aufsätze, Bd. II, S. 3.

(二) リストを先達とする新派刑法學における犯罪的人間の性格については、木村教授、刑法に於ける人間（刑法解釋の諸問題所収一頁以下）参照。

二

かやうにして全く新しい刑法觀の發展すべき素地が作られた。リストの自然主義的行爲者主義は曩に觀たやうにまづ刑罰の種類および程度に現はれたのであるが、それはさらに進んで刑罰の條件にも及ばなければならない。何となれば、自然主義的行爲者主義は刑罰の量定と同じく刑罰の基礎づけにも妥當し得るし、また妥當しなければならないからである。もし刑罰の量定にとつてかの犯罪者の心情が標準となり且つならなければならないとしたら、それは刑罰の條件にとつても當然しかあらねば首尾一貫しない。犯された犯罪と均衡を保つて科される定期刑の有罪判決制度から、専ら犯罪者の心情に重きを置く條件附有罪判決制度へ、さらにまた不定期刑のそれへ移行行くことは、やがて犯罪の構成要件を廢止し、それに代ふるに犯罪心理學的乃至犯罪社會學的類型に刑を科するといふ規範をもつてするにしなければならぬ。かくして始めて統一的な自然主義的行爲者刑法の道が拓かれるわけである。

しかるに、リストは周知のやうにこの歸結には従はなかつた。刑罰の條件を論ずる刑法論の分野においては依然として行爲に執着したのである。リストによれば、犯罪は行爲であり、しかも法律學的行爲の一種である(一)。行爲概念こそはまことにその刑法論の礎石であつたわけである。將來の刑法にあつても構成要件の重要性は聊かもその度を減すべきではない。リストは強く主張する。「我々は刑罰なる法的效果の結び付くべき個々の構成要件をできる限り鋭く限界することを希望する。我々はこの目的を達するために、刑罰賦科が保護を志すところの法益をできる限り明

瞭に把握し、保護せらるべき法益に對する攻撃をできる限り精確に記述せんことを欲する(二)。さうしてかうした行爲刑法の立場は個々の理論の上にその展開を見たのである。犯罪者の心情に重點を置く行爲者刑法にあつては、未遂の可罰性は法益の上に齎された客觀的侵害によつて基礎づけらるべきでないに拘らず、リストは周知のやうに未遂犯について客觀説を執つてゐる。すなはち、客觀的規準によつて未遂と豫備とを分ち、さらに罰せらるべき未遂犯と罰せられざる不能犯とを區別した(三)。また共犯論においても實行行爲といふ客觀的規準に従つて共犯の形式を限界した(四)。リストがあれほど強調した機會犯人と慣習犯人との區別といふものも、それが體系的に展開されたのは畢竟刑罰の分野に止まつたのである。かうした純粹な行爲者類型を刑罰の條件の方へ導入することは、リストの極力警戒したところであつた。「刑法上保護せらるべき法益の各々が精確に規定され且つ正しい位置に置かれつつ體系化されるといふことこそは、實際的に有用な刑法典の第一の前提である(五)。かくて我々は刑法論の領域においてはリストが首尾一貫した行爲刑法の立場に立つてゐたことを知らねばならない。

(一) Aufsätze, Bd. I, S. 238.

(二) Aufsätze, Bd. II, S. 391.

(三) Liszt, Lehrbuch, 21/22 Aufl. S. 194 ff.

(四) Liszt, a. a. O., S. 213 ff.

(五) Aufsätze, Bd. II, S. 424.

リストは刑法論の領域においては行爲主義の下に立ち、刑事政策の領域においては行爲者主義の下に立つ。此處に我々はリストの刑法體系における矛盾を認めざるを得ない。リストの刑法體系における矛盾は、或はダンネンベルク

によつて刑事政策における自由主義の拋棄と刑法論における自由主義の固執との對立といふ形で捉へられ(一)、或はヴォルフによつて自然科学的・人間研究と法律學的概念研究との方法的矛盾といふ角度から取り上げられたところのものであつた(二)。ところが、この問題は近くポツケルマンが曩に掲げたやうな行爲主義と行爲者主義との對立といふ視點から比較的詳細な論評を企て(三)、これに次いでゲオルガキスがポツケルマンと觀方を異にしながら同じ問題を省察するに至つた(四)。惟ふに、この問題は刑法および刑事政策の根本に觸れるものであり、その解決は最も困難を豫想されるものである。しかもこれを解決することが理論的にもまた實踐的にも不可避のものであることはいふまでもない。解決の方向は次のいづれかである。リストによつて樹てられた行爲者主義をあくまで刑法論の上に貫くか、それともこの行爲者主義を再び刑事政策の分野から驅逐するか、跛行的な刑法體系はそのいづれかの途を歩むことによつて終結されなければならない。さうしてもしリストの出發點にして正しかつたとすれば第一の道を進むべきであり、もし反對にそれが謬つてゐたとすれば第二の道を執る外はない。この解決はまづ何がリストをしてかやうな立場に止まらせたかといふ根拠を探ることから始められることを要するであらう。

(一) Dannenberg, Liberalismus und Strafrecht im 19. Jahrhundert, 1925, S. 57 ff.

(二) Wolf, Vom Wesen des Täters, 1932, S. 8.

(三) Bockelmann, a. a. O., S. 90ff.

(四) Georgakis, Geistgeschichtliche Studien zur Kriminalpolitik und Dogmatik Franz von Liszts, 1940, S. 42 ff.

ところで、リストは果して自分自身右のやうな矛盾を知つてゐたものであらうか。我々はポツケルマンとともに然

りと答へることができらうであらう(一)。リストは刑罰の量定の領域に打ち樹てた行爲者主義を刑罰の條件の領域にまで押し進めることがその矛盾を解消するに足るものであることを心得てゐた。しかもリストをしてこのことを阻ばしめたのは何よりもまづ自由主義的な、法治國的な考慮であつたのである(二)。リストはいふ。「刑罰は各人の個人的自由に対する甚だ深刻な侵害であるから、單に嫌疑ではなしに確實性が、ひとり犯罪者の心情ではなしに行爲が與へられなければ、これを科してはならない(三)。もつともこれだけを見ると、リストをして行爲主義に踏み止まらせたのは、行爲者を確定することの困難さにあつたかのごとく思はれぬでもない。だが、リストは明白に説く。それは周知の言葉である。「刑法典は犯罪者のマグナ・カルタである。…法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし」といふ二つの命題は——國家の全能に對する、多數の假借するところなき力に對する、『レヴィアザン』に對する國民の堡壘である。私は年來刑法をもつて『法的に制限された國家の刑罰權』であると叫んで來た。私は今や次のやうにいふことができる。刑法は刑事政策の越ゆべからざる柵であると(四)。自由主義者としてのリストの面目は躍如たるものがある。リストは刑事政策上の改革に對する鬭争に當つてその社會的思想の實現を圖つたと同じ熱情をもつて今や國民の自由の擁護に任じようとする。さうしてその高名な教科書は取りも直さずリストがこの堡壘を建設すべく犯罪概念を慎重に體系づけたものであつたのである。

(一) Bockelmann, a. a. O., S. 104.

(二) 諸家の一致する意見である。『ケルン』例(五) Kohlrausch, Reform des Strafrechts, 1926, S. 5; Dannenberg, a. a. O., S. 57ff; Bockelmann, a. a. O., S. 105. ゲオルガキスは特に自由主義者としてのリストの相貌を詳しく描いてゐる。

なほ、ポツケルマンはリストが行爲者主義を徹底し得なかつた今一つの根據として近代學派の犯罪心理的研究があまり結果を挙げ得なかつたことを指摘してゐる(一)。もし當時にあつて犯罪の原因論的研究が豊かな且つ精確な結果を挙げ得てゐたとしたら、此處に犯罪者類型の學問的確立が行はれ、これが惹いてリストの刑法理論の方面に影響を及ぼしたことであらうと説くのである。さうして何がゆゑに原因論的研究がその實を結ばなかつたかに關しては、當時における研究材料の不足もさることながら、むしろ根本的にはリストその人の精神構造に歸すべきことを主張する。すなはち、リストの精神構造における自然科学的傾向と概念法學的傾向とを比較するときに、後者が著しく立優つてゐることを認め、このことが取りも直さずリストをしてその原因論的研究の方面に多くの寄與を残さしめなかつたのに對し、刑法論の方面にあつては比類なき完結性を具へた理論を展開せしめた所以であるとする(二)。ポツケルマンはリストの刑事政策の萌芽は觀察と經驗から獲られたものでなく、刑罰の概念から演繹されたものであるとまで極論する。しかしながら、この觀方は謬つてゐるといはざるを得ない。リストこそは犯罪ならびに刑罰の因果的説明をもつて當代の刑法學の最も重要な課題であるとし、みづから大いなる誇りをもつてこの問題の改革者たらんとしたものである。リストは刑法學の問題および方法に關して力説した。「この問題の解決を詩人や小説家、醫者とか統計家に任せる代はりに、我々がそれを刑法學に要求することは、新しいことである。我々がこの問題の解決に當

つて自然科学的方法、すなはち、個々の事例の科學的に精確な觀察によつて用意され、檢覈され、補充された體系的大量觀察を用ひることは、特に新しいことである(三)。かうした自然科学的傾向こそはリストの刑事政策的思惟を支配したものであつた。さうして國際刑事學協會の創立者であつたりリストの刑事政策的業績を過少評價することは、いかにも許されないことだといはなければならぬ。

(I) Bockelmann, a. a. O., S. 108, 109.

(II) リストが偉大な刑事政策家であつたと同時に最も優れた刑法理論家であつたことはいふを俟たぬところであらう。ラー
トブルッフはリストをもつて「今日もなほ支配的な刑法體系の偉大な建設者」だと述べてゐる。Frank-Festgabe, Bd. I, S.
160.

(III) Aufsätze, Bd. II, S. 290.

III

かくして我々はリストをして刑法理論の領域にあつて行爲者主義に赴かずに中道に止まらしめたのはその自由主義的考慮であつたことを觀た。そこで我々はさらに進んでリストの刑法體系におけるこの矛盾が果して避くべからざりしものであつたか否かを検討しなければならない。もし然らずとせば、かかる矛盾乃至は分裂をして必然的ならしめた深い根據がなほ他にあるのではないかといふことを究明すべきであらう。さうしてこの解答こそは眞にリストの體系の正當な評價を與へ、併はせて現代におけるその意義を明かにするものだといひ得るであらう。

曩に述べたやうにリストはその自由主義的考慮から刑罰法規の保障機能を重視した。だが、このこと自身は必ずし

もリストによつて貫かれてゐないのである。まづこの自由主義的見解は少年の場合には明かに拋棄されてゐるといふなければならぬ。何となれば、少年にあつてはたとひ罰すべき行爲が存しなくとも、不良化そのものが既に強制教育の十分な根據とされてゐるからである(一)。少年のもつ自由の關心は成人のそれに比し事實輕いと観るものの、犯罪行爲を俟たずしてこれを權威的な國家の手に任せることは、いかにも自由主義に反するものとなさざるを得ない。さらにまたリストはかの自由主義的な刑罰法規の保障機能を刑罰の條件の分野に制限してゐる。もし刑法にして眞に犯罪者のマグナ・カルタであるとしたら、それは當然に量刑ならびに行刑の方面にも及ばなければならぬ筈である。しかるにリストは兼にも述べたやうに刑の量定に當つては不定期刑を提唱し、裁判官による量刑の擬制を廢してその決定を行政官廳に移譲しようとしてさへしてゐる。これはおよそ自由主義的考慮と相去ること遠いものだといひ得るであらう。さうして行刑の方面にあつては何等收容者の地位に對する法治國的保障を云爲しなかつたのであり、此處にリストがフロイデンタール、リープマン、ラートブルッフ等のごとき同じ學派に屬する後繼者とはつきり趣を異にするところであつたのである(二)。すなはち、刑罰法規の保障機能に訴へて行爲主義に止まることは、既にリスト自身の立場からしても首尾一貫せざるものがある。況んや、リストのかうした考へ方の背景をなした自由主義的思潮は色褪せつつある。これに加へてリスト以後における犯罪の原因論的研究は著しい進歩を遂げ、行爲者類型學を築かうとする期待は今や十分に望みを囑し得る(三)。して見れば、最早今日にあつては首尾一貫した自然主義的行爲者刑法への移行は可能であり且つ必要であるといふ結論を生ずるであらうか。

(1) Aufsätze, Bd. II, S. 16.

(II) Georgakis, a. a. O., S. 58.

(三) 一九三八年ローマに開かれた國際犯罪生物學會議は犯罪者の人格の研究を一つの主題とした。その報告は新しい行爲者類型學の展望を與へるものであらう。Römischer Kongress für Kriminalbiologie, 1939, S. 145 ff.

しかるに、ボッケルマンはリストの刑法體系における矛盾を一層深いところに窺めてゐる(一)。といふのは、リストがその刑事政策的な行爲者の認識を自由主義的考慮といふ政治的理由から刑法論に導入しなかつたのは刑法以外の精神的領域から生じた、謂はば外的な理由なのであつて、内的な理由はむしろリストの刑法論そのもののうちに内在することを説くものだからである。これは重要な點である。リストがその把持する刑事政策的要請を實體刑法に移行させることを躊躇したとき、この移行が尠くとも理論上可能なものであつたとすれば、換言すれば、刑法論と刑事政策との間における相違といふものが單に法治國的考慮に基いて欲せられただけであり、刑法の内的本質に照して何等必然的なものでなかつたとすれば、それはリストの體系に對する決定的な非難とはならない筈である。これに反して刑法における行爲主義および刑事政策における行爲者主義といふ二元主義が、ひとり刑罰法規の保障機能の上から必要とされるばかりでなく、かうしたマグナ・カルタ思想の彼岸にあつて刑法そのものに特有な要素を顧みて避くべからざるものであつたら、それは自然主義的行爲者主義の内面的に支持し得べからざる所以を暴露するものであらう。

(1) Bockelmann, a. a. O., S. 112 ff.

(II) Bockelmann, a. a. O., S. 113.

かやうにポツケルマンが政治上の理由を外的と規定し、刑法上の理由を内的と規定したことについては、ゲオルガキスの抗議がある。彼は刑法學もまた政治的な學であり、刑法學のうちにある政治的諸要素は最早刑法外のものとしてではなしに、まさしく刑法そのものに特有のものとして観られなければならないといふ(一)。刑法學の性格に論及する限りにおいて、この抗議は一應正しいものを含んでゐるといへよう(二)。しかしながら、かの刑法におけるマグナ・カルタ思想が本來政治的な考慮に出でてそれが刑法に導入された意味においてこれを外的と規定し、刑法の内的本質と別つことは、必ずしも謬りではない。むしろこの場合における問題の所在は、リストにあつては何が刑法の本質とされたかを究明することにある。リストは刑法の本質を特に取り上げて根本的に論ずることをしなかつた。しかし、その責任論のうちにリスト自身の考へが洩されてゐるとポツケルマンは観る。いかにも責任は刑法的思惟の中心概念であるのであつて、これをいかに規定するかといふことのうちに常に刑法體系の精神が顯はれてゐるものとなし得よう(三)

(一) Georgakis, a. a. O., S. 59.

(二) Schaffstein, Politische Strafrechtswissenschaft, 1934, insbesondere S. 5.

(三) Wolf, Strafrechtliche Schuldlehre, I. Teil, 1928, S. V.

ところが、リストは責任概念について屢々その説を變じてゐる。従つてその變遷を探ねれば、その刑法上の根本觀念がいかん變遷し、それがその體系の上になかなる影響を與へたかを知ることができらう(一)。その變遷はリストの教科書の各版を比較することによつて知り得る筈である。原資料を手許に缺くのであるが、この點については

義にローゼンフェルトがリストの還曆祝賀論文中に公けにした論文があり(二)、さらにポツケルマンの研究に詳細な叙述のあるのを借りることにした(三)。

(一) この點についてゲオルガキスは見解を異にする。彼もまたリストの責任論の變遷を認めはするのであるが、リストの努力は結局においては責任から一切の價値内容を排棄し、それを記述的な、心理的・心理學的標徴に解消しようとする事に向けられてゐた點において、終始一貫せるものあることを主張する。Georgakis, a. a. O., S. 60.

(二) Rosenfeld, Schuld und Vorsatz im v. Lisztschen Lehrbuch, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. XXXII, S. 466 ff.

(三) Bockelmann, a. a. O., S. 114 ff.

教科書の第一版(一〇五頁以下)は責任の概念を與へず、責任に共通な上位概念の可能性を否定したのであるが、第二版(一四七頁)に至り犯意および過失といふ二つの責任形式から在りきたりの方法で責任概念を導かうとし、かくて責任の本質は常に行爲の因果性に對する表象生活の關係にあるとされる。當時の通説であつた謂はば全き心理化とその揆を一にしてゐたわけである。かくて第四版(一七三頁)が始めて注目し値する變化を齎したのであるが、この版では簡單に責任とは生じた結果に對する有責任であるとされる。これが何を意味するかは第六版(一三二頁)の明かにするところであつて、すなはち、この版では責任とは「責任あること」ではなしに「責任あらしめられること」を意味する。それは責任あらしめられるところの單なる事實となつたのであつて、不價値判斷は責任概念にとつて從屬的なものに過ぎなくなつてゐる。第七版(一三七頁)では聊か趣を異にし、責任が純粹に事實的なものであるとされる點は前と同様であるが、さらにそれは同時に結果に對する行爲者の主觀的關係であるとされ、責任の重點が

主觀的領域に移された。著しい轉回は第十版（一三六頁）に見るのであつて、そこには新しい實質的な責任概念が樹てられ、責任判断のうちには行爲および行爲者の法的・社會的非難が存することとなつた。だが、此處にいふ非難は行爲者が異なる行爲をなし得るといふ非難を意味するものではない。それは行爲者の心理學的な全人格と行爲との間にある關係の上に存するのであつて、もとより決定論のみの能く示し得るものである。しかもこの關係はひとり責任を基礎づけるのみならず、その規準ともなる。すなはち、責任は行爲が行爲者の恒常的特性を表現する程度に應じて上下するのである。要するに、この新しい責任概念は行爲者が何であるかといふことに結びつくのであつて、行爲者が何をしたかに結びつくものではない。さうしてこの責任概念は同時に刑事政策の實際上の需要にも應ずることができよう。かやうな行爲者刑法的責任概念は刑法と刑事政策との對立を架橋する可能性を約束する。蓋し、そこからして責任概念に残存する行爲要素の殘滓を徐々に捨てさせる可能性が生じ得る。もし行爲といふものが行爲者の恒常的特性の表現としてのみ意味をもち得るものだとしたら、やがてはこの特性の他の表現形式も十分處罰の條件となり、かくして刑事政策的要求を完全に滿し得るからである（一）。

(1) Bockelmann, a. a. O., S. 118, 119.

ところで、注目すべきは、教科書のその後の版が何等この方向に歩みを進めず、むしろ反對に行爲の意義を漸次強調して行つたことである。第十四・十五版（一五七頁）になると、責任は犯された行爲から認識し得べき社會的共同生活に必要な社會的心情の欠缺であるとされる。この場合行爲は最早行爲者の特性の「表現」たるに過ぎないものでなく、そのもの自體が一つの事實としてまづ評價の對象とならなければならない。第二十版（一六三頁）はさらに歩を進める。曩に述べたやうに、これまでは責任は單に行爲者の全心理學的人格に對する行爲の關係であるとされて

來た。ところが、今やこの關係の本質が一層究明される。それはやはり心理學的なものではあらう。が、それはあくまで具體的行爲に結びつかねばならないことが強調されてゐる。さうしてこれが第二十・二十一版（一五一頁）に終るリストの最後の見解なのであつた。

リストの責任論は循環する。それはまづ行爲主義から出發し、途中行爲者主義に立つに至つたに拘らず、再び行爲主義に還つて來た。しからば、その原因は那邊にあるか。換言すれば、何がゆゑにリスト自身にとつても有責任なき責任が考へられなかつたか。それは結局責任判断は異なる行爲をなし得る可能性の上に認められなければならないからである。かくてリストの刑法體系における矛盾はその抱懷する刑法の本質のうちに根ざすものである。いかにも行爲者に對する處置の種類と程度とは自然主義的行爲者の特性によつても一應定め得られよう。だが、そもそも刑罰を科するといふことそれ自體はこれによつて基礎づけ得られない。何となれば、刑罰は責任を前提し、かくのごとくして非難可能性を豫想する。しかもこの非難は犯罪者の自然的な在り方には當らない。すなはち、自由のないところに責任は存すべきでない。非自由であるところに行爲者に非難を向けるといふ試みは失敗である。これを要するに、リストの根本思想を形づくる自然主義的實證論の失敗であつたのである。

かくて自然主義的行爲者刑法の原則がリストといふ最も卓越した代表者の體系 おいてさへ刑罰の賦科を正當づけ得ないとするならば、まさに來るべき行爲者の概念は所詮自然的な人間の把握であつてはならない。行爲者はおそらく經驗的に確定し得べき犯罪心理學的もしくは犯罪社會學的人間類型とは異なるものを意味しなければならぬ。將來の刑法學の開拓すべき實り多き領域は、遙かにこの新しい人間類型を發見することに向つて開かれてゐるのである。

「和」の精神と日本行刑(二)

東 邦 彦

三

以上は「和」の精神の我が國に於ける顯現をば各種の角度から觀察したのであるが、それでは「和」の根本原理は奈邊に存するものであらうか。最も解り易いのは人と人との和と謂ふことを考へて見れば良い。例へば茲に甲乙二人の人があるとする。それは主従、親子、夫婦等の關係にあるものであつても、亦他人同士でも同様であるが、甲が乙を敬愛信賴し、乙は甲を敬愛信賴し、お互に相手の爲に自分を忘れて盡すときに甲乙二人の魂は結び付けられて其處に「和」が生じる。即ち、兩人の魂が一つの生命に溶け合ひ、各々が持つてゐた生命力とは又別な新しい、そしてより力強い生命力、創造力を生み出すのである。これが爲の前提條件は各人が自分自身を謙虛にすることである。各人は己れを空しくすることに依つて自分を喪失するものでなく、新しい生命を獲得するのである。しかしそれは飽く迄も相手を利用して己の利益を圖らんとするが如き功利打算の考へから對手と結び付かうとするやうな考へ方であつてはならぬ。これでは己を空うしたことになるから、其處に「妥協」や「契約關係」は成立し得ても、眞の「和」は成立しない。又己れを空しくすると謂ふは決して自分の個性や人格を喪失することを意味するものではない。否、自分の個性や人格を通じて相手の爲に行ずることである。「つとめ」ることである。決して奴隸的屈從でもなければ、

徳義的服従でもない。

この事は不特定多數の人々の社會生活に於ても同様である。唯だこの場合は種々雑多な人々の集合である關係上現實生活に於ける利害關係が先決問題となつて、「和」の實現が至難となる。其處で權力とか法律に依つて強制的「和」を實現せねばならぬこととなり、必然的に國家權力の成立と謂ふことが要請せられるのである。即ち個々人の自律作用の弱さを他律作用により救ふのである。しかしかゝる他律作用によつては眞の「和」は到底期待し得るものではない。其處には眞の共存共榮がない。人間生活の眞の共存共榮は人々の自律作用による「和」の存在を條件とするものであるからである。此處に於てか國家權威なるものが、人々によつて強く要請されることとなるのである。國家權威こそ人々が議論の餘地なく之を肯定し、之に隨順し歸依し得るものである。何人と雖も權威の前には自己を主張し得ず、之を畏敬し之に隨順する所に、權威の權威としての價值がある。従て國家の中心に高き權威の存することは國民の各々をしてその「我」を揚棄せしめ、中心に歸一せしめると共に、國民間の對立を解消して其處に一圓融合の「和」の世界を現出し得るのである。これを言ひ換れば、「和」の實現するには、國民の心が總て中心に歸一し、權威に隨順、歸依、奉仕することによつてのみ可能であるとも謂ひ得るのである。この理は易經にも説かれてゐる。周易上經の冒頭に曰く、「乾元亨、利貞」と。この象辭に就き象傳に曰く、「大哉乾元、萬物資始、乃統天、雲行雨施、品物流形、乾道變化、各正性命、保合大和、乃利貞」と。大哉より正性命迄は乾天純陽の徳體を説いたもので、天徳は偉大にして萬物を創造し之を生々育成し、萬物に各々其時其處を得せしむると共に、萬物は各々其稟受せる所の性命に隨順し茲に天地は一大調和の世界と無限の創造力を持つものであると謂ふのである。

以下はこの理を人道に擴充して教戒したものであるが、此處に「大和」とは眞勢中州の「周易釋故」に依れば、「大和とは、かの天地陰陽の二氣の網縊和合し交り感じて、生息養育して以て今日の萬物に至るまで、各自ら云爲動作して存在する所以の命根たり」とあるが、要するに生命的統一體の持つ創造力を指すものであり、「利貞」とは道の正しきを行ふ、即ち禮を行ふこと、禮とは謙虛辭讓にしてしかも天より稟受せる性命に隨順し、「つとめ」をつとめはけみ、専ら進み働き行じて息むことなきを謂ふものである。大和を保合せんには利貞あるのみと謂ふ理を示したものである。(一)我が國號は日本書紀に、「日本此を耶麻騰と云ふ」とあり、大和の字は天平年間に採用されたものであつて、この象傳の「大和」とは何等の關係のないものではあるが、しかも我が國こそ眞實の「大和」の國である。萬世一系の天皇は日本の中心であり、無限の國家權威であらせられる。天皇の萬古不易の權威を宣明したのが、我が憲法第一條であつて、權力或は權利關係のみの規定ではない。統治權と謂ふは權力概念であつて、これに關しては憲法第四條の規定する處である。しかし權威の存在は獨り日本に限つたことではない。國家は歴史的な團體であるから、強度に秩序の要求の爲の權威構成が求められるものであり、何處の國と雖も何等かの國家權威を持たぬものは無い。唯だ日本^(二)の如き絶大無限の國家權威を持つ國が無いだけである。國家權威と國民精神とは相關的結合關係を有するものであり、前者は後者の上に基礎づけられ、後者は前者に依存するものである。然るに我が日本に於てはこの相關的結合關係が最も理想的に行なはれてゐるのである。即ち絶大無限の國家權威たる天皇を中心とたてまつるが故に一億の赤子の心は結合せられて其處に「和」の世界を現出し、國民精神は統一せられて居り、この「和」の世界の中心なるが故に天皇の權威は益々偉大なる權威となるのである。

以上は客觀的に觀察した「和」の原理である。然らば「和」の主觀的意義は如何。「和」は其の主觀的意義に於ても、決して單なる主觀の觀念狀態を謂ふものではなく、内を謙虛ならしめて、しかも直ちに行^{まやう}する力となり、而もその行とは自他、内外等しく一切の對立を解消攝受せる一如の行、換言すれば、生命的大綜合力として總てを攝取し、創造する處の力と徳として發動する肯定の行である。(三)それは權威に對する隨順、歸依、奉仕の信行^{まやう}を意味する。更にこの精神を押し擴げて自然に對し、人に對し信行する處のものである。自分自身を中心とする考へ方や實踐とは正反對のものである。しかし全然自利を考へないものではない。否、利他にまさる自利なきが故の利他である。自然と人の和の項で述べた如く、農夫は勿論、自利の考へ方から農耕を開始したものであるが、その困苦なる體驗により、自然から搾取せんとすることが結局自利とならざること、その反對に、唯だ自然に隨順し、歸依し、奉仕することのみが最大の自利なることを體得したのである。かくて農民に於ては「我」が揚棄せられ「和」が唯一の信條となつてゐる。これは尊い教訓であつた。かくて「和」の精神は生産を重んずる精神、「むすび」の神業の精神と一致する。それは無限の創造力をもつものであり、この「和」の精神が我が國民から消滅せざる限り帝國は無限の躍進を続けるのである。萬邦無比の國體は完成されてしまつた靜止的存在でもなく、長き光榮ある傳統の化石でもない。それは「和」の創造力により傳統的な道を迎いつゝ、創造的進化を續けつゝあるのである。この意味に於て祖國日本は永遠の若さを持つ。ケルシエンシュタイナー曰く、「嘗ては最善であつた組織も、生命の血液が流れる動脈が硬化すれば、崩壊しなければならぬ。之は人間の運命であり、亦國家の運命である」と。(四)しかし祖國の人々から「和」が喪はれない限り祖國日本の動脈は硬化しない。「和」の精神こそ無限の創造力を有するものであると共に、それ自身硬化せざ

る柔軟性をもつものである。柔弱なれば突きあたり来るものに押しつぶされる。剛直なれば排他的に撥ね返す。「和」は柔弱にあらず、剛直にあらず柔かにして強きものである。儒教や佛教も日本に入つて完全に日本的なもの、即ち主知的なものから主行的なものとして攝取されたのもこれが爲である。(五)

「和」の精神は全體を重んずる精神である。その點に於て全體主義的な考へ方と一致する。日本は古來ある意味に於ては全體主義であつたとも謂ひ得る。全體を重んずる精神は全體に於ける部分としての自己に徹し、大なるもの、全體なるものから行によつて自己の内容を愈々深化擴大せんとする精神となる。それがとりもなほさず「分」であり、「安分」である。「分」としての利益の主張にあらずして「分」としての責務の遂行である。従てそれは自分をお留守にして他人を責め、他人に訴へるものではなく、自分を責め、一切を自分に訴へるものでなければならぬ。即ち他律主義に非ずして自律主義を信條としなければならぬ。

之を要するに、「和」の精神より發する大信大行とは、己を謙虚にして敬虔な心をもつて自分が全體内の個として稟受せる使命と責任を實踐躬行することを意味する。それは決して全體の爲に自分を犠牲にすることではなく、却て自分を全體のうちに生ずることである。而して我が國に於て全體を意味するものは實に「すめらみくに」であり、その最高表現たる「すめらみこと」である。われわれの生命は「すめらみこと」に捧げられ、「すめらみこと」に捧げられつゝ、「すめらみくに」に捧げられる。天皇の大御心に隨順歸依し奉り、その無限に高くまた深き價值の中に自らを没し至心信樂しつゝ、稟受せる「つとめ」を實踐してこそ、我々は皇運扶翼、天業翼贊の行者たり得るのである。

「和」の世界的實現こそ天祖の神勅におきてられたる天業であり、天皇の世界人類救済の大誓願である。この聖い天業に副ひまつる處に日本人の理想がある。大和民族の悦びと光榮がある。この天業翼贊の爲に、咲く、散る、結ぶ。これが日本人の生きがひある一生である。

一、吞象高島嘉右衛門曰く『此卦ヲ國家ニ見ルトキハ、聖明ナル天子斯民ニ君臨シ、恪ミテ天道ニ則リ、至善ナル政教ヲ施シ俊德ノ士ヲ群衆ノ中ヨリ拔擢シテ、之ニ授クルニ職ヲ以テス、即チ其德龍ノ如キ者ヲシテ、庶政ニ參與セシメ、之ヲシテ天命ヲ行ハシメ、太陽ノ下土ヲ照臨スルニ法リ、公明正大ノ心ヲ以テ、億兆ノ民ヲ撫育ス、而シテ衆賢各才能ヲ異ニスト雖モ、互ニ國家ノ重キニ任シ、敢テ私見ヲ張ラズ、敢テ才能ニ伐ラズ、怨恫不平ノ弊ナク、乖戾軋ノ患ナク、所謂大和ヲ保合スルモノニシテ、君令スレバ、臣之ヲ奉行シ、上唱フレハ、下之ニ和シ、君臣徳ヲ合セ、上下志ヲ通ズ、蓋シ全卦純陽ノ君子、各要路ニ位セルヲ以テ、不善人アリト雖モ、裏卦ノ坤爲地ニ蟄伏シ、復タ頭角ヲ世ニ顯スコト能ハズ、故ニ四海靜謐、天下泰平、萬民咸ク深仁厚澤ノ中ニ沐浴シ、一夫モ其所ヲ得ザル者ナク、是ニ於テ天然人造ノ物産、豐饒充盈シテ、富國トナリ、從ヒテ萬民國家ヲ愛スルヨリ、強兵ノ實舉ガリ、國光ヲ宇内ニ耀カスヲ得ベシ云々』(高島易斷、元之卷、七頁)

二、大串兎代夫氏、「國家權威の研究」、一三五頁

三、紀平正美博士、「我が邦に於ける家と國」、六八頁に曰く『聖徳太子の憲法には、第一に「和」を擧げ、「何事か成らざらむ」といはれ、更に第九には「信」が擧げられ其處にも亦強く「何事か成らざらむ」と仰せられてあるが、その「信」は又この義と解すべきである。然るに「ある」といふ分析から基督教が普遍教となり、抽象化し、宗教なるものが、又他より分離的立場を取るに到つて、信(一般に信仰といはれる)が宗教占有のもの(概念)とせられるに到つたのである。しかし信は信仰、信仰、信樂の順序階段を有するものである。これを單に宗教生活に限定して考へても、ドグマ(信條)を共にせる人々(朋友)が相集りて樂しみ合ひ得る教會を作ることが終局の目的であるが如くに、これを一般的にすれば、人々が互に樂しみ合ふ國を作るといふことが、人間終局の理想である。宗教にありては、それを作り得るは死後、未來のことであるに反して、我が日本は「天津神諸命以」の現成としてのなるの國家である、彼岸此岸の區別もない。學びて時にこれを習ふ、これも猶主觀的なる

悦びである。友あり遠方より来る、これはもはや主観性を脱却しての楽しみである。而して友をして遠方より來らしむる具體的の力、即ち作用をばこれを「信」といふ。(中略)内謙虚にして外動的なる人柄でなくては、日常のつきあひにも、その人を信ずることが出来ないではないか」と。紀平博士の謂はれる信は即ち神に通ずるまことの心であり、まことの實踐である。これこそ「和」の主觀的意義である。

四、ケルシエンシュタイナー、「公民教育の概念」、二一〇頁。

五、金子大榮師、前掲、一六二頁以下に曰く、『大經の第三十三願は設我得佛。十方無量。諸佛世界。衆生之類。蒙我光明。觸其身者。身心柔軟超過人天。若不爾者、不取正覺。』とあります。こゝに身心柔軟といふ語が出てをります。十方衆生が如來の光明に照らさるれば、身心ともに柔軟になるであらうといふ事であります。(中略)この柔軟といふ言葉、それは柔かにして強しといふやうな意味のあるものであります。それは柔弱ではないが剛直でもない。柔かにしてしかも何物にも破られないのであります。それで私はこの柔軟心をいつも大和心と思ひ合せるのであります。日本精神は曾ては大和心といはれ大和魂ともいはれた。その言葉の變るに隨つてその内容も幾分相違があらませうが、大和心といふ時には、特に柔軟心といふものと歸一するやうに思はるゝのであります。柔軟心といふのは何んな働きかと申しますと、それは如何なるものをも受け入れて、而も何時の間にか己れと同じものに變化して了ふものであります。ぶつ突かつて來るものを撥ね返して了へばそれは剛直の心であり、負けて了へば柔弱の心であります。然るにそれを其儘うけ入れて同化して了ふ所に柔軟心があるのであります。それが大和心といふものではないでせうか。その大和心は聖德太子の「和を以て貴となす」といはるゝものであります。それは即ち「忤ふなきを宗とす」るもので、敢て剛直に相争はず、しかも「事理自ら通ずる」の道であります。』と。

四

「和」の精神から考へて日本行刑の本質は「教育」として把握せらるべきものである。もとより行刑は自由刑の執行であるから、國家が自由刑に期待する處の作用、即ち一般豫防作用、特別豫防作用、並びに隔離排斥の作用が行刑

を通じて十分に發揮されなければならぬことは謂ふを俟たざる處である。しかしながら「天下億兆一人モ其ノ處ヲ得サル時ハ朕カ罪ナリ」として億兆臣民の最後の一人、犯罪人の末に至る迄各々其の處を得せしめ、皆その堵に安んぜしめんと思召し給ふ皇道政治の理想より謂へば、極惡無道の犯罪人と雖も、陛下の赤子である。「おほみたから」である。不具の子、不孝な子にほど憐みをかけるが親心である。子の不行跡を口ではきつく叱つても、或は時に激しく打擲しても、腹の中では濟まなかつたと我子に謝りたい心持になるのが親心である。宮中ではせられる大祓の御儀は、長くも上御一人が天下萬民の罪穢を陛下自らお背負ひ遊ばして神にお祈りになる。おのれ一人清きを以て足れりとせず、億兆と共に清からんとされる大親心と拜察し奉るのである。明治天皇の御製と傳へられる「罪あらば我をとがめよ天つ神」の歌に依つても、我々は有難き至仁至慈の大御心を拜し得るのである。皇道政治の理想としての「和」の精神は、受刑者を對象とする特殊行政たる行刑の理想でもなければならぬ。受刑者の最後の一人に至る迄、「大和心」に眼醒め皇運扶翼の行者として、臣道の實踐者として更生せしめんが爲に、彼等を教化訓育することこそ、日本行刑に課せられた本質的任務である。日本行刑がかくの如く「和」の精神を以て運營せらるゝときは、大稜威は愈々光り輝き、萬邦に卓拔する所の「權威國家」として名實兼ね備ふに至らんことは、既に徳力一體の精神としての和の項に詳細に述べた通りである。この意味に於て、從來の教育刑理論が行刑上より觀たる自由刑の本質を教育なりと斷じたことは正當である。しかしその方法論の探究に於て餘りにも理論的な普遍妥當性を偏重した結果、行刑そのものが一般形式に規範化され、分析され、公式化され、爲に日本行刑としての特異性が揚棄された憾がないでもない。行刑の本質を教育と見る以上、その目的遂行の爲に普遍妥當性を有する各般の制度を採用する必要なことは勿論であ

る。従て歐米諸國に發達し經驗せられた優秀な組織は日本行刑にも攝取せらるべく、外國の優秀な行刑理論はもとより、一般的な教育理論と雖も之を活用するに吝であつてはならぬ。これと同時に日本特有なもの、殊に傳統的な國民精神、國民感情は行刑のあらゆる方面に、あらゆる機能を通じて生かされてゆかねばならぬ。否、これこそ日本行刑の生命であり、これありて後初めて外國の文化は日本行刑の糧となり得るのである。この意味に於て日本の古典や神話等に現はれた原始日本民族の素朴純真な考へ方や感じ方——それは一言で謂へば「古代精神」とでも謂ふべきもの——は行刑の世界に於ても尊重せらるべきものである。もとより三千年の人智發達は、古代人の考へ方の多くが理的には首肯し得ざるものであることを示す場合が多い。しかもそれ等は古典を通じて永く傳へられ、日本人の感情の中に力強く溶け込み、日本人の潜在意識的な國民感情として現在も生きて居り、將來も日本の滅亡せざる限り永久に生きてゆく精神的實在であると謂ふ意味に於て極めて尊重すべきものである。言葉を換へて謂へば、古代精神を知ることが潜在意識となつてゐる國民精神を知ることになる。而して國民精神に根を下してゐない制度は、如何なる制度と雖も日本の制度としては具體的な妥當性をもたないものと謂はなければならぬ。其處で古代精神に於ては罪と謂ふことが如何に考へられてゐたかと謂へば、罪の概念は今日より餘程廣いものであつて、「凡て厭ひ惡むべき凶事をば皆都美^(一)」と云ひ、穢れたものと考へられたのである。罪を不淨なもの、犯罪者を穢れるものとして忌み嫌ふ感情は今日と雖も國民の奥底に残つて居り、この感情あるが爲に釋放者は前科者として社會から排斥せられ、その社會復歸は多くの保護事業家の熱心な努力にも不拘、極めて困難なものとなつてゐる。曾てユーゴーは「吾々の文明に於ても恐るべき時期がある。處刑が一つの破滅を宣告する時期がそれである。社會が全く遠ざかつてゆき、一個の精神を有

する人が再び回復し得ざる迄に全然棄却され終るその時期は、如何に恐るべき時期であるか！」と謂つたが、釋放者保護の仕事が單なる民間特志家の慈善事業として營まれてゐた時代から發展して今日の我國に於けるが如く國家的事業として制度化された時代に至つても、この問題は依然として全面的には解消されてゐない。これは純潔清淨を尊び汚穢を嫌ふ潔癖の我が國民性の然らしむる處と思はれるが、しかし一度犯した罪の穢れが永却の墓穴に至る迄その者から除かれぬとすることは我が國本來の國民感情ではない。^(三)我が古代精神に於ては罪の穢れは褻被によつて清淨なものに清められるものと考へられてゐたのである。大祓詞には褻被の宗教的祭祀に伴つて罪惡の消散する經過が極めて壯大な語調を以て説かれてゐる。^(四)

褻被に依つて罪の穢れを淨め、これに依つて神の怒りを和げ災厄から逃れんとせるは古代日本人の素朴な宗教的感情であつた。「みそぎ」(褻)は身滌^{みそぎ}で吾人の肉體に附着する一切の汚穢を滌除するを言ひ、「はらひ」(被)は塵穢を拂除くを言ふ。被は總稱で、褻はその一種であるが、被には常に褻を伴つた。^(五)この褻被には道德的意義、刑罰的意義及び宗教的意義があつた。道德的意義の褻被とは當事者の意志で自發的に爲すものである。刑罰的意義のそれは犯罪者に科せられ、その際は犯罪者の身についたものとか、被に用る物とかも贖償として出させた。須佐之男命が高天原から追はれたときの如きである。以上は罪の穢れを淨める爲になす惡解除^{アセハラフ}であるが、宗教的意義に於けるそれは特に罪がある場合でなくとも、單に神事の爲に身を清める善解除^{ヨシハラフ}である。^(六)

この褻被の根本精神を更に掘り下げて考察するに、それは古代精神に於ける現實主義の思想の一つの現れと觀ることが出来る。本居宣長も説いてゐるやうに、古代精神特に古神道には、儒教の説くが如き所謂天命、天道、或は佛教

の説くが如き因果應報等の抽象的理論はなかつたのである。それは儒佛が日本に入つて以後に日本人の頭に植えつけられたもので、古代日本人の現實主義は、たゞ産靈たみやの力の永遠の發現を信じたのみである。従て罪(凶)があつて産靈の力の發現が阻害されることがあつても結局は善(吉)に歸するものであると考へたのである。而して禊祓は凶を轉じて吉となす一つの方法であつた。罪の穢れも禊祓による淨化作用により、清淨無垢の心身に歸り、其處に新しく生きる爲の新出發點を見出さうとしたものである。現世を飽く迄も愛し、現世を以てあり得べき世界中最善の世界にしようとする古代人の現實主義思想に於ては、現實の姿に於ける人間は最も愛すべきもの、我もひと共にも共に最善の人間として生かすべきものであるとする人間的な温かい人生觀が躍動してゐたのである。

禊祓に存するこの根本精神は今日の日本行刑にも生かさるべきものではなからうか。日本行刑の本質は前述の如く教育にありとするも、それは他面に於て受刑者の心身の淨化作用として觀念されなければならぬ。その前提としては受刑者自身に深き罪惡觀及び道義的責任觀念に目醒めしむることが肝要である。彼等をして刑務所に入所すると同時にこれ等の觀念を忘却せしめ、ひたすら現在及び將來の自分一個の生活のみを目標として利己的な活動を開始せしめんとする行刑處遇は否定されなければならぬ。受刑者をして臣道の實踐者、皇運扶翼の行者たる「大我」に生かさしめんが爲には、先づ彼等の「小我」を自ら否定せしめなければならぬ。行刑は決して自己の本能的欲求を満足せしめ得べき「易行道いぎやう」にあらずして「難行道なんぎやう」たることを覺悟せしめ、この「難行道なんぎやう」を通じてのみ、自己の過去の犯罪による罪穢が淨化せられ、清淨無垢の日本人に立歸り得べきものと觀念せしむべきである。これが日本人として、陛下の赤子としての受刑者の「つとめ」である。受刑者の「守分」である。従てそれは「和」の精神に一致するもので

あるが、この點殊に受刑者の自律精神としての道義的責任觀念と謂ふことに就ては後に詳述する。

禊祓の精神を日本行刑に採り入れることは、以上述ぶる如く、自律主義の強調と謂ふことを意味するものであるが、又一面に於て受刑者の身心の鍊成の爲に行的訓練ぎやうが重要視されなければならぬことを意味する。日本行刑の本質とすべき教育は、たゞ頭に承知するばかりの教育にあらずして、身體に沁み込ませる教育法でなければならぬ。従て知的なものよりも情意の陶冶に重點を置く行的訓練でなければならぬ。しかし曩に「難行道」と謂ひ、又此處に行的訓練と謂ふも、それは決して難行苦行を意味するものではない。大政翼贊會中央訓練所が國民鍊成法として採用した禊(七)(みそぎ)の如けものを受刑者に強要することは自由を持たぬ彼等にとつて寧ろ拷問と感ぜられるであらう。従て心身の鍊成どころか心身の惡化を招來する虞なしとしない。又それは悟道の聖者を求むるものにあらざるが故に、必ずしも「結跏趺坐調息止觀けつかたせざてうそくしくわん」を儀形とする座禪を用ひるに及ばない。これ等は「無我」の心境に徹せしむる行(七)として價値多きものである。従つて刑務官が自己の心身鍊成の爲に進んで參禪し、或は禊行を爲すことは大に喜ばしきことに相違ない。しかし拘禁生活の受刑者は既にあらゆる自由を奪はれ、あらゆる嗜好から遠ざけられた境涯にある。故に彼等の心の持ち方一つに依つて、拘禁生活そのものが立派な行的生活になる。心の持ち方とは何か。それは彼等が拘禁生活の困苦こそ自己の身心を鍊成するに絶好の恵まれた生活であると謂ふことを自覺し、それをいとせず悲しまず、寧ろ困苦こそ望むべきものであるとの勇猛な、大和魂の氣魄(八)に生きることである。蕃山の歌にある「うきことかなほこの上に積もれかし、限りある身の力ためさん」の氣魄である。受刑者の心の持ち方がかやうに積極的になれば、特別の行の形式を他に求める必要はなく、所謂「平常心是れ道」であつて、受刑者の日常生活そのものが行であ

り、受刑者としての「つとめ」をつとめはげむことそのことに依つて自己の心身の鍊成を遂げ得るのである。しかし拘禁生活は極めて單調なものであるから、彼等に常に積極的な氣持で「つとめ」をつとめはげむことを期待することは無理である。其處でこの單調を破り、彼等の精神を引立たしむる爲には種々な行事、殊に奉仕的精神に溢れた種々な行事が施行せらるべきは勿論、一方刑務官は常に彼等の愛國的情熱を喚起しその精神を緊張せしむべく不斷の努力を怠つてはならぬ。鉗鎚足らざる鈍刀も名刀匠必死の千鎚によつて吹毛の利劍に化し得ることを思はねばならぬ。又受刑者のかゝる積極的氣魄を彼等の環境の内にみながらしむる爲の推進者として受刑者中の模範的人物を集めて「挺身報國隊」と謂つたものを結成せしむることも考へられて良いと思ふ。

又行刑を一つの襖被と見るときは、受刑者は刑期の終了其他により釋放されることにより、その者の過去の罪穢は完全に滌がれ清められたものと謂ふべく、釋放者をして眞に自分が生れ變つた清淨無垢の心身を以て國家奉仕の爲に再出發するものだと言ふ確信を持たさなければならぬ。「新に沐するものは必ず冠を彈き、新に浴するものは必ず衣を振ふといふ。獨り皓々の白きを以て、物の汶々を受くるに忍びざるが爲め、冠を彈き、衣を振ふとのみはず。寔に自ら先づ垢を滌ぎ、汚れを洗ひて一團清白の身となり、直ちに茲に冠の同じく塵を受けずして衣の亦埃を帶びざらんことをこれ願ふ爲めなり」とは國府岸東先生の名文であるが、刑務所の門を釋放されんとする受刑者の氣持はまさに新に沐し新に浴したときの心持でなければならぬ。従つて釋放時の衣類は成るべく過去の悪行の思出となる入所當時の舊衣の代りに新しいものを着用せしむることが望ましい。若しこれが不可能なりすれば刑務當局は本人釋放前にその着衣を洗濯して清淨無垢なものとしてやるだけの配慮が肝要である。又刑務官殊に教誨師は本人に對し長年の勞

苦によつて酬ひられたる本人の清淨の尊さを諭し、本人をして、再びこれを汚穢せざるを天地神明に誓はしむべきである。又社會事業家は本人の清淨を保護し、社會の人々の誤解偏見を一掃すべく渾心の努力を拂ふべきである。又司法保護制度としての「前科抹消制度」の確立が要請せられる。

一、本居宣長、「古事記傳」卷三十に曰く「凡そ都美は、都々美の切まりたる言にて、古語に、都々美那久又、都々麻波受など云る都々美と一つにて、諸の凶事を云。其は必しも悪行のみを云に非ず、穢又禍など、心と爲るには非で、自然にあることにて、凡て厭ひ悪むべき凶事をば皆都美と云なり。」と。

二、牧健二教授、「日本法制史」、二五頁に曰く、「諸國に於いて然るが如く我國に於いても刑法は最も早く法律として自覺せられてゐた。「ツミ」とは廣く心身の穢れを言ひ、今日言ふ犯罪の如き悪行は其の一種にすぎなかつた。これは慣習で定つて居り、慣習は甚だ宗教的であつたから、上古に於ける各種のツミなるものも宗教的に考へられてゐたことは疑ふ餘地がない。而して此思想が最も明白にあらはれたのは、天津罪及國津罪であつた。これは上古の歴史にも見ゆるが、中古の延喜式の中古の大祓の祝詞に列擧した罪は古傳説を載せたものであらう。素戔鳴尊が高天原で犯した罪（中略）を天津罪と言つた。耕作を妨害する罪が多く列擧せられて居る。之に對して人の世となつて人民が犯した罪（中略）を國津罪と稱したが、疾病、姦淫、觸穢、呪咀等が罪となつてをる。祝詞は此等の罪を列擧して居るので、我國最古の刑法であると爲す説さへ生じた。此等の罪は固より上古に犯罪とせられた者を盡したわけではなく、神に對して穢れ多き罪で、中臣氏を祭官として代々大祓を行はれた重なる罪を數へたの外ならぬ」と。

三、星野輝典氏、「被禊について」に曰く、「私が確か尋常二年の時だと思ひます、當時文部省で出版された修身書の中に父親が子供を教訓してゐる所があります。之れを子供が手をついて承つてゐる。それはどういふ意味であるかといふと、お前は悪い事をした、悪いことをしたから柱に釘を一本打つた、この次に善いことをすれば抜いてやる、抜いてはやるが釘を打つた跡は永遠に消えないぞといふことを教へてゐる所で、幼少の時分によく頭に響きました。悪い事は出来ない、一遍すれば、如何に

善いことをしても後は残る、断じて出来ないものだとかえをさへ感じた所であります。處が、宮中へ入つて祭祀といふものについて何つて見ますと、日本では釘跡までなくしてしまふことが分る。これは私自身として非常に大きな発見でありまして、日本の祭祀に於て禊祓といふのは釘跡までなくしてしまふ、然らば何故に一旦犯した罪穢がなくなるか、斯ういふことであるか。斯うなると、これには日本の善惡觀に入つて解いて見なければならぬ。日本人は善と惡をどう感じてゐるのであるか。世間の多くの人が漫然と考へてゐるやうに、善と惡とは相反する獨立のものであるとは考へて居らん。(中略)日本の祭祀から申しますと、日本に於ては惡といふものは未熟なりと云ふことになる。善は成熟なり、これが日本の善惡觀である、決して惡と善とは相對立するものでない、青い實が赤くなれば、どこにも青さはない。云云」と。(湘風第四卷第三十五號)

四、(許許太乃罪出武) 如此出波、天津宮事以氏、大中臣、天津金木乎本打切、末打斷氏、千座置座爾置足波志氏、天津菅曾乎本刈斷、末刈切氏、八針爾取辟氏、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。如此乃良波、天津神波天磐門乎押披氏、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別氏所聞食武。國津神波高山之末短山之末爾上坐氏、高山乃伊穗理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武。如此所聞食氏波、皇孫之命乃朝廷乎始氏、天下四方國爾波罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久、大津邊爾居大船乎、舢解放體解放氏、大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎、燒蓮乃敏鎌以氏打掃事之如久、遺罪波不在止祓給比清給事乎……云々。

五、「みそぎ」の最古の事件は、伊邪那岐大神が黄泉からの歸途、筑紫日向小戸橋之阿波岐原で祓除をされたことであるとされてゐる。(神代紀、一書)

六、本居宣長、「古事記傳」、卷九に曰く『凡そ波良比に二あり。其一は伊邪那岐大神の阿波岐原の禊祓の如し。一に此の解除(素尊に科せられた千座置戸と謂ふ)の如し。是罪犯ある人に科せて、物を出し、贖するなり。かゝれば其事も意も二別なるに似たれど、本は一なり。書紀履仲卷に、車持君に罪有て、負惡解除善解除。而出於長渚崎令祓禊。とあるを以見れば、犯ある者の波良比も水邊に出て禊祓けり。(中略)さて罪あるにも穢あるにも、其重き輕きに隨て、同く波良閉するは、上代の法なり。さて其祓具を出さしむることは、今考るに二義あり。一には其祓に用ふる色々の物を科せて出さしむるなり。』と。

リ。書紀に祓具と書れたる、具の字を思ふべし。又以唾爲白和弊云々とあるも、祓に用る物に取れり、又雄略卷に、齒田根命罪ありて、以馬八匹大刀八口、祓除罪過とあり(中略)一には彼の阿波岐原の禊祓の時に、御身に着たる物等を、盡に投棄たまへりし如くに、罪犯ある者も、身の穢たるなれば、其身に所有物も皆穢たるを拂ひ棄る意にて出すなり。』と。

七、大政翼賛會中央訓練所のパンフレットに曰く、『中央訓練所の錬成——専ら神代から日本民族が傳へ來つた深き内省と強き鍛錬の道としてゐる「みそぎ」は最も日本的であるにかゝはらず、現代人には極めて縁の遠いものに感じられてゐるのは惜しいことである。一言にして言へば「みそぎ」とは一切の理屈をすてゝひたすら「行」により日本精神の眞髓を掴むことである。この方法は曉暗を冒して起き、水邊(夏は瀧、春秋は河、冬は海を可とする)に出でて、天鳥船運動——大和民族が往古大海の波濤を凌いだ精神を表現した體操のやうな行事——をやつて一齊に水に入り、神々の大御名を稱へ奉る。さらに上つて鳥船行事。道場に歸つて端座瞑目して振魂(ふりたま)をする、これは両手を軽く上下に組んで神々の大御名を稱へながら下向きに振るのであるが、時間は長い程よい。この間、一祓祝詞、神勅、教育勸語、明治天皇御製を奉唱する。これを拜神といふ。就寢は概ね九時、この間「みそぎ」は朝夕の二回、拜神は數回ある。食事は大體朝七時——八時、夕五時——六時の二回各約五勺程の玄米粥一碗を少量の鹽胡麻と一粒の梅干で戴く、この間煙草、酒等一切の嗜好を斷つことはいふまでもない。云云』と。

八、拙著、「逆境の恩寵」は、受刑者がこの氣持で生きてくれることを念願して、「人」雜誌に連載したものであつたが、幸にしてわたしの微意を了解して下さいた受刑者も相當あり、釋放後喜ばしい便りをわたしに寄せられた人々が相當多かつたことに無限の感謝と感激を覺えたものであつた。

九、横濱刑務所で結成されてゐる挺身報國隊は、こゝに述べた精神以外に更に非常時に於ける收容者の自治的警備力を涵養することを目的とするものである。その組織の概要次の如し。

(一)綱領——戰時態勢ニ即應シ一朝有事ノ際ハ所内ノ治安確保ハ喫緊ノ要務トス、コレガ目的達成ノ爲ニハ物心兩面ノ戒護ノ充

實強化ニ俟ツコト勿論ナルモ更ニ進テ收容者ノ自治的警備力ヲ涵養スルコトハヨリ重要ナリト認ム、コレガ推進力トシテ挺身報國隊ヲ結成シ行刑教化ノ徹底ヲ期スルト共ニ非常防護ノ完壁ヲ確保セントスルモノナリ。(二)組織——一、隊員ノ選定並ニ資格、……行狀良好責任觀念厚ク共同生活ニ適スル者、一、人員……五拾名。一、主トシテ選定サルベキモノ……組長、副組長、班長、其他適當ナル者、一、隊長……戒護課長、尙隊員中ヨリ適當者ヲ推舉シ所長ノ統裁ヲ經テ隊長ノ職務ヲ代行セシムルコトヲ得、一、指導員……(イ)教務課長外各教誨師(精神訓練)、(イ)戒護課長外各看守長(規律訓練)、(ハ)常任指導員各管區上席部長、(三)任務——常時隊員ハ所定ノ任務ニ服シ専ラ道義的生活ノ推進力ト成リ非常ノ場合ハ指導員ノ指揮下ニ下記各項業務ニ就キ一般收容者ニ率先挺身以テ所内秩序ノ確保ニ努ムルヲ任務トス、任務トシテハ空襲時ニハ特設防護團各班ニ配屬サレ班長ノ指揮ニ從ツテ防空防護業務ニ服スルコト、一、風火震水ノ如キ災害ノ場合ハコレガ被害防止ニ努ムルコト、一、非常時ニ於ケル組員ノ動作ニ付指揮又ハ指揮ノ補助ヲナシ衆情ノ統理ニ努ムルコト、一、指揮命令並ニ報道ノ敏活ナル傳達ニ努ムルコト、一、傷病者ノ應急處置並ニコレガ報告ヲナスコト、一、造言蜚語ノ防止ニ努メ衆情ノ動向ニ付報告ヲナスコト、一、其他隊長ノ命ニ依リ緊要業務ニ服スルコト、(四)訓練要項——防護訓練、團體訓練、精神訓練、奉仕作業、座談會開催、其他必要ト認ムル事項。

經濟統制事犯に對する刑事政策

八 木 胖

- 一 刑事政策と經濟統制事犯
- 二 經濟統制事犯と累犯問題
- 三 經濟統制事犯と犯罪原因
- 四 經濟統制事犯の性質の問題
- 五 經濟統制事犯に對する刑罰の再検討

一 一般の刑事政策については獨逸に於ても我國に於ても極めて眞摯なる研究の對象となつて來たに拘らず、經濟統制事犯に對する刑事政策については從來殆んど論ぜられてゐない。それは經濟統制の歴史が短かく、その事犯の發生を見るに至つてより僅かに數年を経過したにすぎない事實に基因するのであらう。しかし最近に於ける經濟統制事犯の數は我國の犯罪の大半を占むるに至つて居り、しかも、この種事犯たるや我國策とせられる統制經濟の遂行に至大の關係を有する重要な犯罪であるので、その豫防鎮壓といふことについては極めて眞摯なる論究を要請せられてゐるのである。されば經濟統制事犯に對する刑事政策は茲に愈々その必要性和重要性とを持ち來るわけである。

從來論議せられ考究せられて來た刑事政策に於ては一般犯罪特に刑法犯が對象とせられてゐた。しかし、新らしき犯罪としての經濟統制事犯は諸種の點に於て之と趣を異にするものがあるので、從來の刑事政策を以て直に之にあて

はめることの出来ないことが考へられねばならぬ。しかし、また、それは同じく犯罪として、かかる刑事政策の論究したる正當なる結論がそのまま妥當する部面も少からざるものありといはねばならぬ。しかのみならず、この新らしき犯罪に對する新らしき刑事政策を考究し樹立せねばならぬところ多きことを思はねばならぬ。私は本稿に於て、經濟統制事犯に對する刑事政策といふ新らしき分野について少しばかりを論じて見たい。もとより將來の論究の一里塚にとどまるべく、これを機會として一般に此の問題について眞摯なる論議が爲さるるに至るならば本稿の目的も達せられるわけである(一)。

(一) 經濟統制事犯に關する刑法學上の諸問題については既に若干のものを論じたことである。就中『經濟統制立法と罪刑法定主義』(法律時報第十三卷第十一號)及び『經濟統制事犯と違法の認識』(法律時報第十四卷第三號)に於て論じたる思想は本稿とも密接に關聯してゐる。

二 累犯問題は刑事政策に於ける重要問題の一である。一般犯罪中累犯の占める率が漸次高まりたる事實がその刑罰に對する刑事政策的考察の一要因であつたことは事新らしく論ずるまでもないことである。經濟統制事犯についても、その累犯問題は同様に刑事政策的重要性を持つものたるを失はないのである。

經濟統制事犯の累犯は逐年増加の傾向にある。それは數に於て益々増加すると共に、起訴人員中占める率に於て愈々高まりつつあるのであつて、極めて憂慮すべき状況にあるものといはねばならない。昭和十六年末日現在を基準として同日迄に東京區裁判所が起訴したる經濟統制事犯につきその累犯者を調査したる結果左表の如き状況が明らかになつた。ここに累犯とは一度經濟統制事犯を爲したるものが更に此の種事犯を重ねる場合を廣く指稱し、前犯と後犯と

の刑罰の種類を論じてゐない。前犯が確定せるものなることは勿論であるが、累犯となるべき後犯について累犯の認定は同檢事局の起訴を基準とした。尤も昭和十六年十二月末日迄に同檢事局に於て受理したる事件中累犯者と認めらるべきものにして同日現在にて未だ處分しあらざるものも参考の爲めに區別して之を掲げた。此の未處分のもの中三犯、四犯として受理し未處分のものの既に累犯たりし前犯は各年度に於てはその數字中に計上しあらざるとも斷つておかねばならぬ。

先づ累犯狀況を一般的に概観するために總括的に表示すれば、次の如くである。

年度別	人別		起訴人數	累犯者總數	再犯	三犯	四犯	再犯トシテ受理シ未處分	三犯トシテ受理シ未處分	四犯トシテ受理シ未處分
	法	自然								
昭和十三年	法	自然	四七九	一	一					
	人	人								
昭和十四年	法	自然	一、七六五	四五	四五					
	人	人								
昭和十五年	法	自然	六、九五五	二〇五	一九六	八	一			
	人	人								
昭和十六年	法	自然	七、〇四五	三四五	三二七	一七	一	一五四	一五	一
	人	人								

總計	合計	
	自然人	法人
一六、二四四	一六、二四四	
(七六六)	五九六	一六四
(二〇九)	七四	五
(六七五)	六四三	三〇
(八七五)	二	二
	一八〇	一九
		一

註、累犯者總數欄中括弧中の數字は未處分のものを含めるもの。

即ち、この統計の示すところに依れば經濟統制事犯の初期たる昭和十三年以降經濟統制事犯の起訴人數は逐年増加すると共に、その中に於て累犯者の占める數も率も逐年益々増加し高上しつつあるのである。昭和十三年に於ける起訴人數に對する累犯者の率は約〇・二パーセントであり、昭和十四年度のそれは約二・九パーセントであり、昭和十五年度のそれは約三・四パーセントであつた。昭和十六年度に至つては、それは約五・四パーセントに上つてゐる。昭和十六年度に於ける累犯者の計算に於て未處分のものを包含せしめるときは、その率は約八・二六パーセントの高きに至るのである。かやうに累犯者の數が逐年増加の傾向をたどり、累犯率もこれに伴ひ逐年高上の一途を進むと共に、その累犯中に於ても單に再犯にとどまらず三犯者四犯者の數を増加しつつあることも注意せられねばならぬ。昭和十三年度及び昭和十四年度に於ては三犯者四犯者を見なかつたのであるが、昭和十五年度に於ては三犯者九人四犯者一人を出して居り、更に昭和十六年度に於ては三犯者二十一人四犯者一人を見ることが出来るのである。しかも昭和十六年十二月末日現在に於て未處分のものの中三犯者と認めらるべきもの十九人、四犯者と認めらるべきもの一人を存してゐることも考へねばならぬ。

經濟統制事犯は主として昭和十三年以降生起し來りたる新しき事犯であり僅かに四年を経過したにすぎないのであるに拘らずこの種事犯のかくの如き累犯状況を見ることは極めて遺憾なる事態といはねばならぬ、と共にこの事實は今後經濟統制の長期化恒常化に伴ひその間に前犯の確定する數も自ら増加すべく従つて累犯として計上せらるべき數も益々増加するは明かなることであるといへよう。

經濟統制事犯に於けるかやうな累犯増加の顯著なる傾向に對して刑事政策上適當なる考慮が要請さるべきことはまた當然なることとせねばならぬ。かやうな見地に於て、私は、ここに、經濟統制事犯に對する從來の科刑につき刑罰の効果、目的の上より之を再検討するの必要あるものと考へるのである。されば、先に一般的總括的に表示した累犯統計を、同様の基準と方式とに依つて、更に、別に、刑罰の種別の點に中心を置いて表示することにしよう。經濟統制事犯に對する刑罰は國家總動員法及「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に定められた刑罰を主たるものとする。即ちその刑罰は罰金刑、懲役刑及び兩者の併科刑であり、その懲役刑につきて執行猶豫の言渡ありたる場合も區別して考察せねばならぬ。問題は累犯たるべき事犯の前犯即ち、再犯に於ける初犯、三犯に於ける初犯再犯、四犯に於ける初犯再犯三犯の刑が如何なるものであつたかといふ點に在るわけである。さうして第二次的にはこの累犯に科せられたる刑が如何なるものなるかといふ點を考究することはそれが前犯の刑の効果を考慮して爲したるものなりや否といふことの批判を爲す上に於て重要である。表示すれば次の如くである。

累犯 種別	年度別	人別	犯數	刑罰		種別	累犯者トシテ 受理シ現ニ未 處分ノモノ	累犯者計
				罰金刑	懲役刑			
				罰金刑	懲役刑	併科刑		
				執行猶豫				

註、本統計の趣旨より受理事件中累犯者と認めらるべきものにして昭和十六年末現在にて未處分のものも昭和十六年度中に計上したり。

法人に對する刑は罰金刑のみなるを以て、この統計に於て舉示する特段の意味はないのであるが参考のために之も加へた。

さて、この統計に於て明かなる如く、累犯の大部分はその前犯の刑が罰金刑であることが特に注意せられねばならぬ。先づ再犯者につきて見るに昭和十三年度及昭和十四年度に於ける者の初犯の刑はすべて罰金刑であり、昭和十五年度に於けるそれは罰金刑百九十四人に對し懲役刑二人、昭和十六年度に於けるそれは罰金刑四百七十二人に對し懲役刑罰金併科のもの五人、同様併科にしてその懲役刑の執行猶豫なるもの四人であり、さうして再犯者合計七百二十三人中の七百十二人の前犯が罰金刑である。三犯者につきて見るも、昭和十五年度に於ける者の初犯再犯はすべて罰金刑であり、昭和十六年度のそれは初犯はすべて罰金刑、再犯罰金刑三十人に對し懲役刑一人、懲役刑罰金併科一人となつて居り、三犯者合計四十人中三十八人の初犯再犯が罰金刑である。四犯者三人につきても同様の事實を認めることが出来るのであつて、その前犯は大部分罰金刑である。かやうに經濟統制事犯の累犯者の前犯が殆ど全部罰金刑であるといふ事實は經濟統制事犯に對する罰金刑の効果につき甚だしき疑を懷かしむるのであつて刑の目的を達せしむるにつき適當ならざるもの多きことを考へざるを得ない。

又、この統計の示す如く、累犯者に對する刑罰は、その前犯が罰金刑なりしものに對して更に同様の罰金刑を以て臨んでゐるものが極めて多數なる事實は、將來に於ける累犯者に對する科刑上十分反省檢討の要あるものといはざるを得ない。たとへ累犯者であつてもその科刑を考ふる際に於て單にその事犯の外形的行爲事實の大小にとらはれて、

前刑のその者に對する效果如何につき深き檢討を爲すことなく科刑を決定することは決して正當ではないのである。勿論累犯者に對しての科刑に際し加重せられたる刑を量定することは當然行はれるであらうけれども、その加重も形式的機械的に爲さるべきものではないのであり、前犯の罰金刑の二倍額三倍額の罰金刑を科するを以て足れりとするが如きものであつてはならぬであらう。前犯の刑たる罰金刑がその累犯者につきて効果なかりしとするならば、更に罰金刑を以て臨むべきや否やにつき十分の考慮がはられねばならぬものと思ふのである。

三 犯罪の原因を考究することは刑事政策の根本問題である。リストが正當に指摘してゐる如く『犯罪に對する闘争に於てその效果的なることを期待するには、犯罪を科學的に、換言すれば、犯罪の原因を十分認識せねばならぬ』のである(一)。犯罪原因の究明は、之によつて、犯罪に對する科刑上、刑の量定上重要な基準を得ることとなるのであるし、犯罪に對する行刑上の方針を得ることが出来るのである。さうして、また、一般的に犯罪の豫防を爲す上に於て貴重なる資料を與へられることになるのである(二)。されば従來この犯罪原因につきては幾多の論究が爲されて來た。

經濟統制事犯の犯罪原因は此の種事犯の特質に基きたる諸種の點より考究されねばならぬのである。さうして右に述べたる諸種の刑事政策に資せらるべき意味に於てその究明は特に必要であり重要であるのである。ここに、昭和十六年七月より同年十二月迄の半年間に於て東京區裁判所検事局が起訴したる經濟統制事犯者三千六百六十一人につきてその犯罪原因を調査したる結果は次の如くである。犯罪原因數の合計が起訴人數より多きは一人にして數原因に跨るものがあるが爲めである。

原因別	月別													
	七	八	九	十	十一	十二	計	七	八	九	十	十一	十二	計
利 慾	三四六	一八五	三〇六	一八五	三七九	六六七	二、〇六八	一二七	九一	七七	五六	一〇二	一三六	五八九
仕入値上リ	二二二	一九	一八	五	六	一四	八四	二二	一九	一八	五	六	一四	八四
得意維持	二二	一九	一八	五	六	一四	八四	二二	一九	一八	五	六	一四	八四
配給減少	二九	一八	二九	四七	五五	七八	二五六	二九	一八	二九	四七	五五	七八	二五六
原材料入手難	五六	一五	八八	三八	六七	七〇	三三四	五六	一五	八八	三八	六七	七〇	三三四
生 活 難	一七	一一	一一	一〇	一二	二〇	八二	一七	一一	一一	一〇	一二	二〇	八二
遵法精神缺如	五九	二二	一一六	六二	一〇三	一一三	四七五	五九	二二	一一六	六二	一〇三	一一三	四七五
法規不知	七	四	一四	一〇	一	八	四四	七	四	一四	一〇	一	八	四四
材料値上	六八	三〇	六〇	一六	四四	六	二二四	六八	三〇	六〇	一六	四四	六	二二四
營業損失回復ノ爲						一	一						一	一
合 計	七三一	三九五	七二〇	四二九	七六九	一、二一三	四、一五七	七三一	三九五	七二〇	四二九	七六九	一、二一三	四、一五七

即ち、この統計の示すところに依れば、三千百六十一人中『利慾』に基いて犯行を爲したるものが二千六十八人であつて、事犯の三分の二以上を占めてゐる。さうして『利慾』以外の他の原因として見ゆるところのものと雖も、それは殆ど大部分がこの『利慾』と直接間接の關聯を持つのであつて分類の方法に依つては『利慾』の中に計算することも出来るのである。これを以て見るならば、經濟統制事犯の犯罪原因は殆どすべて利慾の觀念に出でたるものであ

るといふも過言ではない。即ち、經濟統制事犯者の大部分は自由經濟時代の商業主義に基いて行動するのであり利潤追及の思想を墨守してゐるのである。従つて之に對する刑罰は當然かかる舊き思想古き觀念を清算せしめ是正するに最も適當なるものでなければならぬ。刑罰の選擇に於ても量刑の上に於てもこの利潤のみを追及し營利のみを求めんとする利慾に基く觀念を捨てしむるに效果的なることを基本とせねばならぬ。現在に於ける國家の經濟統制の必要性と重要性とを認識せしめ自覺せしめることが重要であるのである。經濟統制事犯者に對する行刑も、また、この線に沿つて爲されねばならぬ。かくの如き結果を期待するにつき適當なる特別の教化的處遇を講ぜねばならぬ。

- (I) Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge Bd. II, 1905, S. 435
- (II) 正木博士「刑事政策汎論」第七三頁。

四 さて、また、經濟統制事犯に對する刑事政策上、此の種事犯の性質が如何なるものであるかといふことも一の重要問題である。私はこの經濟統制事犯の性質については別に既に詳細に論じたことがあるので(一)、ここには簡単に述べるに止めることにしたい。

經濟統制事犯を構成する行爲は經濟統制の當初に於ては國家の統制といふ新たな方策に依つて命令禁止され新たに犯罪とせられるに至つたものであるからその當初に於てはその行爲の反社會性反道德性は國民一般には意識されて居なかつたのであり未だ道德倫理の裏付けが出来てゐなかつたものといふべく従つてそれは行政法定犯と稱せらるべきものであつたであらう。しかし經濟統制法規と道德倫理とは密接に相關聯してゐるのであり、それは國家經濟國民經濟に新なる組織新たな編成を爲さむとし國民の經濟生活に新たな方式を指示し、積極的能動的指導的に經濟の統制を推進せむとするのであるので、そこには常に新らしき道德の生成が期待され、從來の倫理觀、道德思想を

改新して新經濟倫理と稱せらるるが如き新たな倫理道德を創造するのである。かくて、經濟統制法は國民の道德意識倫理觀念を根本的に變動するに至つてゐるのである。經濟統制法は自らその指導的性格に依つて新たな道德倫理を創り出し、今や、それは道德倫理の裏付を持つに至つてゐるのであつてこの意味に於て經濟統制事犯は既に自然犯刑事犯となつてゐるのである。換言すれば、經濟統制が行はれるに至つて既に久しい現在、時の推移と共に經濟統制は既に社會一般にその必要性と當然性とを認識せられ、今やそれは國民一般の常識に滲透しその違反の道德的非難性は極めて明かとなつてゐるのであり、新經濟倫理が社會の通念となつてゐるのであつて經濟統制事犯は刑事犯自然犯に變容轉化してゐるものといはねばならぬ(二)。

經濟統制事犯の性質がかやうに自然犯であるとするならば、之に對する科刑、量刑上も、行政犯に對するそれとは自ら異なりたる考慮か爲されねばならぬ。それは一般自然犯に對するものに準じて爲さるべきことは當然のこととせねばならぬ。自然犯と同様に、而も此の種事犯の特質をも考慮に容れつつ科刑、量刑せらるべきものであらう。經濟統制事犯は行政犯なるが故に、その刑は罰金刑を以て臨むを正當とするといふが如き所説は十分反省せらるべきものとせねばならぬ。

(一) 拙稿『經濟統制事犯と違法の認識(一)』(法律時報第十四卷第三號)

(二) 特に前掲拙稿第四二頁第四三頁。

五 従來、經濟統制事犯に對して言渡されたる刑は罰金刑と短期自由刑とであつた。兩者の併科せられることも、短期自由刑に執行猶豫の附せられることも勿論ある。この罰金刑と短期自由刑とを以て臨んで來た經濟統制事犯に對する科刑、量刑に對して私はこの際十分の検討が爲さるべきものであると考へるのである。

先づ、罰金刑について考へんに、先に述べたる累犯狀況即ち經濟事犯者の前犯が殆ど總て罰金刑であるといふ事實は經濟統制事犯に對する刑として罰金刑にはその効果を期待することが出來ぬ場合多きことを明かにするものといふことが出來やう、勿論事案に依りては罰金刑を以て十分刑の教化的目的を達し得るものもなしとしないであらう。しかし累犯統計による實證的考察の結果は、總體的に見て經濟統制事犯者に對する刑罰として罰金刑には多くを期待し得ないものとせねばならぬ。經濟統制事犯者は罰金刑を以て臨まれるならば如何に多額なる罰金額にても甘受するも、體刑に處せられることは出來得る限り之を免れむとするの心情にあることは、實務上の經驗に徴し、實に一般的なる事實であるといふことが出來るのであつて、此の種事犯者は多く富裕なる階級に屬する爲めに多額の罰金と雖も大なる苦痛を感ずることなく、従つて罰金刑の刑罰として効果は薄弱なりといふべく、かくの如き事犯者に對してはむしろ懲役刑を以て臨むことに依り、一層の効果を期待し得るものと考へるのである。しかのみならず、罰金刑と雖も刑罰として、之に依りて事犯者を教化し累犯に陥らしめざる効果ありと認めらるる場合に於て適當なりとせねばならぬのであるが、經濟統制事犯者に對する刑罰は、之に依りて眞に經濟統制に對する認識を得せしめその重要性和必要性とを覺らしめ此の種事犯の反國家性を認識せしめることによりて最もよくその目的を達し得るものであるので、之に對し罰金刑を以て臨むことによりて果して如何なる程度にかくの如き要請を滿し得るやといふ點を深く考へねばならぬのであつて、この意味に於て之に對する罰金刑の効果については大いに疑ありとせねばならぬのである。

かやうな見地は、また、先に述べたる經濟統制事犯の犯罪原因の實證的研究と相關聯して考へられるところの結論であるのである。經濟統制事犯の原因が殆どすべて『利慾』の觀念に基いてゐるといふ事實は換言すれば現在の經濟

統制下に於てなほ自由經濟時代の利潤追及思想によつて自己の利益のためには國家の利益も顧みない事實であるから、之に對する刑罰は、かかる觀念かかる思想を是正し、經濟統制を眞に理解せしむるやう教化するに役立つ種類のものでなければならぬのである。この意味に於て經濟統制事犯者に對する刑罰は懲役刑を以て適當なりとすべき場合多きものと考へるのである。この懲役刑の執行に於てかやうな刑罰の目的を達し得る如く思想的、觀念的教化につき行刑上の特別なる處遇を講ずることの必要なるは言ふまでもなきことである。從來の教育行刑處遇の方途としての勤勞といふことは元來常習犯人等に對して考慮せられ發達し來りたるものである。この新たな犯罪としての經濟統制事犯者に對しては必ずしもそのままはあてはまらないものといはねばならぬ。ここでは勤勞に依る教育といふことよりも、これとは別個の處遇に依りて犯人の國家觀念、經濟思想を正しく改造し經濟統制事犯の重大性につきて明確なる認識を得せしめるやう特別なる教化施設を爲すことが極めて肝要であるのである。

この犯罪原因が『利慾』の觀念に在るといふことを基礎として、かくの如き原因に基く犯人に對しては特に之に照應した貨幣價值を剝奪することによつて犯罪目的の不達成を意識せしめ、かくしてその犯行を鎮壓し得るものとなし、此の種事犯に對しては罰金刑を以て臨むべしとすることも一應考へ得るであらう。しかし利慾の爲めに犯したる彼等と雖も、一度事犯が發覺し檢舉せられ處罰せられむとするや、懲役刑を免れるがためには如何に多額なる罰金刑も之をいとほざること通常なるは前述の如くであつて、かくの如き心情の者よりその利益を剝奪する意味に於て罰金刑のみを科することによつて犯行鎮壓に幾許の効果を期待し得るや頗る疑問なりとせざるを得ない。固より利慾に基く犯罪に對しその利慾に基く結果たる利益を剝奪することが重要な意義を有することは之を認めねばならぬ。しか

しその故を以て、直に之に對するに罰金刑を以て足れりと爲すことは出來ぬであらう。かかる事犯に對しては、むしろ、懲役刑に併科し又は附加して財産刑を科することが適當なりといふ理由となるに過ぎないのである(一)。即ちかかる事犯に對しては懲役刑と罰金刑を併科することを極めて効果的であると考へる。さうして、更にその利益は事犯者に歸せしめずとの見地より沒收追徴の規定を適當に活用することが妥當であらう。正當であると考へるのである。

經濟統制事犯者には罰金刑を科すべしと爲す論據として、此の種事犯の性質が行政犯なることを擧げるものがあるならば、その理由なきことは、先に、此の種事犯の性質について之を自然犯なりと爲した私の論述によつて明かであるとせねばならぬ。經濟統制事犯は今や全く自然犯であるので、此の種事犯に對しては一般の自然犯に對すると同様の刑罰を科するを相當とすることは當然のこととせねばならぬ。即ち、懲役刑は此の種事犯に對する刑罰としても適當なるものといふことが出來やう。昭和十六年三月の改正によつてその法定刑も一般自然犯と大差なくその長期は懲役十年又は七年に至り得ることも十分考慮せらるべきところである。

經濟統制事犯者に對する短期自由刑の弊害を論じて、此の種事犯者に對しては罰金刑を科すべしと爲すも亦一應の考方であらう。現在に於ける經濟統制事犯者に對する行刑處遇の狀況を以てするならば、その短期自由刑の弊害といふことはやはり之を考へねばなるまい。しかし短期自由刑の弊害を考へ得るといふことは、此の種事犯者に罰金刑を科することによつて刑の目的を達し得るといふ根據にはならないのである。懲役刑を科すべきものも短期自由刑の弊害の故に懲役刑を捨てるといふやうに考ふべきではなく、それは、むしろ懲役刑を科すべきものに對する懲役刑の量定を適當にするといふ建設的なる方向に進むべきものであらう。

そこで、従来の懲役刑についての検討が爲されねばならぬ。従来経済統制事犯に對して科せられた懲役刑は殆どすべてが短期自由刑であつた。それは二、三月乃至數月の短期に量定せられてゐるのである。かやうな刑の量定は何に基くものなるかが十分反省せられねばならぬと思ふ。

第一に、経済統制事犯者に對しては短期自由刑を以て刑の効果を期待し得ると爲すのであらうか。換言すれば、此の種事犯者は社會的に相當なる階級に屬する者が多くその身分境遇等より短期自由刑にても肉體的精神的に相當強き苦痛を感ずることを前提としその刑罰も効果を期待し得るとするのであらうか。若しかかる見解に依るならば、かかる身分境遇にある同一人が殺人罪を犯したる場合に於て同人に對して如何なる刑を量定すべきやを考ふるならば、その見解の正當ならざることは極めて簡単に了解せられるであらう。また、固よりかくの如き経済統制事犯者に對しその短期自由刑も害惡に依る教化的目的を達し得る場合なしとしないであらう。しかし、刑罰はその與へる苦痛を犯人が感じその刑罰に畏怖して犯罪より遠ざかることに依り累犯せざることを期待するよりも、むしろ、犯人の思想、人格の根本を行刑に依り教化して本質的に累犯に陥らざるやう考慮することを正當なりと考へるので、ここに於ても、この見解は批判されねばならぬのである。

第二に考へらるべき見解は、改正前の臨時措置法及國家總動員法は、その主たる事犯の法定刑の長期を夫々懲役一年及び懲役三年と爲してゐたので、この長期を最惡の事案に對する刑なりとして、各事案に應じてその長期以内に於て刑期の割當を爲して刑の量定すべきものとなすものである。即ち法定刑の最長期を言渡すを惜しみて短期自由刑を割出すのである。さうしてその法定刑が夫々七年及び十年に改正せられたる後も改正前の量刑に準じて考へるのであ

る。しかし乍ら、かやうな見解に對しては、竊盜の法定刑の最長期は石川五右衛門の如き、科すべきものなるの理由により普通の竊盜犯人には如何に惡質なりと雖もその最長期の刑を科すべしにあらざるとすべきかを考ふれば、その不合理は自ら明白であるであらう。刑の量定は、法定刑の範圍内に於て各事案に應じて最も適當なる刑を定めることにその本質があるのである。

第三に、経済統制事犯者に短期自由刑を言渡すのは此の種事犯の性質を行政犯なりと爲し唯輕微なる刑に處するを以て足るとしてゐるのであらうか。かくの如き、刑罰の効果を顧慮せざる量刑の不當なるはもとより、此の種事犯が一般に輕視せらるる行政犯にあらずして、重大なる自然犯であること既に論じた如くであるのでかくの如き見解の到底容るる能はざることは蓋し極めて明白なりとせねばならぬ。

かくて、私は結論を急がねばならぬ。経済統制事犯に對する罰金刑の効果は期待できないので、事案に依りて適當に懲役刑に處すべきである。懲役刑には原則として罰金刑を併科すべきである。その懲役刑も短期自由刑は之を避け、むしろ相當長期の刑を言渡すべきであり、之に對しては假釋放制度を活用して眞に國家觀經濟觀の是正せられたるものについては惜しみなく釋放するやう運用すべきである。これらに相應じて行刑に於ける處遇につきましては特別な教化施設と教化組織とが講ぜられることが必要である。といふことになるのである。

かやうな見解は、経済統制事犯者はすべて之に對し懲役刑を科すべしとするのではないのであつて、罰金刑によりて足るものにつきては罰金刑に依つて刑の目的を達すべしとするのである。しかし懲役刑を科すべきものに對し、不當に罰金刑を以て臨むではならぬとするのである。さうしてかくの如き事例は從來決して少からざりしことを考へざ

るを得ないのである。更に又懲役刑に處する場合に於て之に對しすべて實刑を言渡すべしとするのではないのである。事案により刑の執行を猶豫するを相當とするものに對してはその言渡を爲さねばならぬ。しかし、事案にして實刑を相當としその執行を猶豫すべからざるものについて不當にその言渡を爲してはならぬといふのである。これらに於ける相當なりや不當なりやの問題については前述の如き諸種の考慮が基本と爲されねばならぬのである。重かるべきに重く輕かるべきに軽く刑罰寛嚴の調和を得ることは經濟統制事犯に於ても當然の要請である。唯その刑罰寛嚴の基準は私が論じ來つた見地に於て、十分考慮して決せられねばならぬところである。

經濟統制事犯に對する刑事政策につきてはなほ論究すべきもの少からざるものありと考へるのである。刑罰の根本主義の問題についても、立法上の問題についても論ぜねばならぬところ多きことを思ふのである。しかしこれは次の機會に譲ることにした。

資料

最近の立法と刑務所

鷺津愛十郎

目次

- 一 緒言
- 二 國民體力法と刑務所
- 三 國民優生法と刑務所
- 四 國民勞務手帳法と刑務所
- 五 國民貯蓄組合法と刑務所
- 六 改正治安維持法と刑務所
- 七 結語
- 一 緒言

支那事變が勃發してから、現在に至るまでの間に於ける立法

の推移を回顧するに、實に目ざましい變轉進化を知り得るのであつて、次から次へと制定された法令が、まことに夥しい數に上つてゐるのは、いかに今日の時勢の動きが急速激甚であるかを、雄辯に物語るのである。殊に事變の進展に伴つて整備強化されつゝある戦時立法は、從來の立法に於ては見たことのない特異性を有する一面、附屬命令(勅令、閣令、省令等)が複雑であり且關係法令が多數である爲め、條文を見ただけでは可なり難解なものが多い。最近に於ける立法中から、刑務所(拘留所、少年刑務所を含む以下同じ)に關係あるものを拾ひ上げ、之に對し刑務所に關係の深い部分に重點を置いて略説を施すことは、強ち無意義ではあるまいと思ふ。

二 國民體力法と刑務所

本項に於て「法」とは國民體力法を謂ひ、「令」とは國民體力法施行令を謂ひ、「規則」とは國民體力法施行規則を謂ふ。

國民體力の問題が、國策として取上げられるに至つたのは、極めて最近のことであつて、昭和十一年六月に、徴兵検査の結果に現れた壯丁體格の低下現象が發表されてからのことである。昭和十三年一月厚生省が創立せらるゝや、國民體力管理制度の樹立に關する企畫、準備が進められ、遂に國民體力管理法案が第七十五回帝國議會に提案せられた。同議會に於て論議の結果、管理の二字を削除し、「國民體力法」と修正可決を見たのである。國民體力法は昭和十五年四月八日附を以て公布、同年九月二十六日から施行せられ、今回の帝國議會に於て其の一部の改正を見た。以下項を分つて要點を述べる。

一 體力を管理せらるゝ者（被管理者）の範圍

體力管理の對象即ち被管理者は本法施行地内（内地）に居住地を有する帝國臣民たる年齢二十六年未滿の男子及年齢二十年未滿の女子である（法第二條）。然し昭和十七年四月一日から昭和十八年三月三十一日に至る迄は、昭和十七年十一月三十日に於て年齢十五年以上の男子のみが被管理者である（法附則第二項、昭和十七年勅令第二四五號）。外國人は内地に居住してゐても被管理者たり得ないが、帝國臣民たる以上、アイヌ人、朝鮮

人、臺灣人も均しく被管理者たり得る。然し内地に出稼ぎに來

てゐる者は、内地に居住地を有しないから被管理者とならない。又假令内地人であつても外地又は外國に居住地を有する者は被管理者ではない。陸海軍軍人にして現役中のもの、戰時事變に際し召集中のものなどは被管理者から除外されるが、（法第二條、令第一條）刑務所の收容者は除外されない。但し外地刑務所の收容者は勿論除外される。

二 被管理者及保護者等の義務

被管理者にして其の年十一月三十日に於て、年齢二十六年に達せざる男子及年齢二十年に達せざる女子は體力検査を受けねばならぬし、保護者等は體力検査を受けしめねばならぬ。（法第四條）保護者等はこの外種々の義務を課せられてゐるが、被管理者が刑務所に收容されてゐる間に限り、一切の義務を免れる。こゝに保護者等とは法第三條に定むる保護者及被管理者を教育、監護又は使用の目的を以て寄寓せしむる者を謂ふ（法第四條第二項但書）。

三 國民體力管理醫

國民體力管理醫は検診、療養の指導其の他體力管理に關する醫務に従事せしむる爲めに置かれる（法第九條第一項）。刑務所長は國民體力管理醫の選任權を有する（令第十三條但書）。選任行爲に二種ある。刑務所長が其の所に勤務する保健技師、保健技手又は囑託醫の中より選任するときは之を任命と謂ふ。之に反し囑託醫に非ざる開業醫、開業齒科醫又は刑務所長の指

揮監督下に在らざる官公吏の中より選任するときは之を委嘱と謂ふ。刑務所長に於て任命又は委嘱を爲したときは、其の官職氏名を厚生大臣に報告せねばならぬ（規則第十一條）。醫師又は齒科醫師は正當の理由なき限り國民體力管理醫となるの義務を課せられてゐる（法第九條第三項）。然しこの義務不履行に對する制裁規定はない。

國民體力管理醫には常置のものと、臨時のものがある。前者は療養の指導に従事せしむる爲め選任する者を謂ひ、後者は特定の醫務（法令上醫師又は齒科醫師に非ざれば爲し得ざる職務）に従事せしむる爲め選任する者であつて、體力検査の醫務に從事せしむる爲め選任する者、體力向上施設（疾病治療に關する消極的施設のみならず、虚弱者等の健康増進の爲めにする積極的施設をも含む）に於ける醫務に従事せしむる爲め選任する者などに屬する。而して常置の國民體力管理醫は、同時に體力検査の醫務にも従事し、體力向上施設に於ける醫務にも従事するのである。常置の國民體力管理醫の任期は二年にして、臨時の國民體力管理醫の任期は特に指定された醫務の終了迄である。然しながら、特別の事由ある場合に於ては、刑務所長は任期中と雖も、國民體力管理醫を解任することが出来る（令第十四條）。

四 體力検査の施行

刑務所長は體力検査施行者であるが（法第十三條、令第二十条第一項）、體力検査施行者には、地方長官の指揮監督を承け

るものと、厚生大臣の指揮監督を承けるものとある。

（一）市町村長、（二）事業主又は管理人、（三）學校長又は幼稚園長（令第五條第一項第一號及第二號に掲げられた學校長を除く）、（四）道府縣の事業場の長、（五）公私立の少年教護院及癩療養所の長は前者に屬する。後者に屬するものは、（一）令第五條第一項第一號及第二號の學校（官立學校又は公私立の大學、專門學校、實業專門學校、高等學校若しくは之に準ずべき學校）の長、（二）厚生大臣の指定する國の事業場（註）の長、（三）監獄、矯正院、國立少年教護院及國立癩療養所の長である。即ち刑務所長は厚生大臣の傍系的指揮監督下に於ける體力検査施行者である。この場合に於ける厚生大臣の指揮監督の範圍如何が問題である。要するに、刑務所長は體力検査施行者として、收容者の體力管理に關する範圍に於てのみ、厚生大臣の指揮監督を承けるのである。然しこれが爲めに司法大臣の包括的指揮監督權には何等の影響を及ぼさない。従つて本法の施行に付ても、司法大臣は刑務所長に對し指揮監督を爲し得る。されど本法關係法令に違反して爲さるゝ指揮監督はあり得ない。

註 厚生大臣から指定された國の事業場には鐵道教習所、通信講習所、逓信官吏練習所などの學校類似施設もある。刑務官

練習所は學校類似施設であるが、財團法人刑務協會の經營に係るものであるから、國の事業場とは謂はれぬ。

刑務所長は體力検査施行者として、豫め體力検査を行ふべき

日時及場所を定め、之を收容者に告知せねばならぬ。而して検査の日時は毎年七月一日より九月三十日までの間に於て之を定むべきである（令第六條、規則第十四條）。天災其の他已むことを得ざる事由に因り、右の期間内に於て體力検査を行ふこと能はざるときは、刑務所長は自ら體力検査を行ふべき日時を定めて、直に其旨を厚生大臣に報告（規則第九條）すると共に、體力検査を行はねばならぬ（令第七條）。

體力検査に於ては通常、身體計測、機能検査及疾病異狀検査を行ふが、單に國民體力管理醫のみを以てしては十全を期し得ない。されば刑務所に於ては、國民體力管理醫は専ら疾病異常検査に當り、身體計測及機能検査には看守などが當ればよい。體力検査に従事する者の中、國民體力管理醫に非ざる者を一括して國民體力検査員又は體力検査補助者と稱し、之が選任及解任の權限は刑務所長に屬する。國民體力管理醫が刑務所長の指揮に従ふべきことは、令第十五條に依り明である。然し國民體力管理醫は醫務に關しては、獨立の權限を有してゐる。従つて何人からも指揮を承くることなく、疾病異常の診斷を爲すのである。畢竟するに、醫務以外の職務執行に付ては、刑務所長の指揮に従ふのである。國民體力検査員が、刑務所長の指揮を承くるや否やに付ては、別段の規定はないけれども、理論上當然積極に解すべきである。

刑務所長が體力検査を施行した時は、體力検査票用紙に所定

の事項を記載し、以て體力検査票を作成しなければならぬ。この場合、疾病異常検査に付ては、國民體力管理醫に於て之を記載し、其の他の事項は刑務所長が記載するのである。刑務所長は體力検査票を、年齢別、男女別に綴り、三年間之を保存せねばならぬ。又精密検査を爲した時は、體力検査票の外に精密検査票を作成しなければならぬ。精密検査票の記載は必ず國民體力管理醫に於て之を爲し、刑務所長はそれを五年間保存すべきである（規則第三十五條乃至第三十八條）。

刑務所長は體力検査の結果を、十月三十一日までに厚生大臣に報告しなければならぬ（規則第三十九條但書）。又刑務所長は精密検査票に基いて、精密検査集計表を調製し、之を十月三十一日迄に厚生大臣に送付すべきである（規則第四十一條第二項）。

五 體力手帳

收容者が初めて體力検査を受けたものときは、刑務所長は本人又は保護者に對し、厚生省發行に係る體力手帳を交付すべきである（法第八條第一項、規則第四十二條）。然し收容者の居住地は保護者の其れと異なるから、體力手帳を保護者に交付するが如きは適當ではない。されば收容者の體力手帳の保存義務者は刑務所長であると定められてゐる（令第二十一條）。體力手帳の記載責任者は、體力検査票の其れと同様である。即ち醫務に關する事項は國民體力管理醫に於て、其の他の事項は

刑務所長に於て、夫々記載しなければならぬ（令第十二條第二項）。

體力手帳の保存期間は、男子は年齢二十六年に達する迄、女子は年齢二十年に達する迄であるが、徴兵検査を受くべきものにして、未だ之を終らない者は、徴兵検査を終る迄は之を保存し徴兵検査の際提示しなければならぬ（規則第四十三條）。本人又は保護者の體力手帳保存義務は、本人が體力検査の對象性を失つた場合と雖も殘存する。例へば收容者が釋放後、外地に轉居しても所定の年齢に達する迄、又は徴兵検査を終る迄は、體力手帳を保存しなければならぬ。

釋放者が刑務所長に對し、體力手帳再交付の申請を爲したるときは、刑務所長は其の事由を調査し、理由ありと認めたととき、即ち保存義務者の責に歸すべからざる事由によつて、體力手帳を滅失又は毀損したるものと認めたとときは、本人の體力検査票から、所定事項を體力手帳に轉記し、之を申請者に交付しなければならぬ（規則第四十四條）。右の轉記は保存期間中の體力検査票に付之を爲せば足る。換言すれば、申請を受けた刑務所長に於て、現に保存中に係る體力検査票よりの轉記を以て足り、他の體力検査施行者に照會回答を求めて轉記するの要はないものと思ふ。

六 罰則

體力検査其の他體力管理の事務に従事し又は従事した者が、

其の職務上知り得た人の秘密を故なく漏泄したときは、六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる（法第十九條）。されば體力検査施行者、國民體力管理醫、國民體力検査員又はこれらの補助を爲した者は、人の秘密を知り得る事務に従事した以上、凡て本罪の主體となる。秘密とは、いふまでもなく一般人が秘密ならんことを欲し、且本人も秘密ならんことを欲する事項である。而も其の秘密は體力検査其の他體力管理の事務に従事し、又は従事した者が、其の職務執行に當つて知り得たものなることを要する。尙本罪は刑法第三百四十四條に定むる醫師の秘密漏泄罪に對しては特別法の關係にある。従つて國民體力管理醫が其の職務上知り得たる秘密を故なく漏泄したときは本罪を構成する。

七 體力検査に要する費用

體力検査に要する費用、即ち國民體力管理醫及體力検査補助員の手當、並に藥品其の他消耗品の費用は厚生省所管豫算から支辨せられ（令第二十三條）、又體力手帳、體力検査票其の他検査に要する諸用紙、脱脂綿、ツベクリンは厚生省から送付される。

八 備考

前述の通り本法は其の一部が改正せられたので、「令」及「規則」も夫々其の一部の改正を餘儀なくされてゐる。従つて「法」のみは改正後のものに依り、「令」及「規則」は改正前

のものに依つて草したこの稿には、不徹底な廉が存するであらうことを斷つて置く。

三 國民優生法と刑務所

國民優生法は我が民族の優秀なる素質を保護し、悪質の遺傳病者を減少せしむると同時に、健全なる素質を有する國民の増加を圖り、以て國家永遠の發展を期せんが爲め制定公布されるに至つたのである。我が日本民族は其の質も量も極めて優秀な民族であるが、大東亞新秩序建設の大使命を負荷する今日、出生率遞減と不健全素質者激増の兩現象は誠に悲しむべきことである。(尤も昭和十六年の出生及自然増加は、我國未曾有の記録を作る由である)。厚生省の調査に依れば、精神病者の數は昭和元年には約六萬人(人口一萬に對する割合は九、九八)であつたが、昭和十三年には約九萬人(人口一萬に對する割合は一、二、五五)に激増した。而もこの激増は先天的遺傳的精神病者の増加の爲めである。昭和六年の調査に依れば盲人數は七萬六千人で、そのうち先天的盲人は約二千人であつたのに對し、昭和十一年の調査では盲人數六萬八千で、そのうち先天的盲人は約四千人であつた。即ち治療醫學の進歩と共に後天的盲人は激減してゐるのに、先天的盲人は僅か五年間に倍加した。又出生率は大正九年の三六、〇(二千人に付)を最高として、昭和十二年には三〇、六となり、昭和十三年には支那事變の關係も

あらうが二六、七に激減した。かくの如く不健全素質者の次第に増加する一面、健康素質者は次第に減少するので、國民素質の向上と人口増加を指標とする國民優生法の必要があるのである。國民優生法は昭和十五年五月一日に公布せられ、第六條の規定を除くの外昭和十六年七月一日から施行されたが、大體に於て、不健全素質者に對する優生手術と健全素質者の産兒制限防遏のことを定めてゐる。然し後者に付てはこゝに述べる必要がない。

國民優生法に優生手術とは單に生殖を不能ならしむる手術又は處置のことであるから、所謂斷種を指稱し去勢のことではない。去勢は生殖線、即ち睪丸又は卵巢を除去する手術であるが、斷種は生殖線を除去することなく、精子が精管を通過し又は卵子が卵管を通過することを終身不能ならしむる手術である(國民優生法施行令第一條)。斷種は簡單な手術であるから、身體には障害を與へず、性生活にも影響はない。手術に要する時間は、男女共に約十五分位で、危険は少しも伴はないことである。優生手術の術式は男子に付て二種類、女子に付て三種類が、國民優生法施行規則第一條に列擧されてあるけれども、醫學の素養のない私はそれを説明することが出来ない。優生手術の對象となる遺傳性疾患者は、之を大別すれば、次のやうなものである。(國民優生法第三條)尙疾患の細分は國民優生法施行規則の別表に掲げられてある。

一 遺傳性精神病者 特に遺傳が確實であつて、其の經過不良な者に限られる。故に遺傳の不確實なもの、經過の良好なもの、後天的原因(微毒、アルコール、老衰等)による精神病者は對象とはならない。

二 遺傳性精神薄弱者 白痴、痴愚、魯鈍などの低能者であつて、遺傳の確認された者を謂ふ。比較的輕度のものであつても、反社會性を有する者は對象となる。然し出産時の障得、幼少時の腦膜炎、微毒等の後天的原因による者は含まれない。

三 強度且悪質なる遺傳性的性格者 變質者又は低格者ともし呼び、其の精神状態は精神病者に極めて近い。かゝる病的性格者には、浮浪者、不良少年、犯罪者の多いこと已に人の知るところである。優生手術の對象となる病的性格者は、反社會性が強度であつて、而も遺傳の確實な者に限られる。

四 強度且悪質なる遺傳性身體疾患者 遺傳が確實であつて且症狀の強度な盲、聾其の他の身體的疾患者を總稱する。

五 強度なる遺傳性畸形者 裂手、裂足其の他の身體的畸形者の中、遺傳が確實で且治療困難な者に限られる。日常生活に著しい支障のない輕度の不具者、例へば六本指、兔唇の如きは勿論含まれない。

以上何れかの遺傳性疾患に罹つた者の全てが優生手術の對象となるのではない。其の子又は孫が醫學的經驗上同一の疾患に

罹る虞の特に著しいときに限り優生手術を受けるのである。又遺傳性疾患者が特に優秀なる素質を併せ有すると認めらるゝときは優生手術を行はない。例へば、血族中に非常な秀才があつて、本人も其の素質を繼承してゐるものと認めらるゝ場合の如きこれである。

刑務所收容者中に優生手術の對象たるべき者が相當に存することは、容易に之を推知することが出来る。然し刑務所内で優生手術を行ふことは出来ぬ。優生手術は官立病院、道府縣立病院又は地方長官に於て特に指定する病院若しくは診療所に於てのみ之を行ふのである。又優生手術は之に關する知識經驗ある醫師の中より地方長官に於て指定するものが行ふのであるから、保健技師や保健技手の中にも地方長官から指定されて優生手術を行ふものがあり得るのである(國民優生法施行規則第十條)。優生手術は申請に依り其の可否を判定實施するのであつて、國家の一方的意思に依り行はれるのではない。而して申請の方法には左の三種類がある。

一 任意申請 優生手術の申請は、原則として本人が爲し、配偶者(内縁關係を含む)あるときは其の同意を得て之を爲すのであるが、本人が三十歳に達せざるとき又は心神耗弱者なるときには父母の同意も必要である。本人が心神喪失者なるときは父母が申請を爲し、配偶者があれば配偶者と父母の連名に依り申請するのである(國民優生法第四條)。

二 同意申請 本人に對し監護上の處置、保健上の指導又は診療を爲した醫師は、本人の同意を得て優生手術の申請を爲すことが出来る。この場合に於て本人が配偶者を有するときは其の同意を、三十歳に達せざるとき又は心神耗弱者なるときは父母の同意をも得るのである。又本人が心神喪失者なるときは父母の同意を以て本人の同意に代へるのである。同意申請を爲し得る醫師は、精神病院長、保健所長、官立病院長、道府縣立病院長及地方長官の指定した醫師である(國民優生法第五條、同法施行規則第三條)。故に地方長官から指定された保健技師、少年院醫官、司法保護施設の醫師は同意申請を爲すことが出来る。この場合に於ける各種の調査判断は申請を爲す醫師の負擔に屬すること等を俟たぬ。尙保健技師が地方長官から指定せられ又は地方優生審査會を命ぜられたならば、其の旨行刑局長に報告せねばならぬ(昭和十七年行甲第二四一號)。

三 強制申請 同意申請を爲し得る醫師は、本人の疾患が著しく悪質なるとき又は其の配偶者が本人と同一疾患に罹れるものなるときなどに、其の疾患の遺傳を防遏することを公益上特に必要ありと認むるときは、必要なる同意を得ること能はざる場合と雖、其の理由を附して優生手術の申請を爲すことが出来る。この強制申請は國民優生法第六條に規定されてあるが、同條のみがまだ施行されて居らぬことを注意すべきである。

ある。

優生手術の申請書には本人の健康診断書及遺傳に關する調査書並本人が優生手術は生殖を不能ならしむることを了知した旨の醫師の證明書、本人が心神喪失者なるときは父母(本人が配偶者を有するときは、其の配偶者及父母)が優生手術は生殖を不能ならしむることを了知した旨の醫師の證明書を添附すべきである(國民優生法第七條)。申請に要する各用紙は厚生省で作成し、道府縣廳の衛生課に送付されてある。

收容者が釋放直後優生手術を受けんが爲め、在所中に任意申請の手續を出願したならば、特別の事情なき限り之を許可すべきではなからうか。又入所前に任意申請を爲し、入所後に優生手術を行ふべきものと認むる決定が確定した收容者に對しては、原則として刑の執行停止を爲すことに依り、優生手術を受けしむるの外はない。

地方長官の指定した保健技師は同意申請を爲し得るが、自己の獨斷に依るのではなく、刑務所長の決裁を経て之を爲すべきである。この場合、醫師たる資格を有しない刑務所長は優生手術の可否に付て、判定を爲す権限はない。ただ同意申請の時期、方法等が妥當適法なりや否やに付てのみ判定を爲すのである。

地方長官は優生手術の申請を受理したときは、地方優生審査會の意見を聽いて、優生手術を行ふべきものと認むるや否やの

決定をする。この決定に對し不服ある關係者は(國民優生法第八條第三項)、決定の通知を受けた後、三十日以内に厚生大臣に申立てることが出来る。この場合、厚生大臣は中央優生審査會の意見を聽いて最後の決定をする。即ち申立を理由なしと認むるときは之を却下し、申立を理由ありと認むるときは、地方長官の決定を取消し且優生手術を行ふべきものと認むるや否やを決定する(國民優生法第十條)。(地方優生審査會及中央優生審査會の組織、權限は國民優生法施行令第二條乃至第十條に定められてある)。優生手術を行ふべきものと認むる決定が確定したときは、其の對象者は優生手術を受けねばならぬ(國民優生法第十三條)。

優生手術に關する費用は原則として國庫の負擔であるが、本人又は其の父母若しくは配偶者が資力を有すと認めたとときは、之に右費用の全部又は一部を負擔せしむることが出来る。但し強制申請に依り優生手術を行ふ場合に於ける費用は全部國庫の負擔たること勿論である(國民優生法施行令第十三條)。優生手術の費用は検査費、手術費、入院料(男子は四日、女子は十四日入院)等を含めて概略男子は四十五圓、女子は九十五圓以内の豫定である(週報、第二四四號、第八頁)。

四 國民勞務手帳法と刑務所

本項に於て「法」とは國民勞務手帳法を謂ひ、「令」とは國

國民勞務手帳法施行令を謂ひ、「規則」とは國民勞務手帳法施行規則を謂ひ、「特例」とは昭和十六年勅令第七百五號「國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件」を謂ふ。

我が國現下の情勢に鑑み、軍需品生産を確保し生産力擴充計畫の圓滿なる遂行に遺憾なきを期せんには、勞務の適正なる配置を行はねばならぬ。政府に於ては第七十六回帝國議會を通過した國民勞務手帳法を公布して勞務配置の基礎的の制度を確立し、勞務調整令と相まつて勞務行政は一段と完璧を期し得られることになつた(昭和十七年一月十日から勞務調整令が施行せられ、これと同時に從業者移動防止令及青少年雇入制限令は廢止された)。

國民勞務手帳法は昭和十六年十月一日から施行せられた。從つて何人と雖國民勞務手帳を使用者に提出又は提示(使用者の同意を得て同時に他の使用者に使用せらるゝ場合には使用者に提示すればよい)するに非ざれば、從業者として使用せられることが出来なくなつたと共に、何人と雖國民勞務手帳を提出又は提示しない者を從業者として使用することは出来なくなつた(法第三條)。こゝに從業者とは技術者及勞務者の總稱であつて、次の條件を具備する從業者は國民勞務手帳を受有しななければならぬ(法第一條及第三條)。

一 年齢十四年以上六十未滿の男子。

二 厚生大臣の定めた技術者又は勞務者。

三 鐵業、工業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業又は通信事業に使用せられる者(法第一條に詳細な規定がある)。

厚生大臣の定めた技術者及勞務者の範圍は規則別表に掲げられてあるが、其の範圍は極めて廣く約二百三十種別に及んでゐる。結局、現在では事務職員及次の各號の一に該當する技術者又は勞務者は本法の適用を受けないのである。尤も四號乃至六號に該當する者が、三十日を超えて引續き使用せらるゝに至つたときは本法の適用を受けるのである(規則第一條)。

一 帝國臣民に非ざる者。

二 女子及年齢十四年未滿六十年以上の男子。

三 工場法施行令第一條各號の一の事業を營む工場にして工場法の適用なきものに使用せらるゝ者。

四 三十日以内の期間を定めて使用せらるゝ者。

五 使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者。

六 日日雇入れ使用せらるゝ者。

七 臨時に土木、建築作業に従事する者にして之を業とせざる者。

右の如く國民勞務手帳の受有義務を負はない者が相當にあるから、收容者中釋放後國民勞務手帳の交付申請を爲す者は一部分に過ぎない。國民勞務手帳交付申請書には最近一年以内に撮

影した寫眞を添附せねばならぬ(令第一條、規則第三條)釋放後直に右の交付申請を爲し得るやう、收容中に寫眞の撮影方を願出た者があるときは、特別の事情なき限り、昭和二年行申第一四九〇號「收容者ノ寫眞撮影ニ關スル件」に則り之を許可すべきである。使用者が從業者を使用せざるに至つたときは、本人に國民勞務手帳を返還するのが原則であるから(法第五條)、

今後の收容者中には國民勞務手帳を所持する者があり得る。國民勞務手帳を本人に返還することなく、使用者に於て留置する場合に於ては令第八條に詳細な規定がある。

本法は罰則を除くの外、刑務所にも適用される(法第二十一條)。されば刑務所に於て技術者又は勞務者を使用せんとするときは、官吏、待遇官吏たるものを除き勞務手帳を提出又は提示せしめねばならぬ。即ち作業囑託、作業助手、其の他を採用せんとするときは、勞務手帳の提出又は提示が其の要件となる。之に違反した刑務所長に對しては、懲戒權の發動を促し得るが、法第十七條に依り處刑することは出来ぬ。又官吏、待遇官吏たる從業者は、採用されてから遲滞なく國民勞務手帳を刑務所長に提出すべきである(令第六條)。

刑務所に於て採用又は轉勤若くは出向に基く着任に因り、從業者の使用を開始したときは、所定の事項(令第十四條)を國民勞務手帳に記載し、十四日以内に當該國民勞務手帳を提示することに依つて、刑務所所在地を管轄する國民職業指導所長に其

四日以内に當該國民勞務手帳を提示することに依つて、所轄國民職業指導所長に通知せねばならぬが(特例第十一條)、手帳は遺族に交付すればよい。

國民登録要申告者即ち國民職業能力申告令に依る要申告者にして本法の適用を受ける從業者に於ては、國民登録の結果交付されてゐる職業能力申告手帳を國民勞務手帳と看做されるから(法第二十三條)、改めて國民勞務手帳の交付を受ける必要はないが、昭和十八年九月三十日迄に従業地を管轄する國民職業指導所長に寫眞を提出して、職業能力申告手帳に貼付して貰はねばならぬ(規則附則第二項)。又本法の規定に依る報告をすれば、之と同一内容を有する國民登録の申告又は報告は其の必要がない。

五 國民貯蓄組合法と刑務所

昭和十三年に入るや支那事變は長期戦化することが明瞭となつたので、政府は其の對策を講ずる爲め、昭和十三年四月十九日の閣議に於て「國民貯蓄獎勵ニ關スル件」を決定し、之を實行に移すことになつた。而して貯蓄獎勵の實行に先ち、政府は大藏省内に國民貯蓄獎勵局を設置すると共に、之が諮問機關として國民貯蓄獎勵委員會を設けた。かくて舉國一致の體制を整へ、國民貯蓄獎勵に關する一大國民運動を展開して、國民貯蓄組合の結成を勸奨したのである。其の結果國民貯蓄組合は長足

の進歩を遂げたのであるが、更にこの貯蓄組合を保護助長して其の健全な發達を期すると共に、重大時局下の財政經濟事情に即應して國民貯蓄の増強に資する爲め、組合の體制を整備して國民貯蓄組合の飛躍的擴充強化を圖るべく、國民貯蓄組合法が制定されたのである。國民貯蓄組合法は世界最初の貯蓄獎勵に關する戰時立法であつて、昭和十六年六月二十日から施行された。尤も組合貯蓄の免稅に關する規定のみは七月一日から施行された。

國民貯蓄組合は戰時(戰時に準ずべき事變の場合を含む)に於ける國民貯蓄を増強する爲め、組合員の貯蓄を斡旋するもので、一定の資格を有する者を構成員とする法人に非ざる社團である。故に其の設立、解散、役員の変更等を登記する必要はない。而して組合員の資格に依り國民貯蓄組合は次の四種類に大別することが出来る(國民貯蓄組合法第一條)。

- 一 地域組合 地域組合とは一箇若くは數箇の町内會、部落會、隣保班又は之に準ずべきものの地域内に居住する者を以て組織されたる組合を謂ふ。
- 二 職域組合 職域組合とは官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場又は之に準ずべきものに勤務する者を以て組織されたる組合を謂ふ。而して官公署内の局、部、課の如きは「官公署に準ずべきもの」である。
- 三 産業團體組合 産業團體組合とは産業組合、商業組合、工業組合其他同業者の組織する團體の構成員に依つて組織されたる組合を謂ふ。「其他同業者の組織する團體」には酒

定められて居らぬ。自發的に組織したると、命令に依り組織したるとを問はず、國民貯蓄組合に關する事務は刑務所の附隨事務であつて、其の固有事務に非ざること言を俟たぬ。

國民貯蓄組合は組合規約の作成により成立するのであつて、主務官廳の許可又は認可を要しない。然し成立後三週間内に届出をしなければ、免稅又は補助金若くは獎勵金下付の恩典に浴し得ない。組合規約の必要的記載事項は國民貯蓄組合法施行規則第八條に列擧されてあるが、強行法規又は組合の本質に反せざる限り任意的記載事項も規定することが出来る。組合規約の記載方法に關しては國民貯蓄獎勵局に於て作成した各種の「規約例」がある。

刑務所に於ける國民貯蓄組合の組合長は刑務所長を以て之に充てるのが適當であらう。組合長は必要機關であるから必ず之を置かなければならぬが、この外に任意機關たる理事、監事又は組合員總會などを置いてよい。

國民貯蓄組合の監督官廳は大藏大臣であるが、大藏大臣は其の監督權の大部分を原則として地方長官に委任してゐるから(昭和十六年勅令第七一一號)、組合の第一次監督官廳は地方長官にして、第二次監督官廳は大藏大臣である。従つて組合長たる刑務所長は組合長たる資格に於ては、地方長官及大藏大臣の監督に服するのである。尤も陸海軍の官衙、學校又は軍管理工場に於ける貯蓄組合は其の特殊性に鑑み、大藏大臣自ら之を

造組合、自動運送事業組合、百貨店組合など頗る多い。

四 其の他の組合 其の他の組合とは國民貯蓄組合法第一條第四號の「命令ヲ以テ定ムル者」を以て組織されたる組合を謂ふ。「命令ヲ以テ定ムル者」とは次に掲ぐるものである(國民貯蓄組合法施行規則第二條)。

- 1 在郷軍人會、青年團、少年團、婦人團體其他之に準ずる團體の團員又は會員。「之に準ずる團體」とは壯年團、修養團、同窓會等である。
- 2 學生、生徒又は兒童
- 3 宗教團體の檀徒、教徒又は信徒
- 4 其他大藏大臣の指定する者、差當り高額所得者が之に屬する。即ち所得稅法に依り決定を受けた總所得金額が、地方長官の定むる額を超え且地方長官の定むる標準に依る貯蓄を爲すべきものである。例へば東京府では年收一萬圓以上の富裕者である(昭和十六年大藏省告示第三六二號)。

言ふまでもなく刑務所は官公署、いな官署であるから、特定の刑務所に勤務する職員を以て組織する國民貯蓄組合は職域組合に屬する。國民貯蓄組合の結成は國民の愛國運動の發露として勸奨されてゐるのであるから、國民貯蓄組合を組織すると否とは原則として刑務所の任意である。然し大藏大臣が國民貯蓄組合法第六條の規定に依り、國民貯蓄組合の組織命令を發したときは之を組織せねばならぬ。組織命令は刑務所長に對して發せらるゝのではなく、組合員たるべき當該刑務所の職員全部に對して發せられるのである。組織命令を受けた者の一部は組合の結成に同意し、他の一部が同意しない場合には、其の同意しない者全部が命令違反となるけれども、之に對し別段の罰則は

監督し地方長官には監督權がない(前記勅令但書)。

國民貯蓄組合の本質的な業務は戰時國民貯蓄の増強に資する爲め、組合員の貯蓄の斡旋を爲すにあるから、貯蓄計畫の樹立遂行、組合員の貯蓄心の涵養などは組合に附隨する業務である。而して貯蓄斡旋の方法は國民貯蓄組合法第二條に列擧されてあるが、刑務所に於ける組合の貯蓄斡旋方法は恐らく次の二種類に止まるのではなからうか。

- 一 組合員の郵便貯金の斡旋
 - 二 組合員の簡易生命保險の保險料の拂込の斡旋
- 國民貯蓄組合の提出すべき書類は原則として地方長官宛に二通を作成し、組合所在地の市町村長を經由して提出するのである。市町村長は、其の一通を自己に於て留保し、他の一通は地方長官に送付する。書類の提出期限に付て定めのある場合には之を市町村長に差出したときに、地方長官に提出又は報告したと同一の効力を生ずるものと解すべきである。

國民貯蓄組合は大東亞新秩序の建設完遂により、戰時狀態の拂拭された曉には解散されることにならうが、刑務所の廢止、大藏大臣の解散命令によつても解散となる。尙組合代表者に對しては、國民貯蓄組合法第十一條に罰則の規定が設けられてゐるから、現實事務擔任者の責任は重大なりと謂ふべきである。

六 改正治安維持法と刑務所

改正治安維持法は第七十六回帝國議會の協賛を経て、昭和十六年三月十日に公布せられ、同年五月十五日から施行された。同改正法律は刑罰規定を整備強化せるのみならず、刑事訴訟法の特則を規定し、豫防拘禁制度を創設するなど、一大改正を加へた結果、名は改正法律であるが其の實は新立法と謂ふべきである。改正治安維持法中、刑務所に關係の深い部分は、其の第三章即ち第三十九條乃至第六十五條の豫防拘禁に關する規定である。豫防拘禁制度に付ては已に幾多の説明や論議が行はれたので、こゝに改めて説くのを要を認めない。刑務職員たるものは、左に掲ぐる法令、通牒に依據し及文献を参照して執務の十全完璧を期すべきである。

一 法令

改正治安維持法。昭和十六年司法省令第四十九號。
豫防拘禁手續令、同上第五十號。
豫防拘禁處遇令、同上第五十號。

二 通牒

昭和十六年、行秘甲第一六六號、治安維持法違反受刑者ノ拘禁ニ關スル件。
昭和十六年、行秘甲第一七四號、豫防拘禁ニ關スル件。
昭和十六年、行甲第一四七四號、假收容者其他ノ給養ニ關スル件。
昭和十六年、行甲第一四九四號、豫防拘禁ニ關スル件。
昭和十六年、行甲第一五〇〇號、豫防拘禁ニ關スル件。
昭和十六年、行甲第一七八二號、假收容者ニ對スル作業賞與金給與ノ件。
昭和十六年、行甲第二〇七九號、豫防拘禁ニ付セラレタル者ノ前科身分帳簿取扱ニ關スル件。
昭和十六年、行甲第二〇八九號、治安維持法第三條ノ規定ニ依リ監獄ニ收容セラレタル者ノ身分帳簿ニ關スル件。

三 文献

法學博士 正木 亮『豫防拘禁の理論と實際』昭徳第六卷第六號第十頁以下。法學博士 正木 亮『豫防拘禁所經營論』刑政第五十四卷第七號第二頁以下。法學博士 正木 亮『わが國に於ける豫防拘禁制度』法律時報第十三卷第八號第二頁以下。
司法書記官 安達勝清『豫防拘禁制度に就て』刑政第五十四卷第七號第二十一頁以下。
法制局參事官 山崎丹照『改正治安維持法概説』警察研究第十二卷第七號第八十七頁以下。
司法書記官 太田耐造『改正治安維持法を繞る若干の問題』法律時報第十三卷第五號第十五頁以下。

七 結 語

以上述べたる外、副看守長制度の創設に伴ひ、第七十六回帝國議會に於て、恩給法の第二十三條、第二十五條及第二十六條が改正せられたことは、知らざる人ぞないであらう。又第七十七回帝國議會を通過した「酒税等ノ増徴等ニ關スル法律」に依り、物品税法中の一部が改正せられた。即ち物品税の課税物品が追加せられ、税率が引上げられたので、作業關係經理事務の變更と増加を見るに至つた。第七十九回帝國議會に於ては、所得税法が改正せられたから、分類所得税の徵收事務に著しき變化を生ずるであらう(物品税法及所得税法と刑務所との關係に付ては、刑政、第五十四卷、六月號、「刑務所に就て」を参照されたい)。尙防空法規と刑務所との關係に付ては、時局柄大いに研究すべき點が存するにも拘らず、僅に關係當局の指示とラヂオ放送に依つてのみ、事を處理してゐるやに觀察せられるのは遺憾である。

ジューフェルツの拘禁心理の研究(三)

高 橋 正 己

(5) 衝動生活

囚人心理の一大特徴は其の精神生活が甚だ極端であつて、殆ど精神病に近づくことである。而して「精神的體驗の最も強烈なるものは衝動に關す」といふ法則から出發するときは、衝動生活の異常こそ拘禁心理の最大特徴であると謂ふことが出来る。左に拘禁生活(主として獨居)によつて生ずる衝動の異常を、食欲・性欲・社交欲・征服欲・活動欲・精神的欲求の六項に分つて觀察しやう。

食欲 食欲が囚人に於て特に高まることは前述した所である。併し今日の行刑に於ては飢餓を訴へる者は少い。唯だ食物が一律に限定される爲に、各自の好物に對する欲求が特に大となるを見る。嗜好物に付いては酒・煙草に對する欲望が大となり、禁煙が最も堪へ難いとされてゐる。

性欲 此れは自由刑に於ける最重要な問題の一とされてゐる。正常的性欲生活が絶対に禁壓される結果として、囚人の性欲は最初著しく亢進し、之が満足を或は自瀆に、或は淫蕩空想(Gedankennuzucht)に、或は同性愛に、或は性欲代當物に求めん

目 次

は し が き

一 方法論

二 拘禁中の精神生活の概観

三 獨居拘禁の心理

(一) 未決拘禁(以上十二月號)

(二) 既決獨居拘禁

(1) 知 覺

(2) 表象と思维

(3) 自我意識

(4) 感情生活(殊に信仰生活)(以上一月號)

(5) 衝動生活

(6) 意志生活

(7) 精神生活の鈍麻

四 雜居拘禁の心理

五 懲罰の心理的效果

結 語 (以上本號完)

とするに至るのである。併し大體に於て囚人の性欲は漸減の一
路を辿り、遂には反自然的、反目的々となり、時には全く性的
無能力に陥る傾向がある。

ベルクマンによれば囚人の性欲生活は之に三期に分つことが
出来る。第一期に於て囚人は盲目的自瀆に陥る。これは絶望の
中に忘却を求める自己陶醉的手段である。絶望が沈静し監獄生
活に慣れるに従つて第二期に入り、初めて眞の性的欲求から自
瀆するに至る。第一期が機械的なりしに反し、この期は享樂的
であつて、従つて亂淫に陥る傾向があり、殊に智能低級者に於
て著しい。第三期は愛欲の對象を求める時期であつて、或は同
性的傾向を生じ、或は性欲代當的喜悦 sexuelle Ersatzglück
の對象たるべき寵愛物を求めるのである。例へばベルクマンは
食を頒つて鼠を馴らして之を愛撫し、ペラ・フイグネルは窓から
入つた小鳥を馴らし、其がパン屑を啄みテーブルの上で囀り、
洗面器の水で嬉しさに羽搏きするの無上の幸福を味ひ、其
が死んだ時は二週間に泣き通した程であつた。ノボルスキーは
監獄内に飼はれてゐる禽獸の子に無限の愛着を覚え、ホエルツ
は戸惑ひした一羽の小雀を勞つてやつた事が獄中生活での最善
最美の體驗であつたと語つてゐる。同性愛的傾向も亦甚だ切烈
なものがあり、ベルクマンは同監獄に新たに收容された若者に
對して「彼の全生涯中に於ける至純至高の愛情」を感じ、ペラ・
フイグネルも同衆ルドミラに對する愛情を「無人島に漂着した

二人」にも比し、如何なる苦惱・災厄に際しても、彼女と共に
あると自覺することによつて、恍惚たる喜に浸つたと述べてゐ
る。尙囚人がパン屑によつて造る塑像にも性的特徴を誇張した
ものが多く、これ又性欲の代當充足なりと謂へる。性的衝動は
又宗教心とも關係し易く、これ亦性欲の醇化なりと觀すべきで
あらう。

尙最後に必ずしも性欲と關係するものではないが、之に關連
するものとして囚人の對家族感情を見るに、其は拘禁の初期に
於ては一般に高まる如くである。殊に著しきは母に對する依據
の念であつて、ピエルは之を小兒様心理状態にあるものなりと
した。併し長期の刑により家族との交渉が疎まるにつれ、之に
對する關心も漸次減少するに至る。

社交欲 獨居拘禁の初期に於て囚人が孤獨に堪へ兼ね、人及
び人の聲に付き非常な愛着を覺えることは事實であり、或は刑
務官等の監房訪問の時間を長引かせんと努め、或は隣房との通
信に凡ゆる手段を盡し、或は切めて人の聲を聞かんものと自ら
書物を音讀する等は、何れも高められた社交欲の表現と考へ得
る。併し長期の獨居拘禁は次第に囚人の社交欲を低下せしめ孤
獨愛を増進せしめる如くである。ペラ・フイグネルは「獨居拘
禁生活に慣れた結果、私は次第に人と交はる必要を感じなくな
つた」と言ひ、又アウエルによれば元鐵道官吏だつた一囚人は
「次第に孤獨と無言に慣れ、一日一時間の散歩時間中すら他の

囚人と顔を合はすのが苦痛になつた」といふ。この非社交化は
刑餘者に於ても亦著しいものがあり、受刑前は社交的で快活で
あつた人間も、一旦刑を受けし後は陰氣となり人怯ちをし入を
嫌ひ避ける様になるとされてゐる。これは勿論單純に獨居拘禁
生活のみの結果とは言へぬが、少くとも其が一部分の原因たるこ
とは肯定し得る。

獨居拘禁の社交性に及ぼす影響が各人の人格型と關係あるべ
きは疑なき事實であつて、ペラ・フイグネルも「ルドミラは非
常に社交的な人間で獨居拘禁もこの性格を變へることは出来な
かつた」と述べてゐる。

征服欲 Bemächtigungstrieb 拘禁生活は亦絶對服従の生活で
ある。一切の自主的活動は禁壓され、一切の對人的・對物的支配
力は剝奪され、残るものは唯だ限なき屈服のみである。茲に於
て環境と征服欲との對立が生じ、外部よりの強制に對して囚人
は憤懣・憎惡・反抗の念を燃やすのであつて、如何にもして自
己の支配範圍を擴張し、出來得る限りの自由を獲得せんと試み
るのである。其の第一の表現型は刑務官に對する阿諛追従であ
つて、之は長期刑囚殊に累犯者に多く、彼等は之によつて最大
の自由と寛典とを許與されんと欲するのである。第二の表現型
は刑務官に對する素樸なる反抗であつて、之は初犯者に多く、
其の狡猾なるは自己のより優れた知能辯舌等によつて看守等を
理詰めにして、内心に優越感を味つて喜び、其の暴力的なるは

直接の暴力行爲によつて日頃の鬱憤を晴して自己満足を覺え、
之が代償としては甘んじて懲罰を受け、敢て意に介せぬのであ
る。其の比較的無害なるは單なる秩序紊亂行爲であつて、例へ
ば睡眠時間若は作業中に誰とも判らぬ様に大聲を發し、又は大
音響を立てて看守を激昂させたり、或はパンを固めて置いて刑
務委員會員の前へ「爆弾だぞ」と言つて投げ出して、大恐慌を惹
き起したりして喜ぶ類で此等はまだ罪のない惡戯と稱すべきで
ある。征服欲の第三の表現型は脱走である。獄内生活に比し自
由社會に於ける自主的活動の範圍は甚だ廣範なるのみならず、
性欲・物欲・活動欲等の凡ゆる欲望は其處に於て容易に満さる
ゝを以て、囚人の自由社會に對する憧憬は寔に強烈なものであ
る。然るにも拘はらず囚人は脱走の困難を知り、且つ之に因つ
て受ける刑の加重を怖れる故に、實際行爲としての脱走を企圖
する者は稀であつて、多くは倦くことなき空想によつてのみ脱
走の快を夢みるのである。併し現實に脱走行爲に出づる者も絶
無ではない。熟慮斷行の結果たる脱走行爲は意志強固者殊に確
信犯、及び常習犯に多く、彼等は刑の道德的意義を承認せぬ者
であるから、受刑は一の災難に過ぎず、之を脱するは當然の權
利であり、信仰的若は營利的必要でもあるのである。次に發作
的、衝動的に脱走行爲に出づる者は初犯者又は精神病的機元
進者に多く、偶然の機會又は刺戟により突如として起つた衝動
に身を委せるに至るのである。

右の如く征服欲は外に向つては各種の反秩序的行爲を誘發するのであるが、其の程度・態様は強制の度、刑期の長短、季節等と關係するものである。この點を慮つてゾーフエルツは之が防遏策として、累進行刑制の實施により漸次自由と欲望満足「殊に娛樂」の度を高めねばならぬと説き、更に曰く「チューリンゲンの懲治監に於ては數年前から數十人の囚人に付き、單獨の監外散歩を許してゐるが、未だ一人の逃走者を出さぬのは、この制度の効果を物語るものである」と。此處にも彼の抱懐する教育刑論の片鱗を覗かせてゐるが、斯の如く誘惑に直面させて克己心を鍊らせるのも一法であらう。

活動欲及び精神的衝動は拘禁生活に於ける無爲徒食の苦痛に付いては別に述べた所である。勞役はこの點に於て確に一の減輕であり、人間の活動本能は一時ここに其の満足を見出すのであるが、併し無意味にして單調な強制勞働は遂には到底人の活動欲を満たすに足らぬ。「人は自己の精魂を打ち込む仕事なしでは生きて行けぬものである」(ドストエウスキー)。されば囚人は一日の強制勞役が終つて各自の監房に歸つた後各々思ひ思ひの仕事をするのである。或はパンで塑像を造るあり、或はアルミの食器に彫刻を試みるあり、ハウの如きは實にイェーリングの『羅馬法の精神』の英譯を獄中で完成したのである。

次に精神的衝動であるが其の意義は必ずしも明瞭ではない。吾人はヤスベルスに従つて之を政治・經濟・道德・藝術・宗教

査せし所によれば元機械屋たりし一囚人は「悲哀・苦惱・憤怒等の感情が交々至つて安定感を破り、意志力は爲に著しく弱められた」といひ、ロイスは「徒らなる激情の昂奮によつて精神的エネルギーは減損した」といひ、又匿名氏は「監獄といふ大きな機械の一部と化され、意志の自由は全く奪はれ、之が爲に嘗つて私の犯罪の原因たりし精神的エネルギーの薄弱は一層甚だしくされた」と述べてゐる。而して斯の如き意志力の減弱は凡て被強制生活の所産であると觀せらるべく、「長年月屈從にのみ慣らされた者は自ら意欲することを忘れざるを得ない」(ラードブルッフ)のである。

先づ囚人は如何に善き行爲意志を有しても之を實現する自由を有せぬ。一自己の犯行を悔悟し、罪を贖はんが爲に凡ゆる善行を爲さうと決意した囚人にも、許されるものは唯だ軍用ズボンの裁縫又は屈從的な拘禁生活以外の何物でもない。(レツプマン及び元教授たりし一年囚)と。意志はあつても實行が許されぬのである。かくて實行に移されることなき意志は空しく廢滅の一路を辿るのである。次に囚人に許される唯一の活動たる刑勞働でさへ最も意志力を損耗するに適する如くなつてゐるのである。即ち囚人の興味を惹くに足らぬ仕事は嫌悪と反感を與ふるのみで、勤勞心即ち勞働意志を養ふに由なく、常に當該勞働に付いて不快を感じしむるのみならず、延いては一般的な倦怠感若は興味喪失状態を來たさしめる處がある。尙各種の衝

等の絶對的價値に對する歸依渴仰の情であると解する。絶對的價値に對するこの種の信仰は最も多く政治犯人に於て見受けられ、時として其は彼等の生命を維持する唯一の原動力となることがある。例へばベルクマンは「長き拘禁生活を顧るとき、私は良くも之を生き通し得たと自分ながら驚くのである。死の淵發狂の國上に慄へながら立つとき、私の破滅を救ひ得たものは無政府主義の生きた眞理を措いて他になかつたのである。——私は自ら無政府主義運動の代表者を以て任じた。私が獄中にあること自體が闘争の繼續を意味し、主義の未だ亡びざるを示すものであり、私の一身に理想は體現されて居り、私の生死に主義の存亡がかゝるのである。」と述べてゐる。又ノボルスキーは曰く「如何なる運動に於ても其の先驅者は必ず棘の道を歩くもので、彼等の大多數が坦々たる大道の其の前に開かるゝを見ずして終つては、古今の歴史及バイブルの示す所である。——故に假令吾人は主義の實現を見得ざる迄も、之が爲に粉骨碎心することこそ、吾等の神聖なる義務であり、キリストの殉教に倣ふものに他ならぬ」と。右の如き信念には何れも自己欺瞞的な色彩があるのを見逃し得ない。

(6) 意志生活

獨居拘禁否監獄生活そのものが全體として囚人の意志活動を弱め自主的決斷力を鈍らせることは事實である。アウエルの調

動に對する抑壓は却つて其の反動として益々衝動力を高め、従つて意志力を弱める結果となり、又感情生活の混亂若は不安定も確乎たる意志の堅持を困難ならしめ、而して又表象能力思惟能力の減弱も意志構成を阻害する効果を有するものである。茲に特に注意を要するは、獨居拘禁の長所とされる内省即ち自己觀察の結果として時に或は自我劣弱感が發生し、囚人は之が爲に全く自負心を失ひ、何事を爲す勇氣をも喪失するに至る處があることである。茲に到つてゾーフエルツは再び其の教育刑論を展開して曰く、「斯の如き意志力減弱を防止せんとせば、須らく囚人の自治範圍を擴大し、勞役を改善して囚人の主觀的興味と社會の客觀的價値とに適合せしめ、娛樂・スポーツ等を増加して衝動の鬱積を過ぎ更に進んでは高き目的と健全なる動機とを與へて、以て意志力の構成を容易ならしめねばならぬ」と。

(7) 精神生活の鈍麻

以上(1)乃至(6)に述べし如く、短期の拘禁生活者殊に少數の教養ある囚人に於ては、表象・思惟・感情・衝動等は何れも充進するのであるが、長期の拘禁囚殊に外向的性格者及び囚人の大多數を占める無教育なる者に於ては、精神活動は漸次鈍磨して殆ど感覺喪失 Apathie に近づくのである。この状況を最も良く描く者はオツSENDフスキーである。曰く「一時折り意

識を取り戻す時の外は、生きてあるとしも覚えぬ如き弛廢状態に陥る。自分のする事も他人のする事も何等の感覺を呼び起さぬ。外界は厚いヴェールを通して見る如くである」と。斯の如きが無期刑囚の到達すべき最後の精神段階であらう。

(四) 雜居拘禁の心理

ここに雜居拘禁と稱するものは晝夜雜居であるが、之に關する囚人の手記は至つて少い。唯僅かに十年間雜居囚たりしドストエフスキーの手記があるのみであるが、之には多分の人種的(ロシア人)、場所的(シベリヤ)、個人的特異性が含まれて居る故に、直に之を他に及ぼして考へることは出来ぬ。ジープエルツは其が如何なる程度まで一般性を有するかを知る爲に、世界大戦に於ける捕虜の雜居拘禁心理及び極地探險隊の心理に關する手記を參考としたのである。

雜居拘禁生活の特色は強制的なる共同生活たる點にある。絶對に雜居を脱し得ざる點に於て、絶對の孤獨に包まれた獨居拘禁生活と異り、其の雜居が囚人の個人的若は社會的必要に出でたものではなく、各構成員の自由意志・好惡・興味の如何を無視して、外部より強制せられたものなる點に於て、社會一般の共同生活と異り、雜居拘禁心理の特色も亦爰に存するのである。併し乍ら等しく刑拘禁(即ち自由剝奪及び被強制生活)な

る點に於て、其は本質的に獨居拘禁心理と共通する所があり、従つて獨居拘禁に關し前に縷説せし所は、大體に於て之を雜居拘禁心理にも類推して考へ得るのである。されば以下に於ては雜居拘禁に特有な心理生活に付いてのみ述ぶることとする。左に之を相互嫌忌、群衆心理、教育的效果及び改良策の四點に分つて考察しやう。

相互嫌忌 不斷の雜居は各人の精神生活を常に不安なものとし、爲に相互の感情は高ぶり、緊密なりし友情も不斷の接觸により、忽ちに嫌惡と敵意に變ることも少くない。殊に「各囚人は表面如何にも愉快さうにしてゐるが、内心では誰しも監獄生活を at home と感ずる者はなく、何れも未來に對する荒唐無稽なる空想に耽つてゐるのである。併し誰か一人でもこの内心を吐露して、其の抱く空想を口にすると、皆で寄つてたかつて彼を侮蔑し嘲弄し、口をきく者さへなくなるのである。而も最も手ひどい嘲笑を加へる者程最も甚だしい空想を抱く者なるが常である」(ドストエフスキー)。斯の如く互に内心の不満を押し隠して日夜接觸する所に相互嫌惡の原因があるのであらう。この他又同一犯種に對し刑期を異にすること、狡猾な累犯者がより良い待遇を受けること等は眞面目な囚人にも不満を興へ、彼等の向上心を滅茶々にすることが少くない。群衆心理 雜居拘禁心理に付いて特に注意を要するものは群

衆心理的效果である。各個人の有する自我意識・對象意識の特殊性は消滅し、判斷力・思惟力・意志力は低下して、唯徒らに感情的・衝動的昂奮のみが高まるのである。されば犯罪又は情事に於て最惡なる者、自由社會に於て最も非社會的な者として指彈され、人交りもされなかつた如き者程、雜居囚の間に勢力を有し、教養ある者程蔑まれ虐待されるのである。而して教養ある者も長い間には「否應なしに彼等と同程度の水準迄下げられるのであつて、遂には彼等の野卑なる冗談にも笑ひ、下劣なる事柄にも道德的墮落者と同程度の興味を感ずるに至る」とさへ言はれてゐる。かかる群衆暗示的效果は少年囚に對しては一層著しいものである。

次に注意すべきは雜居囚が對内的には互に嫉視反目する場合に於ても、對外的には一種の共同意識を有して居ることであつて、刑務官に對する反感不信等は獨居囚に於けるより一層根強く惡性となり、最も勇敢に看守等に反抗する者が最も彼等間の賞讃を博する有様であり、之が嵩じては暴動にさへ至ることがある。

教育的效果 不斷の雜居による精神的不安殊に前記の群衆心理的效果が、囚人に對する教育的影響を極度に困難ならしめること言ふ迄もない。先づ雜居囚は自己觀察即ち反省の機會を得ること難く、道德的水準は低下して悔悟は愚か罪を罪とも思は

なくなるのが普通である。次に獨居囚の如き人懷しさを覺えることなき結果、刑務官・教誨師等を歡迎すること少きのみならず、却つて之に反感を抱くことが多い爲、彼等の言を傾聽し其の影響を感受する意思と可能性を缺くのである。假令囚人が善意を有する場合に於ても訓戒・譴責・讀書・音樂・學課・祈禱等の囚人に及ぼす影響は、雜居房の過多なる刺戟によつて混亂され阻碍されて、深い感動を呼び起すに足りぬのである。殊に獨居囚に於て靜思の好機たる夜間は、雜居囚に於ては最惡分子跳梁の巻となる。「看守が寢室の扉を閉鎖するや否や、各囚人の顔付は一變する。晝間の緊張した氣分は一時に弛み、何れも皆本性を現はして勝手放題のことをやり出す」(ドストエフスキー)。晝間に得られた教育的效果は爰に悉皆拭ひ去られるのである。

最近の教育刑論者は雜居拘禁を以て囚人の意志教育に有效なりとするが、少くとも從來の形式に於ける雜居拘禁が囚人の意志力を低下せしめることは争ひ難き事實であつて、其の程度は獨居拘禁に於けるより一層甚だしいものである。強制生活、意義なき勞働、獨立の缺乏、感情生活の亢進、思惟の混亂等、獨居拘禁に於て意志力を低下せしめた要素は、一も雜居拘禁に於て缺くる所がない。しかのみならず獨居拘禁に於ける如き倫理的・精神的建設は、雜居拘禁に於ては殆ど望み得ないのであ

る。若し獨居拘禁に於ける教育的効果が獨房囚の餘りに大なる空想性によつて危くされるとすれば、雜居拘禁の心理は餘りに空想的分子を缺き餘りに没理想的である。斷えざる接觸によつて生ずる残りなき暴露の後に来るものは讚美能力の廢滅である。人と人との關係は「店頭」に曝された豚肉の一半の他半に對すると異らぬ」(捕虜の日記)ものとなり、生存に對する希望、現實美化の能力は全く失はれる。爰に至つて吾人は從來の雜居拘禁を支持すべき何等の理由をも見出さぬのである。

改良策——從來の雜居拘禁の弊害が雜居生活自體にあるならば、須らく雜居を廢止すべく、存置して之に改良を加ふべき餘地はない。然し人は本來社會的動物であり、人と人との結合こそ向上の前提である。最近の社會學の證する所によれば、群衆心理に於ける「衆愚」(kollektive Dummheit)の法則は決して絶對的なものではなく、特定の條件(例へば責任賦課)の下に於ては、道德的意志の強化にも與つて力あるものとされてゐる。されば雜居拘禁を改良して宿弊を除き、之を教育的たらしむることは勿論可能であると謂はねばならぬ。爰に於てゾーフエルトはボンデイの改良策に滿腔の賛意を表し、先づ夜間獨居制を勵行して自省の機會を與へ且つは悪分子の跋扈を防ぎ、次に雜居囚數を小數に制限して群衆心理的「衆愚」の法則を抑遏し、各群毎に彼等の一員として有能なる指導者を付して向上

場合、又は義俠的行爲に出た如き場合(例へば飢えたる同輩にパンを頒け與へる如し)に於ては、罰をも甘んじて受けるのであつて、敢て之を意とせぬが常である。殊に雜居囚中には罰を受けることを誇とする者もあり、かかる場合にも懲罰は何等の效がない。又屏禁や散步禁止の如きも孤獨を喜ぶ囚人又は雜居の煩に苦しむ囚人には、寧ろ安靜的快感を與へるものとして歡迎される傾向がある。併し何れの場合に於ても長期に亘る懲罰、例へば散歩・勞役・點燈・讀書・面會等の禁止、又は屏禁等は、常に獨居拘禁に特有なる心理的效果(例へば退屈・夢想・沈鬱・不安・倦怠・非社會化・反抗心等)を一層大ならしめ、遂には追跡妄怒狂 Verfolgungswahn 等の發病にさへ到らしめる危険がある。尙ここに注意すべきものは現在の專斷的懲罰手段であつて、所長が看守等の偏見若は誤解に基く申告を信じて、何等の證據法を講ずることなく直に決裁する如き場合には、囚人の法治國感を害し無力感を増悪せしめ易いのである。尙場合により譴責が屏禁等の重き罰より遙かに有效であらうと思はれることもある。

結語

自由刑の囚人心理に及ぼす影響は釋放と共に消滅するものではなく、其の後も尙永く其の心理的效果を残すものである。而

を扶け、更に囚人を入として遇することによつて其の自負心を高め、而して尙囚人自治制を採用し擴張して各自の責任感を強めねばならぬと主張してゐるのである。

(五) 懲罰の心理的效果

一九二七年の獨逸行刑法草案第四百十條は次の十種の獄内懲罰を認めてゐる。現在獨逸に行はれてゐる懲罰も大體この十種の範圍内に止まるものであつて、從前の如き答刑・鎖刑・暗室屏禁刑の如きは行はれてゐない。

- ① 譴責
- ② 賞週の制限若は停止
- ③ 燈火の制限若は禁止(四週間以内)
- ④ 面會制限若は禁止(三箇月以内)
- ⑤ 讀書制限若は禁止(三箇月以内)
- ⑥ 賞與金の使用制限若は禁止(三箇月以内)
- ⑦ 戶外運動禁止(一週間以内)
- ⑧ 寢具剝奪(一週間以内)
- ⑨ 食物粗惡化(一週間以内)
- ⑩ 屏禁(四週間以内)——重屏禁に於ては(7)乃至(9)の罰若は就業禁止の一又は數種を併科す。其の他のものも相互に併科するを妨げぬ。

此等の懲罰は多かれ少かれ何れも常に苦痛を與へる性質のものではあるが、其の囚人心理に及ぼす効果は之を受ける囚人の心理状態の如何に従つて必ずしも同一ではない。例へば有守等に對する暴行等により日頃の鬱憤を晴らして溜飲を下げてゐる

してこの殘存效果の自由社會生活に對する價值こそ、囚人心理研究の最後・最重要の問題である。然るに從來の自由刑は以上縷々叙説せる如く、社會生活に必要な心理的能力を悉皆奪ひ去るものであつて、從來の行刑制度の特殊防衛的價值は絶無と謂はねばならぬ。而も其の一般防衛的效果も亦甚だ疑はしいものであつて、或る囚人の如きは「今や全く監獄を恐れなくなつた」とさへ言つてゐる(アウエルに據る)。茲に犯罪が年々増加して停止する所を知らぬ原因があり、吾人が行刑改善を提唱して己まぬ所も亦ここに存するのである。これは囚人自身も亦同感する所であつて、行刑改善の主眼は囚人自身をして行刑に積極的關心を有せしむるにある。最後に吾人の研究材料たりし囚人手記の筆者の中、最も賢明にして最も責任感に富む者即ち「囹圄の裏」の匿名作者の言を引用して結びとせらう。曰く「外部から加へられた刑罰に眞に苦しめば苦しむ程、益々自分の責任が軽くなつて行くことを感じ、『罰を罪に等しくする』といふ算術の問題を解いてゐる如く考へる傾向を生じた。この等式は實に行刑の基礎を成してゐるものであるが、併し其は謬つてゐる。其は責任概念の本源たる道德界より見るも、將又刑概念の發祥地たる社會的見地よりするも正當なるものではな

(完)

累犯に關する調査第一(府中)(一)

枇杷田源介

第一章 總釋放者に就て

- 第一項 序 説
- 第二項 年齢犯數累犯着手時期
- 第三項 罪質と累犯の關係
- 第四項 刑期と累犯との關係
- 第五項 犯罪原因と累犯の關係
- 第六項 作業の種類と累犯の關係
- 第七項 作業賞與金と累犯の關係
- 第八項 行刑成績と累犯との關係
- 第九項 保護關係と累犯の關係
- 第十項 累犯と累犯地との關係
- 第十一項 累犯者の累犯入所迄の職業
並該職業と作業との關係 (以上本號)

第二章 假釋放者に就て

- 第一項 假釋放者數と再犯率
- 第二項 年齢犯數及累犯着手時期
- 第三項 罪質と累犯の關係
- 第四項 刑期と累犯の關係
- 第五項 犯罪原因と累犯の關係
- 第六項 作業の種類と累犯との關係
- 第七項 作業賞與金と累犯の關係
- 第八項 行刑成績と累犯との關係
- 第九項 保護關係と累犯との關係
- 第十項 累犯者の累犯入所迄の職業
並該職業と作業との關係

第一章 總釋放者に就て

第一項 序 説

一、本調査は府中刑務所に收容したる懲役囚中昭和八年一月一日以降同十二年十二月三十一日迄の五年間に刑期滿了、又は假釋放に依り同刑務所を出所したる者、合計九千三十二名に對する累犯調査なり(實數は九千三十三名なれども昭和十年滿期釋放者一名調査不能)。而して本調査は昭和十三年十二月三十一日現在に於ける調査にして、右出所者中同日迄に再び本刑務所に入所し、又は他刑務所に入所したる旨の通知を受けたる爲犯罪ありたることを確知したる者のみを累犯者として計上し、累犯未發覺の者及審理中の者の如く、未だ有罪判決無き者は勿論有罪判決確定せる者と雖前掲日時迄に通知に接せざる者は無再犯者として取扱ひたり。

二、本調査事項は

- (一) 出所時の年齢
- (二) 犯 數
- (三) 累犯着手時期
- を基本とし
- (一) 罪質と累犯の關係
- (二) 刑期と累犯の關係
- (三) 犯罪原因と累犯の關係

- (四) 作業の種類と累犯の關係
 - (五) 作業賞與金と累犯の關係
 - (六) 行刑成績と累犯の關係
 - (七) 保護關係と累犯の關係
 - (八) 累犯と累犯地との關係
 - (九) 累犯者の累犯入所迄の職業並に該職業と作業との關係
- の九項目なり。なほ

- (一) 累進處遇令に基く級別と累犯の關係
- (二) 父母妻子の有無と累犯の關係
- (三) 教育と累犯の關係

等も亦調査すべき必要事項なりと思料したるも、是等の事項に付ては他刑務所に收容せられ同刑務所に身分帳なき者に對しては調査不能なるため、無再犯者と累犯者とを比較調査することを得ざりしは遺憾とするところなり。

三、右九千三十二名中出所後更に罪を犯して處斷せられたる者は合計六千二百五十四名なるが、此の中再び同刑務所に入所したる者の數は四千二百九十九名なり。

之を各年度別に示さば

總釋放者數	累犯者數	本刑務所入所者數
-------	------	----------

昭和八年 釋放者	1,509人	1,123人	774人
昭和九年 釋放者	1,011人	1,593人	1,142人
昭和十年 釋放者	1,749人	1,310人	961人
昭和十一年 釋放者	1,852人	1,133人	805人
昭和十二年 釋放者	1,912人	1,017人	618人
合計	9,033人	6,254人	4,299人

となり釋放者及び累犯者に對する比率を求むれば

昭和八年 再入者	54.9%	69.6%
昭和九年 再入者	56.7%	72.7%
昭和十年 再入者	54.9%	73.8%
昭和十一年 再入者	43.9%	66.4%
昭和十二年 再入者	32.0%	60.7%

にして累犯者百名に對し六七十名が同刑務所に再入する割合となり居れり。

同十一年 釋放者	38.0人	10.4%	9.0人	7.5%
同十二年 釋放者	32.7人	9.9%	8.3人	4.9%
平均	35.0人	10.4%	10.1人	6.2%

にして昭和九年以降累犯率の低下せること明なり。是等を綜合すれば累犯率が次第に低下すと謂ふに妨げなかるべし。
二、然れども是等累犯者の前刑釋放後累犯着手に至る期間は次第に短縮する傾向にありと謂ふべし。即ち各年度釋放者中の累犯者を一〇としたる累犯着手時期の比率は各年度釋放者全部が經過したる出所後一年間の累犯率を示せば

昭和八年 釋放者	53.3	13.7%	14.9
昭和九年 釋放者	54.7	14.7%	14.0
昭和十年 釋放者	55.6	15.0%	14.3
昭和十一年 釋放者	58.1	15.9%	13.6
昭和十二年 釋放者	61.0	19.4%	16.1
平均	56.5	15.7%	14.5

第二項 年齢犯數累犯着手時期

一、本調査の結果先づ第一に知得したる點は、累犯率が次第に低下する傾向にあること之なり。即ち

昭和八年釋放者の累犯率	78.92%
昭和九年釋放者の累犯率	78.43%
昭和十年釋放者の累犯率	75.47%
昭和十一年釋放者の累犯率	65.48%
昭和十二年釋放者の累犯率	51.05%
(平均)	69.87%

にして累犯率は年と共に減少せるを知り得べし。右は出所後の在社會期間の長短に基く當然の結果なりと思惟せらるゝが如きも、累犯の最も多く行はるゝ期間たる出所後の一年は既に各年度釋放者全部が經過したる期間なるを以て、此期間に於ける累犯率を求めて累犯傾向を觀察するもなほ各年度釋放者總數を一〇〇としたる比率は

昭和八年 釋放者	43.0%	10.7%	11.3%	64.1%
昭和九年 釋放者	43.9%	22.7%	11.0%	65.5%
昭和十年 釋放者	42.9%	22.6%	10.6%	63.9%

にして累犯着手時期が次第に短縮しつゝあるを看取す。尤も昭和九年以降の釋放者は將來累犯者を出す毎に右の比率低下すべく、昭和十二年の釋放者に付て特に其感なきに非ざれども、累犯は出所後一年間に最も多く行はるゝのみならず、總釋放者の累犯率も低下の傾向にあるを以て、將來の累犯者の數多かるべしとは推測し難く、從て累犯者總數に對する累犯着手時期の比率は些して影響なかるべく、累犯着手時期短縮の傾向にあるとの結論は誤なかるべし。
三、年齢に付て述べれば、犯罪者は二十一歳以上四十歳以下の青壯年期の者最も多く累犯者も此年齢の者夥多なり。之を釋放者總數に對する百分比に求むれば

昭和八年 釋放者	35.27%	26.76%	63.03%
昭和九年 釋放者	35.65%	28.22%	63.86%
昭和十年 釋放者	32.95%	27.10%	59.05%
昭和十一年 釋放者	28.63%	33.84%	54.47%
昭和十二年 釋放者	22.84%	17.73%	39.56%

となり更に又累犯者總數に對する百分比を求むれば

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者	昭和八年 累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者 中ノ累犯者	累犯者總數ニ對スル比率	計
		上三十一歳以下 上三十一歳以下 上三十一歳以下 上三十一歳以下 上三十一歳以下 上三十一歳以下 上三十一歳以下 上三十一歳以下	計
四・七二	四・七二	三・八九	六・六
四・四四	四・四四	三・九七	八・四
四・三五	四・三五	三・九〇	六・五
四・七三	四・七三	三・九〇	六・六
四・七三	四・七三	三・九〇	六・六
四・七三	四・七三	三・九〇	六・六
四・七三	四・七三	三・九〇	六・六
四・七三	四・七三	三・九〇	六・六

となり累犯の大部分が前掲青壯年期の者なることを知り得べし。而して其の累犯率は五年間を平均して

二十一歳以上二十五歳以下 七八・七七%
 二十六歳以上三十歳以下 七一・三六%
 三十一歳以上三十五歳以下 六八・一〇%
 三十六歳以上四十歳以下 六七・九八%
 にして大體に於て各年度釋放者の平均累犯率六九・八七%と大差なく、唯二十五歳以下の者に於て其率高きのみなり。次に二十歳以下の少年者及六十歳以上の老年者に付て見れば、員數に於ては右青壯年期の者より遙に少數なるも、其累犯率は甚しく高率にして、二十歳以下の者は六六・六七乃至一〇〇%平均八八・二三%六十歳以上の者は五七・九〇乃至一〇〇%平均七

竊盜	八・三三	八・三三	八・三三	七・六六	七・六六	七・六六	七・三三	七・三三
詐欺	八・三七	九・二二	九・二二	一〇・七六	一〇・七六	一〇・七六	一一・四〇	九・七九
恐喝	一・九八	一・九七	二・四〇	五・〇八	五・〇七	五・〇七	三・三〇	三・三〇
横領	一・二八	一・五八	二・〇六	三・一三	四・三三	四・三三	二・四六	二・四六
贓物	一・八四	二・〇三	二・七四	二・一六	二・四六	二・四六	二・二四	二・二四
住居侵入	二・五五	二・二七	一・四九	二・七〇	四・八七	四・八七	二・七六	二・七六
常習賭博	二・四一	一・七七	一・七七	二・七〇	三・七七	三・七七	二・七〇	二・七〇
賭博開帳	一・〇六	〇・四四	一・〇六	二・一五	三・三二	三・三二	一・六九	一・六九
昭和八年 釋放者	八・三三	八・三三	八・三三	七・六六	七・六六	七・六六	七・三三	七・三三
昭和九年 釋放者	九・二二	九・二二	九・二二	一〇・七六	一〇・七六	一〇・七六	一一・四〇	九・七九
昭和十年 釋放者	九・二二	九・二二	九・二二	一〇・七六	一〇・七六	一〇・七六	一一・四〇	九・七九
昭和十一年 釋放者	一〇・七六	一〇・七六	一〇・七六	一一・四〇	一一・四〇	一一・四〇	一二・〇四	一〇・三三
昭和十二年 釋放者	一〇・七六	一〇・七六	一〇・七六	一一・四〇	一一・四〇	一一・四〇	一二・〇四	一〇・三三
平均	七・三三	七・三三	七・三三	七・六六	七・六六	七・六六	七・三三	七・三三

註一、牽連犯及併合罪中に同一罪名あるものは之を分ち夫々の罪名中に加へたり。例之私文書偽造行使詐欺は「私文書偽造行使」と「詐欺」に、又竊盜詐欺は「竊盜」と「詐欺」に分ち、夫々之を一件として計算したり。従つて各々の比率を合計したる數は一〇〇%を超過す。

二、右罪名中には未遂補助等を包含す。
 三、横領罪中には業務上横領及遺失物横領を包含せず。
 四、強盜罪は準強盜を包含す。
 五、以下本項の表は此例に準じたり。
 二、而して罪名と累犯の關係を調査したるに、單一罪名に依つて處罰せられたる者に累犯多く、併合罪又は牽連罪等に依つて罰せられたる者に累犯少きこと判明したり。

五・〇六%なり。更に細分すれば七十五歳以上の者は平均累犯率八三・三三%にして、是等少年者及老年者は前掲青壯年者に比し累犯の傾向強きが如し。
 四、本調査に於ける釋放者の犯數は一犯乃至三十二犯にして、二犯乃至五犯の者最も多く其累犯率を平均すれば
 二 犯 (釋放當時の犯數) 六四・八〇%
 三 犯 六九・二二%
 四 犯 七五・六六%
 五 犯 四二・九八%
 なり而して初犯者は其數も少なく累犯率も平均四〇・二四%なれども十六犯以上の者は其數僅少なりと雖も、其累犯率は極めて高く十七犯十九犯乃至二十一犯及二十五犯三十一犯三十二犯の如きは累犯率一〇〇・〇〇%なり。依是觀之初犯者は教化改善の餘地多きも十六犯以上の者は行刑教化の効果乏しきが如し。

第三項 罪質と累犯の關係

一、昭和八年一月以降同十二年末迄に同刑務所を釋放せられたる者の犯したる犯罪は種々雜多にして、其數百種に近し。之を單一罪名に依つて分類するもたほ五十六種の多きに達す。然れども是等の罪名中多數の者の犯したる犯罪は竊盜罪にして釋放者總數の約八割を占め、詐欺、恐喝、住居侵入、常習賭博、横領、贓物、賭場開帳之に次ぐ。之を釋放者總數の百分比に求めれば左表の如し。

此事實は犯罪者の個々の行爲に付て見れば、起訴の價値なく、之を綜合して初めて起訴を相當とする事情にありたるものなるべしと推測せらるると雖も注意すべき點なりと思料す。
 次に如何なる罪名によりて處斷せられたる者に累犯多きかを取調べたるに、累犯者を生ぜざりし罪名は
 (一) 暴行 (二) 猥褻
 (三) 通貨偽造行使 (四) 兌換銀行券偽造行使
 (五) 公正證書原本不實記載行使
 (六) 墮胎 (七) 死體遺棄
 (八) 瀆職 (九) 不法逮捕及監禁
 (十) 公務執行妨害 (十一) 犯人藏匿
 (十二) 業務妨害 (十三) 逃走
 (十四) 出版法違反 (十五) 銃砲火藥類取締法違反
 (十六) 印紙犯罪處罰法違反 (十七) 商標法違反
 (十八) 電信法違反 (十九) 爆發物取締法違反
 にして其餘の罪名は悉く累犯者を出したるが、五年間の平均累犯率少なきものより順次之を擧ぐれば
 (一) 殺人豫備 (五・〇〇%)
 (二) 遺失物横領 (七・三四%)
 (三) 電氣事業法違反 (八・三三%)
 (四) 傷害致死 (一〇・〇〇%)
 (五) 殺人 (一一・〇〇%)
 (六) 公文書偽造變造行使 (一一・五〇%)

(七)	阿片煙	(一一・五〇%)
(八)	私文書偽造行使	(一六・二五%)
(九)	有價證券偽造變造行使交付	(一九・三五%)
(十)	積領	(二三・五四%)
(十一)	自動車取締令違反	(二五・〇〇%)
(十二)	強姦	(二五・〇〇%)
(十三)	強姦致傷	(二六・六七%)
(十四)	脅迫	(三一・六七%)
(十五)	賭場開帳	(三二・〇四%)
(十六)	住居侵入	(三二・六八%)
(十七)	暴力行爲	(三四・八七%)
(十八)	強盜豫備	(三五・六二%)
(十九)	恐喝	(三六・三四%)
(二十)	傷害	(四一・三九%)
(二十一)	業務上横領	(四一・四二%)
(二十二)	贓物	(四三・七四%)
(二十三)	放火	(四八・三三%)
(二十四)	常習賭博	(四八・六〇%)
(二十五)	強盜	(五五・四八%)
(二十六)	詐欺	(五六・二二%)
(二十七)	強盜傷人	(六二・一三%)
(二十八)	醫師法違反	(六六・六七%)
(二十九)	竊盜	(七三・四七%)
(三十)	營利誘拐	(七五・〇〇%)

(廿一) 背任 (一〇〇・〇〇%)
 (廿二) 嘱託殺人 (一〇〇・〇〇%)
 (廿三) 公印偽造 (一〇〇・〇〇%)
 (廿四) 幼者遺棄 (一〇〇・〇〇%)
 (廿五) 器物毀棄 (一〇〇・〇〇%)
 (廿六) 選舉法違反 (一〇〇・〇〇%)
 (廿七) 兵役法違反 (一〇〇・〇〇%)

なり。然れども本調査の對象たる犯罪者中(卅一)以下の罪名の者は極めて少數なれば、是等少數者の行爲のみを捉へて直ちにこの種の犯罪の累犯傾向を斷ずることを得ざるべし。

なほ右は是等の罪名によりて處斷せられたる者が出所後更に罪を犯したるや否やを表はしたるに過ぎずして、前犯と後犯の罪名の異同には何等の關係なく其の異同に付ては本項(四)に於て説明したり。

三、次に前掲釋放者中の累犯者に付て累犯罪名を見れば、其の罪名は著しく減少し三十三種に減じ、又牽連、併合罪等少なく單一犯多し。然れども是等の罪名中多數の者の犯したる犯罪は前同様竊盜罪にして累犯者總數の八割以上を占め詐欺、強盜等に次ぐ。之を累犯者總數の百分比に求め、五年間の平均累犯率一%以上のものを擧ぐれば左表の如し。

昭和八年釋放者中ノ累犯	昭和九年釋放者中ノ累犯	昭和十年釋放者中ノ累犯	昭和十一年釋放者中ノ累犯	昭和十二年釋放者中ノ累犯	平均
累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	
一、三三〇	九三三	八二六	七四八	九一七	平均

竊盜	八四・八九	八二・四三	八二・六五	七九・七〇	八〇・三二	八一・九八
詐欺	七五・五五	七三・七二	七二・九一	九四・九	九二・四	八二・四
常習賭博	一・三四	一・五七	一・二二	二・二五	二・五九	一・七
強盜	一・三五	一・五七	一・九八	一・八三	一・三六	一・四三
贓物	〇・九	一・三三	一・八三	一・二六	一・六七	一・元
恐喝	〇・七三	一・一九	一・二二	一・七三	一・八	一・三二
住居侵入	〇・四	〇・五六	〇・九八	一・八三	二・〇六	一・二七

右表の如く竊盜前科者の九割以上が竊盜罪を累ね居りて竊盜の習癖は脱し難きものなりと謂ふべし。

(口) 詐欺

昭和八年釋放者中ノ累犯	昭和九年釋放者中ノ累犯	昭和十年釋放者中ノ累犯	昭和十一年釋放者中ノ累犯	昭和十二年釋放者中ノ累犯	平均
累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	累犯者中ノ累犯	
一、三三〇	九三三	八二六	七四八	九一七	平均

なほ右表によつて明かなる如く、竊盜罪以外の犯罪は前犯と後犯を比較するに後者其率低きを以て、是等の犯罪は次第に減少する傾向にありと思料せらるべきも、後犯の詐欺及常習賭博の累犯總數に對する比率が増加し居る點よりすれば、累犯は竊盜罪の外詐欺及常習賭博罪を犯す傾向にありと謂ふことを得べきが如し。

四、更に前犯の罪名と後犯の罪名を比較すれば、兩者の全く同一なるものあり、又異なるものありて一樣ならずと雖も、前犯と後犯とが同一罪名なりしものを擧ぐれば

(イ) 竊盜

昭和八年釋放者中ノ累犯	前犯竊盜ノ累犯者	後犯竊盜ノ累犯者	比率
九三〇	八二	八二	九三・七四%
同九年釋放者中ノ累犯	一、三四〇	一、三三九	九二・七三%

(ハ) 恐喝

昭和八年釋放者中ノ累犯	前犯詐欺ノ累犯者	後犯詐欺ノ累犯者	比率
八二	八二	五	六二・七三%
同九年釋放者中ノ累犯	二二	七九	六五・二九%
同十年釋放者中ノ累犯	八四	五五	六五・四六%
同十一年釋放者中ノ累犯	二二	七六	六六・九六%
同十二年釋放者中ノ累犯	八九	六〇	六七・四二%

詐欺罪も亦詐欺前科者の六割以上が同一罪を累ね居りて同罪の習癖も脱し難きものゝ如し。

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者	昭和九年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十一年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十二年 累犯者 中ノ累犯者	前犯恐喝ノ 累犯者	前犯恐喝ノ 後犯恐喝ノ 者	比率
2人	3人	7人	3人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%
2人	3人	4人	7人	4人	2人	4人	33.3%

恐喝も亦二割五分乃至五割の者が同一犯罪を累ね居れり。

(ニ) 贓物故買

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者	昭和九年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十一年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十二年 累犯者 中ノ累犯者	前犯贓物故 買ノ累犯者	前犯贓物故買後 犯贓物故買ノ 者	比率
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%
4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	75.0%

贓物故買及牙保を犯したる者の累犯にして、前科と同一罪の者は右の如く比較的少し。然れども竊盜罪を犯す者多し。

(ホ) 贓物牙保

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者	昭和九年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十一年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十二年 累犯者 中ノ累犯者	前犯贓物牙 保ノ累犯者	前犯贓物牙保後 犯贓物牙保ノ 者	比率
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%
6人	7人	7人	7人	6人	6人	6人	100.0%

(ヘ) 常習賭博

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者	昭和九年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十一年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十二年 累犯者 中ノ累犯者	前犯常習賭 博ノ累犯者	前犯常習賭博後 犯常習賭博ノ 者	比率
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%
18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	100.0%

(ト) 賭場開帳

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者	昭和九年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十一年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十二年 累犯者 中ノ累犯者	前犯賭場開 帳ノ累犯者	前犯賭場開帳後 犯賭場開帳ノ 者	比率
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%
4人	3人	3人	3人	2人	4人	3人	75.0%

常習賭場及賭場開帳の前科ある者の累犯は、殆ど賭博罪に限られ罪質の異なりたる犯罪を犯すこと極めて稀なり。

右の如く、前犯後犯共に同一罪の者少なからざるが、其餘の者も常習賭博の前科者は賭場開帳又は同幫助を賭場開帳の前科者は常習賭博又は同幫助罪を犯し、前犯後犯同一ならざれば罪質に於て同一の犯罪を犯したる者多し。

(チ) 住居侵入

昭和八年 累犯者 中ノ累犯者	昭和九年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十一年 累犯者 中ノ累犯者	昭和十二年 累犯者 中ノ累犯者	前犯住居侵 入ノ累犯者	前犯後犯共ニ 住居侵入ノ者	比率
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%
2人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	50.0%

住居侵入罪の前科ある者が更に同一犯罪を犯したる割合は、前記の如く比較的少數なるが如きも、此の前科ある者は竊盜罪を犯す事多く、而かも其竊盜罪は住居侵入罪を牽連したる事少なからざるにかゝはらず、住居侵入罪の起訴無く從て同罪により處斷せられざりし爲め、累犯に於ける住居侵入罪一見少數の如く見ゆるのみにして實際に於ては決して少數に非ざるなり。

(リ) 横領

前犯横領ノ 累犯者	前犯後犯共ニ 横領ノ者	比率
5人	5人	100.0%

昭和八年 累犯者	前犯有價證券 偽造變造行使 交付ノ累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
一人	一人	一人	〇%
同中ノ九年 累犯者	三人	一人	三・三
同中ノ十年 累犯者	三人	一人	三・三
同中ノ十一年 累犯者	三人	一人	三・三
同中ノ十二年 累犯者	三人	二人	六・七

(カ) 有價證券偽造變造行使交付

昭和八年 累犯者	前犯暴力行 爲ノ累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
二人	二人	一人	五〇・〇
同中ノ九年 累犯者	三人	〇	〇
同中ノ十年 累犯者	三人	〇	〇
同中ノ十一年 累犯者	二人	〇	〇
同中ノ十二年 累犯者	一人	〇	〇

(ワ) 暴力行爲

(ル) 強盜

昭和八年 累犯者	前犯業務上 横領ノ累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
二人	二人	一人	四・二
同中ノ九年 累犯者	六人	〇	〇
同中ノ十年 累犯者	二人	〇	〇
同中ノ十一年 累犯者	五人	〇	〇
同中ノ十二年 累犯者	五人	〇	〇

(ヌ) 業務上横領

昭和八年 累犯者	前犯業務上 横領ノ累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
七人	七人	一人	一四・三
同中ノ九年 累犯者	七人	〇	〇
同中ノ十年 累犯者	六人	〇	〇
同中ノ十一年 累犯者	三人	〇	〇
同中ノ十二年 累犯者	五人	〇	〇

右の犯罪中強盜の前科ある者の累犯は竊盜異なること多し。

第四項 刑期と累犯との關係

一、昭和八年以降同十二年迄の五年間に同刑務所を釋放せられたる禁錮囚にして、出所後昭和十三年末迄に更に罪を犯して刑に處せられたる者皆無なるを以て、本調査は専ら懲役囚の累犯關係を取調べたるが、是等の懲役囚の刑期は最も短は二月最も長は十五年の有期懲役及無期懲役に分れ、區々にして一様ならずと雖も各年度を通じ六月乃至三年の刑期の者最も多く即ち

第四項 刑期と累犯との關係

右の犯罪中強盜の前科ある者の累犯は竊盜異なること多し。

昭和八年 累犯者	前犯醫師法違 反ノ累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
〇人	〇人	〇人	〇%
同中ノ九年 累犯者	〇人	〇人	〇%
同中ノ十年 累犯者	〇人	〇人	〇%
同中ノ十一年 累犯者	一人	一人	一〇〇・〇
同中ノ十二年 累犯者	〇人	〇人	〇%

(ヨ) 醫師法違反

同十二年 累犯者	〇	〇	〇
-------------	---	---	---

(ヲ) 傷害

昭和八年 累犯者	前犯傷害ノ 累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
六人	六人	一人	一六・六
同中ノ九年 累犯者	〇人	〇人	〇%
同中ノ十年 累犯者	二〇人	二人	二〇・〇
同中ノ十一年 累犯者	三人	三人	三〇・〇
同中ノ十二年 累犯者	九人	一人	一一・一

昭和八年 累犯者	前犯強盜ノ 累犯者	前犯後犯共 ノ者	比率
六人	六人	一人	一六・六
同中ノ九年 累犯者	九人	〇人	〇%
同中ノ十年 累犯者	四人	〇人	〇%
同中ノ十一年 累犯者	六人	一人	一六・六
同中ノ十二年 累犯者	五人	〇人	〇%

昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	同
一、四〇九	二、〇三二	一、七四九	一、八五二	一、九九三	同
六七人	九〇二	八〇〇	九三五	九五六	同
三五人	五五二	四〇二	四〇二	四六一	同
一八五人	二八〇	二四〇	二六三	一九五	同
七人	八五	七三	六	六	同
五三人	九五	七二	七	七	同
一、三三三	一、九〇三	一、六〇〇	一、七三〇	一、七六八	同
合計	合計	合計	合計	合計	合計

となり、特に六月以上一年以下の刑期の者多し。而して右釋放者中の累犯者に對する累犯刑期も亦前同様區々なれども其

刑期は

昭和八年釋放者中ノ累犯	同 九年釋放者中ノ累犯	同 十年釋放者中ノ累犯	同 十一年釋放者中ノ累犯	同 十二年釋放者中ノ累犯	平均
一、二二	一、五九三	一、三〇〇	一、二二	一、〇七一	均
三七人	四二〇	三六九	三四五	二四八	二二・五〇%
二八人	四五六	三四五	三二五	二六四	
二四三人	三三七	二五六	二三五	三三二	
七人	九八	八〇	九六	七〇	
九人	一〇〇	二三五	一〇三	一〇一	
一、〇一八	一、四四三	一、一七五	一、〇九三	九〇四	
合計	合計	合計	合計	合計	合計

にして之亦六月以上三年以下の刑期の者多し。二、而して是等累犯者の前刑刑期と累犯刑期の輕重を比較すれば、累犯加重により前刑より重き刑に處せられたる者多きは言

を俟たざれども、前刑よりも輕き刑罰に處せられたる者も尠からず。即ち各年度釋放者中の累犯總數に對する百分比を求めれば累犯刑が前刑より輕き者は

昭和八年釋放者中の累犯者 一六・三七%
同 九年釋放者中の累犯者 一八・七七%
同 十年釋放者中の累犯者 五五・三〇%
同 十一年釋放者中の累犯者 一五・四四%
同 十二年釋放者中の累犯者 一一・六〇%
平均 二二・五〇%
となり、過つて累犯者となるも罪質情狀輕きがため前刑よりも輕き刑罰を受けたるもの一割二分強乃至五割五分あるを思はば、累犯率のみに着眼し行刑成績擧らずと云ふことを得ざるべし。

犯率より遙に低し。此の現象は科刑並に行刑上充分考慮すべき點なりと思料す。七月以上一年以下の刑期の者に付ても、昭和八年釋放者の累犯率は七七・一〇%、昭和九年釋放者の累犯率は七五・七〇%、昭和十年釋放者の累犯率は七三・〇三%、昭和十一年釋放者の累犯率は六二・八四%、昭和十二年釋放者の累犯率は四七・六〇%にして、六月以下の刑期の者に比し累犯率は高しと雖も各年度釋放者の累犯率に比して低く、其餘の刑期は累犯率何れも高く平均累犯率より多きもの少なからず。唯注意すべきは四年六月及五年六月の刑期の者の累犯率が一〇〇%なることなり。

第五項 犯罪原因と累犯の關係

一、犯人の性格、感情、環境、經濟事情等の個人的事情は勿論苟も人心に影響を與ふる一切のものが相交錯して、犯罪の動機原因を形成するは言を俟たざるところなれば、其一のみを捉へて犯罪の原因なりと斷定し難く、假に其主たるものを以て原因なりとするも、甲乙を附し難きものもあるべく、又人を異にするに從て判斷も異なるべく犯罪の主たる原因を定むること亦至難なり。況んや全國に散在せる同刑務所の釋放者より、過去の犯罪原因を調査するが如きことは、到底本調査の爲し遂げ得るところに非ざるを以て、本調査は同刑務所に身分帳あるものは教誨原簿、身分帳なきものは再入調査簿の犯罪原因欄の記載を以て各犯罪の主たる原因なりと見做し、之を分類綜合して累犯との關係を取調べたり。

三、次に刑期と累犯率の關係は之を要約すれば六月以下の短期刑に累犯率少なく七年を超える刑期の者に累犯率最も多し。斯の如き長期刑に處せらるゝ者は其數に於て尠しと雖も、昭和八年釋放者を除き八年の刑に處せられたる者は悉く累犯者となり、また九年及十五年の刑に處せられたる者の如きは釋放年度に關係なくこれまた悉く累犯者として處罰せられたり。而して六月以下の刑に處せられたる者は前記の如く其數決して少なしとせざるに拘らず、昭和八年釋放者の累犯率七八・九二%に對し右短期刑を受けたる者の累犯率は五五・一七%、昭和九年釋放者は七八・四三%に對し六四・六一%、同十年釋放者は七五・四七%に對し五〇・四三%、同十一年釋放者は六五・四八%に對し四一・五〇%、同十二年釋放者は五一・〇五%に對し三一・六五%にして、之等短期刑の累犯率が各年度釋放者の累

(其五) 生育不良
の二十五種に達す。之を前犯の原因と比較すれば其順序同一な

昭和八年 九年 十年 十一年 十二年 計	懶惰	利慾	酒色	貧困	酒慾	女色	射倖心	疾苦	合計	(總釋放者)
昭八年釋放者	三九人	二三人	二〇三人	八人	五八人	五八人	一九人	二七人	一、〇〇三人	(一、一三三)人
同九年釋放者	四五五人	三三〇人	一六七人	一七九人	三二九人	三〇人	三三人	三五人	一、三四五人	(一、五九三)人
同十年釋放者	三九四	三三六	九五	一五五	三三	四三	二七	二四	一、一四八	(一、三三〇)人
同十一年釋放者	三九〇	二九六	五二	七六	三三	三〇	四〇	二七	九五七	(一、二二二)人
同十二年釋放者	三三四	二六八	六三	七六	三三	三〇	四三	二五	八六六	(一、〇七二)人
計	一、九三三	一、四三三	五八	五三	三三	三二	一六二	一三八	五、三三八	(六、二五四)人

らざれども、數多きものは大體に於て一致す。前同様累犯原因多數なるものを左表に示さば

なり。而して各年度別に累犯者數に對する比を求め之を平均して比較すれば、

懶惰	三〇・九六%
利慾	二三・二〇%
酒色	九・二五%
貧困	八・一〇%
酒慾	五・五一%
女色	三・四三%
射倖心	二・六六%
疾苦	二・〇五%

にして其合計數は累犯總數の八割五分以上を占め、前犯後犯の別なく犯罪の大部分が是等を原因として行はるゝものなることを知り得べし。然れど前犯の犯罪總數(釋放者總數)に對する

犯罪原因の比率と後犯の犯罪總數に對する犯罪原因の比率を對照して氣付きたるは、懶惰、利慾、酒色及射倖心を原因とする犯罪の比率が増加し居ることは是なり。殊に懶惰を原因とする犯罪が其割合に於て著しく増加せることは、行刑教化上一層の考慮を要するに非ざるやを思はしむ。
五、前犯原因と後犯原因とを比較するに、兩者必ずしも同一ならずして、前犯の原因と後犯の原因とが異なること僅少ならず。前掲前犯原因と全く別種の原因に依りて、後犯が行はれ前犯原因と後犯原因とに一致したるもの絶無なるは
失業 誘惑 不用意 出來心
友誼 娛樂 怨恨 輕率
自暴自棄 復讐 家庭不良 嫉妬
の十二種なり。而して前犯の原因と同一の原因によりて後犯が

行はれたるものゝ數を前犯原因を同一とする後犯全數の百分比に求め、之が一覽表を作成すれば左の如し。

利慾	懶惰	貧困	酒色	酒慾	女色	射倖心	疾苦	刑餘	不信	憤怒	不良交際
昭八年 釋放者中 累犯	四六・八三	三〇・五四	三九・五四	三三・二二							
同九年 釋放者中 累犯	五八・八〇	三八・二八	三三・二二	二二・二六							
同十年 釋放者中 累犯	一八・六三	一九・五二	一一・二六	七・二二							
同十一年 釋放者中 累犯	五九・一五	三三・三六	一五・二二	八・六五							
同十二年 釋放者中 累犯	三三・三三	三三・〇四	二〇・五九	二四・一〇							
計	一〇・〇〇	一四・四六	一一・二二	一五・三九							

釋放者の作業を悉く明記し之を分類するに於ては、却て統計上の價值を減殺すべきに依り、本調査は右釋放者に課せられたる主たる作業を採り其作業と累犯との關係を取調べたり。
二、而して右四十種の作業中多數の釋放者を出したるもの十種を擧ぐれば

昭和八年 釋放者	同九年 釋放者	同十年 釋放者	同十一年 釋放者	同十二年 釋放者	平均
土工	三七人	一八九人	三四八人	三三二人	二二〇・六人
裁縫工	一九人	一八七人	一九二人	二〇六人	一九九・〇人
紙工	一〇四	二二六	一八三	二二七	一九六・四
木工	一三四	二〇〇	一八一	一六三	一七四・〇
莫大小工	一三四	一九二	一四三	二九七	一七三・〇
官備夫	六三	一〇四	一五七	一七二	一三三・六
機織工	一六二	二〇六	一四九	一三三	一三三・〇
鍛冶工	五八	八九	八六	一七	八九・八
麻工	一七一	一一三	八七	二六	八九・八
人夫	七三	一六〇	二六	六四	六九・四

なり又毎年度十名以下の者を釋放したる作業を擧ぐれば

昭和八年 釋放者	同九年 釋放者	同十年 釋放者	同十一年 釋放者	同十二年 釋放者	合計
一人	七人	三人	五人	七人	三三人

木挽	塗工	經師	疊工	曼細工	鑄物工	煉瓦工	鐵筋工	製茶工	綿工	網工	瓦工	飾工	屋根工
三	九	二	二	〇	一	一	〇	二	〇	〇	一	一	一
二	三	七	一	四	二	一	一	〇	二	〇	〇	〇	〇
二	三	二	五	二	一	二	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇
五	二	二	四	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	二	二	四	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	二	一	〇	二	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	八	四	二	一	五	五	三	三	二	二	二	一	一

の十五種なり。

三、而して同一作業を課せられたる者の五年間の平均累犯率を調査したるに

- (イ) 累犯率一〇〇%の者は
飾工 瓦工 屋根工
- (ロ) 累犯率九〇%以下の者
經師工 塗師工 武具工 疊工
- (ハ) 累犯率八〇%以下の者
土工 革工 裁縫工 耕耘 機械工 竹工 左官工 木工 印刷工 金物工 石工 鍛冶工 莫大小工 官傭夫 洗濯工

前刑作業者數に正比すれども、必ずしも之と一致せず、累犯者の前刑作業を累犯總數に對する百分比に求め五年間の平均數に依りて其順位を求むれば、

土工	(一四・一七%)
裁縫工	(二二・六六%)
木工	(一〇・四九%)
莫大小工	(九・六四%)
紙工	(九・四七%)
機械工	(六・九九%)
印刷工	(三・一八%)
麻工	(三・三一%)
人夫	(二・九〇%)
藥工	(二・四一%)

にして是等の作業を課せられたるものが累犯者總數の七割五分以上を占め居れり。

五、各年度釋放者中の累犯者にして前刑出所後累犯入所迄に前刑作業と同一、若しくは類似の職業に従事したる者幾名ありたるかに付ては、第十一項「累犯者の累犯入所迄の職業並該職業と作業との關係」に於て説明するを便宜と史料するを以て本項に於ては其説明を省略す。

第七項 作業賞與金と累犯との關係

一、本調査は釋放者の出所時に於ける作業賞與金を基本として調査したるものなるが、昭和八年以降同十二年末迄の釋放者が

- (ニ) 累犯率七〇%以下の者
刷毛工 鑄物工 藥工 紙工
- (ホ) 累犯率六〇%以下の者
塗工 行囊工 麻工
- (ヘ) 累犯率五〇%以下の者
煉瓦工 綿工 木挽
- (ト) 累犯率四〇%以下の者
人夫
- (チ) 累犯率三〇%以下の者
大工 防具工
- (リ) 累犯率一七%弱乃至二〇%の者
營繕工 鐵筋工

にして、累犯皆無なるものは製茶及網工の二種のみなり。而して前記の如き毎年十名以下の少數釋放者を出したる作業は、累犯の有無及其率のみに依りて累犯傾向を判断すること能はざるを以て、多數釋放者を出したる前掲作業十種に付て累犯率高きものを見れば、土工、裁縫、機械、木工、鍛冶、莫大小、官傭夫、紙工、麻工、人夫の順位となり、總釋放者に對する五年間の平均累犯率七〇%弱以下の累犯率なる作業は紙工、麻工及人夫なり。是等の作業が比較的累犯率少く、殊に人夫の累犯率が著しく低率なるのみならず、土工の累犯率と比較して其半數なるは注意すべき點に非ずやと史料せらる。

交付を受けたる金額は最高四百七十餘圓最低一圓未滿にして、其類一樣ならざるのみならず、交付を受くべき賞與金無かりし者も少なからず、之が一覽表を作成すれば

無	昭和八年					合計
	一、四〇九	二、〇三二	一、七四九	一、八五二	一、九九三	
五圓以下	一	一	〇	〇	〇	一
十圓以下	三	二	〇	〇	二	五
二十圓以下	四	三	〇	〇	三	一〇
三十圓以下	五	四	〇	〇	四	一三
四十圓以下	七	五	〇	〇	六	一七
五十圓以下	八	六	〇	〇	七	二一
六十圓以下	九	七	〇	〇	八	二五
七十圓以下	一〇	八	〇	〇	九	三〇
八十圓以下	一〇	八	〇	〇	九	三〇
九十圓以下	一〇	八	〇	〇	九	三〇
合計	一、四〇九	二、〇三二	一、七四九	一、八五二	一、九九三	九、〇三二

となりて、賞與金五圓十錢以上二十圓迄の者最も多く、五圓以下の者之に次ぎ、賞與金二十圓以下の者及賞與金無かりし者を合すれば、總釋放者の五割六分乃至六割八分の多數を占む。

二、作業と賞與金の關係に付ては、之を要約すれば其最高二百

圓を超える賞與金の交付ありたる作業は
裁縫 木工 鍛冶 革 行囊 土工 大工 麻 鐵筋 莫
大小 紙 官備夫 武具 金物 塗師
の諸工にして、
二百圓以下のものは
機織 印刷 防具 左官 耕耘 藥 石工 營繕
の諸工なり。又
百五十圓以下のものは
洗濯 刷毛 蔓細工 鑄物 木挽 塗工 人夫
の諸工にして、
百圓以下のものは
竹細工 飾工 疊 煉瓦工
五十圓以下のものは
屋根 瓦 製茶 綿網
の諸工なり。

三、同一作業賞與金の交付を受けて出所したるものの五年間の平均累犯率は、其最も高きは二〇〇%にして最も低きは四一・九一%なり。而して特に注意すべきは賞與金無かりし者の累犯率が賞與金を受領したる者の累犯率より遙に低きことなり。即ち

賞與金無かりし者の累犯率 四六・一一%
賞與金五圓以下の者 六三・三八%
同二十圓以下の者 七二・九三%

同五十圓以下の者 七六・八二%
同百圓以下の者 七七・五四%
同百五十圓以下の者 七五・七五%
同二百圓以下の者 六三・三五%
同二百五十圓以下の者 七〇・七七%

にして、二百五十圓以下の賞與金受領者は悉く賞與金無かりし者より累犯率甚だ高く、唯二百五十圓を超える賞與金を受領したる者の累犯率は

賞與金三百圓以下の者 四一・九一%
同三百五十圓以下の者 四〇・〇〇%
同四百圓以下の者 六六・六七%
同四百五十圓以下の者 一〇〇・〇〇%
同五百圓以下の者 〇%

にして、賞與金無かりし者より累犯率低きものありと雖も、斯の如き多額の賞與金を受領したる者は極めて少数にして、五年間を合計するも尙二十三名に過ぎず、而かも其累犯者合計は十四名に上るを以て二百五十圓を超える者を一括すれば、其累犯率は六〇%以上となり、賞與金無かりし者の累犯率より約一四%を超過し其率遙に高し。

四、一定の賞與金を受領したる累犯者の累犯總數に對する百分比を求め更に五年間の平均率を算出すれば
賞與金無かりし者 五・一九%
賞與金五圓以下の者 二一・〇五%
同二十圓以下の者 三四・六六%

同五十圓以下の者 二四・五九%
同百圓以下の者 一〇・一六%
同百五十圓以下の者 二・九八%
となり、百五十圓を超える者は何れも一%に達せざるを以て、前刑出所當時五十圓以下の賞與金を受領したる者が累犯總數の八割以上占め、賞與金無かりし者の數は僅に五分餘なること明

かなれば、此點より見るも賞與金無かりし者にして罪を累ぬる者少數なるを知るに足るべし。
五、作業賞與金と累犯着手時期の關係は、大體に於て賞與金の有無多少は累犯着手時期の遲速に關係なきも、注意を喚起し度きは百五十圓を超えるが如き多額の賞與金を受領したる者の爲す累犯と其着手時期の關係はなり。

賞與金受領者數 右釋放者中ノ 累犯總數 出所後三月以 内 同六月以內累 犯 同一年以內累 犯 同一年六ヶ月 以內 同二年以內 累犯 同二年六ヶ月 以內 犯	昭和八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	合計
	人	人	人	人	人	人
百五十圓ヲ超ユル	一三	一六	二四	二六	三六	一四〇
賞與金受領者數	二〇	一〇	三	二	三	三七
右釋放者中ノ	二	一	二	一	一	七
累犯總數	二	一	二	一	一	七
出所後三月以	二	一	二	一	一	七
内	二	一	二	一	一	七
同六月以內累	二	一	二	一	一	七
犯	二	一	二	一	一	七
同一年以內累	二	一	二	一	一	七
犯	二	一	二	一	一	七
同一年六ヶ月	二	一	二	一	一	七
以內	二	一	二	一	一	七
同二年以內	二	一	二	一	一	七
累犯	二	一	二	一	一	七
同二年六ヶ月	二	一	二	一	一	七
以內	二	一	二	一	一	七
犯	二	一	二	一	一	七

右表の如く百五十圓を超える賞與金を受領したる者にして、昭和九年及同十二年の釋放者中の累犯者は悉く出所後一年以内に罪を累ね、同十年及同十一年の釋放者中の累犯者も其大多數は一年以内に罪を累ね居るのみならず、出所後三ヶ月以内の犯

罪少なからず、之を斯の如き多額の賞與金を受領せざる累犯者にして出所後一年以上を経過して罪を犯したる者の數少なからざるを思はゞ、賞與金多額なりとするも累犯防止の效果無きのみならず、累犯着手時期を遅からしむる効果も亦無きに非ざる

やの疑なきに非ず。

第八項 行刑成績と累犯との關係

一、行刑成績は「改悛情有」「稍有」「難認」「無」の四階級に区分しあるを以て、本調査も亦其分類に従ひ身分帳又は再入簿の記載に基き調査したるが、改悛の情難認との認定を受けて釋放せられたる累犯者最も多く、改悛情稍有りと認められたる者に次ぎ、改悛情有りとの認定を受けたる者第三位にして、改悛情無しとの認定を受けたる者最下位なり。其順位よりすれば大體に於て認定の正しきことを證するが如きも、各年度を通じ釋放者中改悛情難認との認定を受けたる者の數最も多く、改悛情稍有、改悛情有、改悛情無しとの認定を受けたる者順次に次ぎ、累犯者も亦此順位に於て多數なれば、之を以て其認定と累犯との關係を判断するに由なし。之を同一行刑成績の認定を受けて出所したる者の累犯率に付て見れば、改悛情有りとの認定を受けたる者は、昭和十二年の釋放者を除き其累犯率は七〇%以上八八%弱にして、其率最高く、改悛情難認との認定を受けたる者も、昭和十二年の釋放者を除き累犯率六六%強乃至八三%弱にして之に次ぎ、改悛情稍有との認定を受けたる者は昭和十二年の釋放者を除き累犯率六三%強乃至七六%弱にして第三位を占め、改悛情無しとの認定を受けたる者は昭和十二年の釋放者を除き累犯率五二%弱乃至七九%弱にして其率最も低し。依之觀是行刑成績の認定と累犯の割合一致せざること判明すべく、唯昭和十二年の釋放者のみは改悛情有との認定を受けたる者の

累犯率は三九・一三%、改悛情稍有との認定を受けたる者の累犯率は四七・九〇%、改悛情難認との認定を受けたる者の累犯率は五四・四八%、改悛情無しとの認定を受けたる者の累犯率は四三・三三%にして、略認定に合致す。唯昭和十二年の釋放者が出所後本調査日迄に經過したる日時は長きも二ヶ年を超へざるを以て、今後相當多數の累犯者を生じ右の累犯率に影響を與ふるに非ずやとの疑念生ずるが如きも、前記年齢、犯數、累犯着手時期の項に於て記述したるが如く、累犯者は些して増加せざるべく、假に相當數の増加ありとするも、昭和十二年釋放者中改悛情有との認定を受けたる者は極めて少なく、改悛情難認との認定を受けたる者夥多なるに依り、將來の累犯者の多數は改悛情難認との認定を受けたる者なるべく、右の順位に重大なる影響を與ふるに非ざるべし。之を要するに昭和十二年の釋放者に對する行刑成績の認定は大體に於て累犯傾向の多少に一致すと謂ふべし。然れども昭和十二年の釋放者に於ても尙改悛情無しとの認定を受けたる者の累犯率の比較的少なきは考慮すべき點に非ざるやと思はしむ。

第九項 保護關係と累犯の關係

一、保護關係の調査は保護者が釋放者を充分に保護監督したりや否や、釋放者が保護者の監督に服したりや否や等、保護の實情を調査するに非ざれば調査不完全なりと雖も、其調査を爲すに於ては多大の時間と費用を投じて釋放者及保護者の個々に付きて之を取調ぶる要有りて、到底本調査の爲し遂ぐるところに

非ず。夫故本調査は保護者中一時身柄を引取りたるのみにして爾後保護を加へざりし者有るに非ずやとの懸念あり。又釋放者が保護者の保護を嫌ひ保護者の監督を受けざりし者有るに非ずやとの疑無きに非ざれども、身分帳及再入簿の記載に基き保護關係と累犯とが如何なる關係にありやを調査したり。二、釋放者に保護者ありたりや否やを標準として累犯の關係を求むれば、保護無かりし者即ち單獨出所に累犯多きは敢て調査を俟たずして推知し得べしと雖も、是等の釋放者の數と釋放者總數を對比すれば

昭和八年釋放者	釋放者總數	單獨釋放者	比率
同 九年釋放者	一、四〇九	六七〇	四七・五五%
同 十年釋放者	一、〇三三	一、〇六六	五三・四七%
同 十一年釋放者	一、七四九	一、一九五	六八・三三%
同 十二年釋放者	一、八五二	一、二〇〇	六五・三七%
同 十二年釋放者	一、九九三	一、三三三	六六・三五%

にして、昭和八年を除き釋放者の半數以上が單獨出所者なるが、其の累犯率を各年度總釋放者の累犯率と比較すれば

昭和八年釋放者	單獨出所者ノ累犯率	釋放者全部ノ累犯率
同 九年釋放者	七九・四〇%	七九・九二%
同 十年釋放者	七九・五六%	七六・四三%
同 十一年釋放者	八二・五二%	七五・四七%

同十一年釋放者 七二・八三
同十二年釋放者 五七・九五
同十二年釋放者 五二・〇五

となりて、單獨出所者の累犯率は釋放者全部の平均累犯率より高し。如斯單獨出所者は數に於ても、また累犯率に於ても多數なる爲め、釋放者總數及累犯總數に對する比率も亦高く

昭和八年單獨出所者	釋放者總數ニ對スル累犯率	累犯者總數ニ對スル比率
同 九年單獨出所者	三七・七五%	四七・八四%
同 十年單獨出所者	四三・五三%	五三・三三%
同 十一年單獨出所者	五五・六八%	七三・七六%
同 十二年單獨出所者	四六・九五%	七二・七〇%
同 十二年單獨出所者	三九・八四%	七〇・二二%

各年度を通じ釋放者總數の三分の一以上が單獨出所をなして更に罪を重ね、又各年度釋放者の累犯總數に付て見れば、累犯者全部の四割八分弱乃至七割四分弱が單獨出所者なりしことを知り得べし。單獨出所の危険なること今更ながら痛感せざるを得ざるなり。

三、保護者ありたる釋放者に付ては前記の如く保護の實際に付て懸念するところあれども、諸帳簿の記載に依れば、保護會を保護者とする者最も多く、親・兄弟・姉妹・親戚・友人・舊主人等順次に次ぐ。而して之等の者の被保護者たる釋放者の五年間の累犯率を平均し其率高き者より之を擧ぐれば

市町村役場

市町村役場	七三%以上—八〇%以下
親戚	六四%以上—六九・八%以下
知人	五二%以上—五七・五%以下
子	四四・一七%
保護會	二九・一七%
兄弟姉妹	一六・六七%
妻	
養育院	
友	

なり。子、妻は一〇〇%なれども其數極めて僅少なれば、之を以て直ちに累犯の傾向最高なりとは断定し難く、又釋放と同時に病院に收容せられたる者に累犯無きは當然なりと謂ふべし。而して右の中保護會、親、兄弟・姉妹を保護者とする者の累犯を別表より摘出すれば

(イ) 保護會

保護會の保護は直接保護と間接保護とに分れ、間接保護中には保護の程度極めて低きものもあるべく、又釋放者に於て保護會の保護監督を受くることを肯せず、殊更保護會の保護監督より遠ざかりたる者も少なからざるべしと雖も、身分帳及再入簿に保護會を保護者として記載せられたるものを一應保護關係保護會にありとして取調べをなしたるころ、保護會を保護者と

同 九年釋放者	三〇・五	二六・二四
同 十年釋放者	四・八〇	六・四三
同 十一年釋放者	五・九四	九・〇八
同 十二年釋放者	五・八三	二・四一

にして、大體に於て保護會に保護を託されし者の數の多寡に準ずると雖も、累犯者總數の六分乃至三割二分が保護會の被保護者なり。

(ロ) 親

親を保護者とする者の中には、義父・義母・養父・養母等の保護も包含したるが是等の者を保護者として出所したる者は

昭和八年釋放者	一、四〇九人	六二人	四・三六%
同 九年釋放者	一、〇三二	二七	二・三五
同 十年釋放者	一、七〇九	一一〇	六・三三
同 十一年釋放者	一、八五二	一三七	六・八六
同 十二年釋放者	一、九九二	一五七	七・四三

にして、其數に於て保護會に次ぎ、釋放者總數に對する割合は、四分三厘乃至一割三分強なり。而して其累犯率を各年度總釋放者の累犯率と比較すれば

親ノ保護ヲ受ケタル者ノ累犯率	釋放者全部ノ累犯率
----------------	-----------

して出所したる者の數は

昭和八年釋放者	一、四〇九人	四一九人	元・七四%
同 九年釋放者	二、〇三二	五三〇	二六・五〇
同 十年釋放者	一、七〇九	一四〇	八・〇〇
同 十一年釋放者	一、八五二	二二七	一・七二
同 十二年釋放者	一、九九二	二五二	二・六〇

にして、釋放者數に對して八分乃至三割弱なり。而して其累犯率を各年度總釋放者の累犯率と比較すれば

昭和八年釋放者	八七・三五%	七・九二%
同 九年釋放者	八〇・三	七・四三
同 十年釋放者	六〇・七二	七・五・四七
同 十一年釋放者	五〇・六九	六・五・四
同 十二年釋放者	四一・〇五	五・一・〇四

となりて、其累犯率は釋放者全部の平均累犯率より高く、また是等の累犯者を釋放者總數及累犯者總數に對比すれば

昭和八年釋放者	對スル比率 = 三五・九八%	對スル比率 = 三三・九一%
---------	----------------	----------------

昭和八年釋放者	六八・八五	七・九二
同 九年釋放者	七〇・九四	六・四三
同 十年釋放者	六五・四五	七・五・四七
同 十一年釋放者	四五・六七	六・五・四
同 十二年釋放者	三六・三〇	五・一・〇四

となり、其累犯率は釋放者全部の累犯率より低く、また是等の累犯者を釋放者總數及累犯者總數に對比すれば

昭和八年釋放者	對スル比率 = 二九・八	對スル比率 = 三・七
同 九年釋放者	四・〇九	五・三
同 十年釋放者	四・一三	五・四六
同 十一年釋放者	三・一三	四・七八
同 十二年釋放者	二・八六	五・六〇

にして其割合多からずと雖も、累犯者百名に對し四五名の割合を以て親を保護者としたる累犯者存す。

(ハ) 兄弟・姉妹

兄弟姉妹を保護者とする者の中には、義兄・義姉・義弟・義妹等の保護も包含したるが、是等の者を保護者として出所したる者は

釋放者總數	兄弟姉妹ヲ保護者トシタル者	比率
-------	---------------	----

昭和八年釋放者	一、四〇九人	八六%
同 九年釋放者	二、〇三二	六二・五
同 十年釋放者	一、七四九	六四・〇
同 十一年釋放者	一、八五一	五・四六
同 十二年釋放者	一、九九三	五・二六

にして、其數比較的少なく、釋放者總數に對する割合も亦百人中五六名に過ぎず。而して其累犯率を各年度總釋放者の累犯率と比較すれば

昭和八年釋放者	六九・七七	七八・九三
同 九年釋放者	七六・〇〇	七八・四三
同 十年釋放者	六二・二六	七五・四七
同 十一年釋放者	五八・四二	六五・四八
同 十二年釋放者	四八・五七	五・〇四

となり、其累犯率は釋放者全部の累犯率より低く、また是等の

累犯者を釋放者總數及累犯總數に對比すれば

昭和八年釋放者	四・二六	五・四〇
同 九年釋放者	四・六八	五・九六
同 十年釋放者	三・八九	五・一五
同 十一年釋放者	三・一九	四・八七
同 十二年釋放者	二・五六	五・〇一

にして其割合多からずと雖も、累犯者百名に對し兄弟・姉妹を保護者としたる累犯者は四五名なり。

第十項 累犯と累犯地との關係

一、同刑務所釋放者の累犯は主として東京市内に於て行はれ、神奈川、千葉、埼玉等の隣接縣の犯罪之に次ぐと雖も、是等の地に限局せられずして廣く全國に跨り遠くは朝鮮、臺灣、滿洲、支那に及ぶ。同刑務所釋放者中同一年度釋放者十名以上の累犯地を擧ぐれば

東 京	八六八人	一、二三三人	一、七〇二人	九七六人	八二三人	累犯者總數
神 奈 川	四三	六三	五〇	三四	三	昭和八年釋放者
千 葉	一七	二六	二七	三三	三	昭和九年釋放者
						昭和十年釋放者
						昭和十一年釋放者
						昭和十二年釋放者

埼 玉	一七	三〇	一五	一七	一六	同 十年釋放者
栃 木	八	一〇	八	八	四	同 十一年釋放者
群 馬	九	九	一〇	六	一	同 十二年釋放者
茨 城	一〇	九	六	三	一	同 十二年釋放者
靜 岡	一六	二〇	一〇	三	一	同 十二年釋放者
愛 知	一八	二四	一五	二	一	同 十二年釋放者
長 野	六	一八	五	二	九	同 十二年釋放者
大 阪	五	一六	二	一	七	同 十二年釋放者
兵 庫	四	三	二	〇	三	同 十二年釋放者
北 海 道	三	七	一	〇	九	同 十二年釋放者

にして、東京府の犯罪は累犯總數の七割七分強乃至八割一分強を占め、東京を除きたる關東地方の犯罪は累犯總數の八九分に當るを以て、關東地方に於て行はるゝ累犯は各年度釋放者累犯總數の八割七分以上なり。同刑務所が東京市外に在ること及收容者が主として東京市内外の居住者なることより生ずる當然の現象なるべし。

二、唯注意を喚起したるは、静岡、愛知、京都、大阪及兵庫が東海道沿線の府縣に於ける犯罪比較的多く、又北海道地方に到りて爲す累犯が東北地方に於て爲す累犯より多く、又九州地方に於て爲す累犯が中國地方及四國地方に於て行はるゝ累犯より其數多きことなり。

三、年齢と累犯地との關係、累犯地と犯數との關係、累犯と累犯着手時期との關係に付ては、大體に於て關東地方以外の地に到りて罪を累ぬる者は、三十一歳乃至三十五歳の者比較的多く七十歳以上の老年者に少なく、二十歳以下の少年に於ては絶無なり。犯數に付て云へば、前科二犯乃至六七犯の者が右の地域に於て罪を累ぬること多く、前科一犯及前科十犯以上の者は右地域に到りて罪を累ぬること少なし。累犯着手時期は地域に關係なく、何れの累犯地に於ても大體に於て出所後三ヶ月以内に於て行はるゝものゝ數多し。

第十一項 累犯者の累犯入所迄の職業並該職業と作業との關係

一、同刑務所釋放者全部の出所後の職業の有無及種類を調査すれば、出所後の職業と累犯との關係判然すべしと雖も、出所後罪を犯さざる者の職業調査は本調査の爲し遂げるところに非ざるを以て、出所後の累犯者のみに付き累犯入所迄の職業の有無及種類を調査し、更に進んで是等の職業と前刑入所中の作業との異同の取調を爲したり。

二、累犯者に無職の者多きは容易に推測し得るところなるが、之を釋放者及累犯の總數と對比すれば

昭和八年釋放者	累犯者中 無職ノ者	總釋放者數	累犯總數
同 九年釋放者	七五九人	一、四〇九人	一、二二三
同 十年釋放者	一、〇一四	二、〇三三	一、五九三
同 十一年釋放者	八五四	一、七四九	一、三〇〇
同 十二年釋放者	四六〇	一、八五二	一、二二三
同 十三年釋放者	四一九	一、八九三	一、〇七二

にして、昭和十一年以來無職の累犯者數激減したりと雖も、未だ決して其數少なしと云ふことを得ざるのみならず、之を累犯者總數に對する百分比に求むれば

昭和八年釋放者中の右累犯者は 六八・二六％
 同 九年釋放者中の右累犯者は 六三・六五％
 同 十年釋放者中の右累犯者は 六四・六九％
 同 十一年釋放者中の右累犯者は 三七・九五％
 同 十二年釋放者中の右累犯者は 四一・一九％

となりて、累犯總數に對する比率も亦高く累犯と無職との關係甚大なるを如實に物語り居れり。

三、出所後累犯入所迄に職業を有したる者は累犯總數の三割二分弱乃至六割二分強なるが、昭和十一年及同十二年釋放の累犯者中に有職者頗る増加したり。而して是等累犯者の職業は種々雑多なるを以て調査上の便宜の爲累犯者四名以上の職業を區別し、之を職人、職工、土工、人夫、商業、農業、會社商店雇人等に分類して調査したるが、其數多きものは職人にして、商業、職工、土工、人夫、會社商店雇人之に次ぎ、農業最も少なし。また職人及職工中比較的多數のものを擧ぐれば、洋裁職、大工職、鍛冶職、料理職、鳶職、印刷工、左官職、理髮職及鍼力職にして商業中多數のものは露店商及行商なり。

四、而して是等有職者と前刑作業とを比較すれば、前刑作業と同一又は類似の職業に従事したる者は、累犯者總數の六分七厘弱乃至一割七分七厘にして、昭和十一年及同十二年釋放の累犯者に於て其率著しく高し。而して是等の同一又は類似の作業に依りて習得したる技能を利用して職業を求めたるためなるか、或は入所前の職業に復歸したるのみにして作業が職業と同一又は類似したるものなるかを明かならしむるに非ざれば、作業が職業を決定したる割合を定むること能はず。而して其調査は相當の困難が伴ふのみならず、無再犯者の職業と作業との關係を明かにすること能はざるに依り、釋放者中の幾名が作業に依つて職業を決定し其中幾名が累犯者となりたるかを定むること不能なり。

刑政年報

(自昭和十六年十一月至同十七年十二月)

昭和十六年

十一月

一日 司法記念日

司法省ニ於テハ記念式典ヲ舉ゲ部内永年勤続者(判任官二十年以上十六名、雇員備人十年以上十九名)ノ表彰ヲ行フ

經濟統制適法ニ關スル座談會、日本及東京兩商工會議所共同主催司法省其ノ他ノ關係官廳並東京市後援下ニ關係官民諸代表列席ノ上法曹會館ニ催サル

三日 明治節ニ當リ假出獄ノ

恩典ニ浴シタルモノ全國ヲ通ジ二一二名(前年比較約八十名増加)

八日 舞鶴海軍刑務所増設、全國軍港ニ衛戍刑務所完備

セラル(勅令九五五、海軍監獄官制中改正)

十日 本年掉尾ノ經濟實務家

(判、檢事)會同司法省ニ開催(三日間)諮問事項ハ「經濟法令運用ノ實績ニ鑑ミ之ガ改正ヲ要スル點如何、經濟事犯處理ノ實績ニ鑑ミ犯罪原因ニシテ統制事務執行上留意スベキモノナキヤ、非常時態勢下ニ於ケル裁判並檢察ノ具體的方策如何」

十五日 第一回少年觀鍊成會

東京少年審判所管内保護團體ヨリ特ニ保護少年三十八名ヲ選ビ司法保護研究所主催司法省保護局並東京少年審判所後援下ニ沼津林間學校ニ開カル(五日間)

許可認可等行政事務處理簡捷令公布(勅令九六七、

第一條ハ即日、其ノ他ハ昭和十七年一月一日ヨリ施行)事務處理滯滞ノ一掃ヲ期スル爲一定期間ノ經過ニ依り行政官廳ノ許可其ノ他ノ處分又ハ協議成立ヲ擬制ス

兵役法施行令劃期的大改正實施、第二國民兵役ヲ兵籍ニ編入シ國民兵ノ召集要領ヲ豫備兵並補充兵ト同様ニ取扱フ(勅令九七一兵役法施行令中改正、陸軍省令五三兵役法施行規則中改正同省令五四陸軍召集規則中改正)

十六日 臨時帝國議會(第七十七回)開會、東條新内閣ハ國策遂行ニ關スル決意ヲ披露シ國民ノ理解ト協力ヲ求ム(會期五日間)

十七日 日滿司法事務連絡協議會、法曹會館ニ開催サル(三日間)協議事項ハ「司法事務ノ連絡協調、人事ノ交流、在滿日本人ノ身分ニ關スル手續法規ノ制定、防共對策ノ樹立、假釋放者ノ監督及取締並司法保護事業ノ連絡」ノ諸問題

十九日 京都、大阪、神戸三

拘留所獨立シ(勅令九七七監獄官制中改正、告示三〇分監ノ名稱及位置ノ件中削除)其ノ收容並移送區分定マル(訓令行甲一八三九及一八四〇)

三拘留所獨立並物資需給調整及國稅徵收事務處理等ノ爲典獄補二名看守長十名ヲ増員(勅令九七七監獄官制中改正)

其ノ他ノ司法部職員増員
(勅令九七五司法部官制中改正、勅令九七六裁判所職員定員令中改正、勅令九七八保護觀察所官制中改正)

二十一日 日本諸學振興委員
會昭和十六年度法學會並公開講演會、官私大教授等二十四名參加シ文部省會議室ニ開催セラレ國體ノ本義ニ基キ法律學並政治學ニ關スル諸問題ヲ研究討議ス
思想保護觀察制度實施滿五周年ニ當リ全国各地ノ保護觀察所ニ於テハ記念式典ヲ舉ゲ、勤績功勞者ノ表彰其ノ他ノ記念行事ヲ施行ス

二十二日 司法部職員共濟組合令第十三條ニ依リ療養費ヲ支給セラレベキ療養ノ條件變更(省令九〇司法部政府職員共濟組合規則中改正)

二十四日 陸軍刑法第九十九條ニ所謂「造言飛語」ノ意義ニ關シ大審院刑事第二部判決(昭和十六年(九)第一八五四號)

二十五日 防共協定五年間延長、新ニルーマニア外七ヶ國ヲ加ヘ盟約國十三ニ及ブ

二十七日 財團法人乳香園母子寮落成、刑餘者ノ家族保護ヲ目的トスル社會施設生マル

十二月
一日 東京豫防拘禁所收容事務ヲ開始ス
國家總動員法第五條ニ基ク國民勤勞報國協力令(勅令九九五)施行
國民消費ノ抑制及浮動購買力ノ吸收ヲ目的トシ間接稅ノ増徴實施(法律八八酒稅等ノ増徴等ニ關スル法律)

四日 全國控訴院長、檢事長會同、豫算並人事問題ヲ協議スル爲大臣官邸會議室ニ催サル(二日間)

五日 全國作業技術師協會、作業技術師十三名ヲ司法省ニ招集ノ上二日間ニ互リ刑務協會及府中刑務所ニ開催セラル司法省提出ノ協議事項ハ「近時技能受刑者ノ減少セルニ鑑ミ其ノ養成並訓練ニ付適切ナル方策如何、現行科程ノ統制ニ關シ適切ナル方法如何」

六日 作業研究所府中刑務所ニ開設セラレ科學的研究ヲ基礎トスル刑務作業ノ合理化ヲ期ス(行刑局長通牒行甲一九五九)研究要綱ハ「業種別研究、就業者ノ選擇ト作業指定、技能者ノ養成ト訓練、生産力ノ増進並災害ノ防止」

八日 帝國陸海軍ハ西太平洋ニ於テ米英軍ト戰鬪狀態ニ入り宣戰ノ大詔渙發セラレ帝國政府ハ聲明ヲ中外ニ宣明ス
對英米開戰ニ當リ岩村法相ハ時艱突破ノ爲一層ノ緊張ヲ全體員ニ訓示シ、松坂檢事總長ハ檢察首腦部ヲ招集シ國內治安對策ヲ擬議ス敵國及敵性國關係ノ外謀被疑者一齊檢舉斷行
南洋群島軍人軍屬等犯罪即決令(勅令一〇五一)及憲兵令中改正(勅令一〇五〇)施行

十一日 樞軸三國間ニ新協定成立シ、獨伊兩國對英米戰ニ參加ス
陸軍監獄ニ在ル既決囚ニシテ普通監獄ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スベキ者ノ移送區分統一(行刑局長通牒行甲二〇二五參照)

十二日 對英米戰ノ呼稱ハ「大東亞戰爭」ト決定、帝國ノ大理想ヲ簡明直截ニ表明ス

十五日 臨時帝國議會(第七十八回)召集(會期ハ二日間)

十六日 八月二十九日近衛メツセージノ發表ヲ契機トシ親英米現狀維持派重臣ノ暗殺一掃ヲ畫策シタル皇道眞理會主宰西里金藏等四名ハ殺人豫備並銃砲火藥類取締法違反被告トシテ東京拘置所ニ收容セラレ

十七日 捕獲審檢所開設(勅令一一四二捕獲審檢令中改正、勅令一一四三捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設ニ關スル件)

十九日 戰時諜報關係等ニ依リ、刑務所又ハ拘置所收容ノ外國人(被疑者又ハ刑事被告人)處遇準則制定(行刑局長依命通牒行甲二〇九一)其ノ取扱ハ法令ノ範圍内ニ於テ努メテ其ノ生活様式ヲ考慮シ日常生活ニ自由ナカラシムルコトヲ旨トス
豫防拘禁所收容者ニ對スル賞與金給與規程制定(訓令行甲二〇九〇)

青森刑務所ハ縣下稀有ノ冷害ヲ克服優良水稻ノ生産ニ成功シ多重ノ粗種ヲ縣ニ供出シテ司法大臣ヨリ表彰セラレ、地元官民ノ感謝絶大

二十一日 言論、出版、集會結社等臨時取締法施行(法律九七勅令一一七七)
日泰兩國間ニ攻守同盟締結サル

二十二日 非常時刑務作業處理規程制定(行刑局長通牒行甲二〇九四、二一三五)
緊急事態ニ對處シ得ル様手續ヲ簡易化シ同時ニ統制ノ強化ヲ圖リ生産力ノ擴充ヲ期ス

二十四日 俘虜收容所令公布施行(勅令一一八二俘虜收容所條例改正)
戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律施行(法律九八、勅令一一八一)其ノ要領ハ(1)戰時非常狀態下ノ猥褻姦淫罪及強竊盜等ニ關スル罪ノ法定刑ヲ加重シ(2)此等ノ罪ノ未遂行爲ヲ獨立ノ犯罪トシ(3)猥褻姦淫罪ヲ非親告罪ニ改メ(4)強盜ノ通謀ニ關スル新規定ヲ設ク

二十五日 香港島全要塞陥落シ大英帝國ノ一角崩ル

三十一日 本年末現在人員ハ受刑者三八七一(内、女五九六)在監人四三三六八最近五ヶ年平均比較前者七二二〇、後者六八七三ノ減少前年比較前者一一二後者三三九ノ増加

昭和十七年
一月
一日 仙臺及札幌ニ少年審判所及少年院ヲ設置シ少年法中保護處分ヲ全國ニ施行ス關係法令ハ昭和一六勅令一二三六矯正院官制中改正、勅令一二三七少年審判所設置ノ件中改正、勅令一二三八少年法中保護處分ニ關スル規定ヲ樺太ニ施行スルノ件、勅令一二三九樺太施行法律特例中改正、勅令一二四〇矯正院法ヲ樺太ニ施行スルノ件
作業時間延長ノ場合ニ於ケル作業賞與金計算標準追加實施(昭和一六行刑局長通牒行甲一八六五)
明治二十六年司法省令第九號辯護士試驗規則ニ依リ試驗ノ受験出願者ニ高等試驗司法科ノ豫備試驗ヲ免除セラル(昭和一六勅令一一二七辯護士法第三條ノ試驗受験資格ノ特例ニ關スル件)

二日 大詔奉戴日ノ設定ヲ決定、實施要綱發表セラレ、國民運動ノ劃期的一大進展ヲ期シ一月八日ヨリ實施(興亞奉公日廢止)
マニラ完全占領、米東亞據點潰ユ

十日 國家總動員法第六條ニ

基ク勞務調整令施行(昭和
一六勅令一〇六三)

十三日 生活安定ヲ圖リ人口
政策ニ資スル爲ノ俸給生活
者家族手當支給ニ關スル措
置要綱決定セラル、官吏以
下ニ關スル要領ハ支給範圍
ヲ高等官ニ及シ支給基準ヲ
一人月額三圓トシ其ノ最高
額制限ヲ撤廢ス

昭和十六年度第二豫備金
支出勅裁、司法所管ハ緊急
刑務對策費(三〇三、一一
九圓)應召看守休職俸給(一
二二、九五八圓)災害復舊
費(長野刑務所震災並徳島
刑務所風水害復舊費ヲ含
ム)經濟犯罪防遏特別施設
費等

十四日 戰時緊急警備對策ト
シテ看守定員百名ヲ増員
(省令二、大正十一年省令
第二五號中改正)

十五日 第七回看守長實務練
習所、全國刑務所ヨリ看守

長二十八名ヲ選抜招集ノ上
刑務協會ニ開設セラル、(期
間二十日)

司法研究所第二部開設、
研究員ハ辯護士出身判檢事
二十七名期間一ヶ月

十六日 直接稅ヲ中心トスル
劃期的大増稅ノ斷行(昭和
十七年度ヨリ)決定半年度
増收見込額十一億五千二百
萬圓

二十日 衣料品ニ關スル點數
式綜合切符制實施、(商工省
令四織維製品配給消費統制
規則)刑務作業ノ經營其ノ
他ニ對スル衣料切符制ノ適
用ニ關スル關係通牒ハ行刑
局長通牒行甲一八九織維製
品配給消費統制規則實施ニ
伴フ刑務作業經營ニ關スル
件、同行甲二三七衣料切符
制實施ニ伴フ取扱方ニ關ス
ル件

二十九日 受刑者教練規程廢

止(訓令行甲一三二)少年
刑務所ニ於ケル教練ハ青年
學校教練科教授及訓練科目
要旨並同要目ニ則リ統一實
施セラル

三十日 行政考査室司法大臣
官房ニ設置セラル(訓令調
秘三〇)司法省分課規程中改
正)イ政策ノ樹立及施策方
針ノ決定ニ十分ナル反省資
料ヲ與ヘ(行政執行ノ適正
徹底ヲ期シ)ハ吏道ノ振肅ヲ
圖ル爲施政ノ實績及行政執
行狀況ノ考査ヲ行フ

二月

三日 男子タル副看守長及看
守ニ夏服トシテ黒サージ服
上衣ヲ給與スルコトトス
(行刑局長依命通牒行甲一
七〇)

十一日 紀元ノ佳節ニ當リ全
國優良保護團體ニシテ御内
帑金ヲ拜受セルモノノ二七〇
全國受刑者中假出獄ノ恩典
ニ浴シタルモノノ二一七

十二日 民法中改正法律公布
(法律七)改正ノ要點ハイ私
生子ノ名稱ヲ廢シ父又ハ母
ノ死亡後ニ於ケル裁判上ノ
認知ノ途ヲ開キテ私生子ノ
保護ヲ圖リ(ロ)相續ニ關スル
胎兒ノ地位ヲ改善ス

緊急刑務對策トシテ看守
長ヲ十名増員(勅令八〇)司
法部内臨時職制設置制中改
正)

十五日 シンガポール陥落英
米東亞侵略ノ三大據點悉ク
潰滅ス

十八日 大東亞戰爭第一次戰
捷祝賀日、大東亞戰爭應召
者ニ對シ復權令(勅令九四)
ヲ公布セラレ經濟政治選舉
事犯ニ對シ特別特赦ノ御沙
汰ヲ拜ス

十九日 作業技手訓練所ノ施
設設定セラル(行刑局長通
牒行甲二八四)イ精神訓練
ヲ行ヒ(ロ)行刑ノ基礎概念ヲ
與ヘ(ハ)技術的基礎知識ヲ授

ケテ素質ノ充實向上ヲ圖ル
爲年一回又ハ二回一ヶ月以
内ノ期間十人内外ヲ統制刑
務所ニ招集訓練ス

二十日 豫防拘禁所教導ハ恩
給法上同法第二十三條ノ所
謂警察監獄職員ト定メラル
(法律三四恩給法中改正法
律公布)

陸海軍刑法中改正法律公
布(法律三五、三六)

昭和十七年度歳入歳出總
豫算並追加公布

歳入 刑務所收入
二三、九二六、二七四圓

(前年比較増) 九三八、四九四

歳出 司法省所管合計
九六、二〇六、六五七

刑務所關係合計
三〇、七五九、〇一七
(前年比較増) 一、二二五、六一二
刑務費(經常)
二七、九九三、〇二二
同(臨時)

二、五五一、八二五

追加刑務費
二一四、一七〇

二十一日 刑務作業種類統制
實施(行刑局長通牒行甲三

一八)民需作業ヲ廢止又ハ
縮減シ軍官需作業ノ綜合的
經營合理化ヲ計ル爲單一經
營主義、分業的又ハ重點的
統制等ノ諸方法ヲ取捨鹽梅
シ原則トシテ各管區毎ニ統
制ヲ行フコトトス

二十四日 刑事關係戰時特別
法公布
一、戰時刑事特別法(法律
六四)

(イ)昭和十六年法律第九八號
所定ノ戰時犯罪ノ外(同法
ハ本法ニ吸收廢止)放火騒
擾住居侵入及往來妨害等ノ
戰時犯罪ニ對シ法定刑ヲ
加重シ、新ニ國政變亂ノ目
的ヲ以テスル殺人、公共防
空及公共通信ノ妨害、瓦斯
電氣ノ公共利用ノ妨害並國

防上重要ナル生産事業ノ遂
行妨害等ノ犯罪ニ關スル規
定ヲ整備シ、(ロ)事件ノ迅速
ナル處理ヲ期スル爲手續規
定ニ於テ證據ノ取調、判決
ノ方式、上告審ノ手續等ニ
關スル應急臨時ノ特例ヲ設
ク

二、裁判所構成法戰時特例
(法律六二)

(イ)戰時非常狀態下ノ竊盜罪
並昭和五年法律第九號盜犯
等ノ防止及處分ニ關スル法
律ノ常習竊盜罪ハ(豫審ヲ
經ザルモノニ限リ)區裁判
ノ管轄トシ、(ロ)刑法ノ安寧
秩序ニ對スル罪、一般ノ強
竊盜罪、昭和五年法律第九
號ノ罪及戰時刑事特別法第
一章ノ罪(治安關係)並國家
總動員法(經濟統制關係)及
軍機保護法(防諜關係)ノ罪
等ニ付控訴審ヲ排除シ、(ハ
ロ)場合區裁判所ニ於テ審
理シタル事件ノ上告ヲ控訴

自二十三日至二十七日

院ノ管轄トス
三、戰時ニ於ケル領事官裁
判ノ特例ニ關スル法律(法
律六五)
拘留所、刑務所(少年ヲ
含ム)及豫防拘禁所ノ緊急
刑務對策協議會、刑務協會
又ハ各作業統制管區代表刑
務所ニ於テ夫々二日間ニ互
リ開催、非常時下ノ警備對
策ヲ樹立シ國內治安ノ確保
ヲ期ス



刑事關係文獻

(自昭和十六年十一月至同十七年二月)

◎法律一般

- 帝國憲法と國防國家の理論
國防國家の法律
石橋信一、ダイヤモンド社、二五〇
團體主義的法律觀の滲透
木村龜二 (大新、八八三)
統制下の法律様相
牧野英一 (知性、五二、一)
非常時法と國家の理念、牧野博士「非常時立法の發展」八木胖 (新報、五二、一)
牧野博士の「非常時立法の發展」を讀む
宮澤俊義 (法論、六〇、二)
日本法理の自覺的展開
小野清一郎 (法時、一四、二、三)
法律善と法律惡
宮城長五郎 (單、讀賣新報社出版部、二、五〇)
第七十六帝國議會新法律の解説、附法律條文
東京帝大法學協會編 (單、有斐閣、二、〇〇)
法律年鑑(昭和十六年版)
末弘嚴太郎編(單、日本評論社、三、〇〇)

◎刑法、刑事訴訟法、刑事政策、

- 統制法全書、統制法令沿革譜附：統制法令研究會編單、教育圖書株式會社、五〇
日本刑法學序說——小野清一郎
現代刑事法の基礎理論——安平政吉
(日本國家科學大系第六卷法律學)
(二) 實業之日本社、三、五〇
憲法第五十七條に謂ふ「法律ニ依リ」の意味について……中村哲(臺法、六、一)
轉換期に於ける刑法——自由刑法より權威刑法へ……木村龜二(比較、三、一)
刑法規範の論理的構造
木村龜二 (法學、一〇、一、一)
刑法の根本主義
宮本英脩 (法叢、四六、一)
義意識と刑事法理論
安平政吉 (臺報、三四)
改正刑法假案とナチス刑法綱領 (法律學叢書第四十六編)
牧野英一 (單、有斐閣、三、〇〇)
ブラジル合衆國の新刑法典邦譯
野田良之 (法協、五、一、三)
ドイツに於ける經濟刑法の發展——經濟刑法の序論として

- 市川秀雄 (統經、三、六)
グルール「ナチス經濟刑法の根本問題」
佐伯千仞 (法叢、四五、五)
獨逸に於ける期待可能性論
西岡 稔 (新聞、四七四七、四七四九)
ドイツ戰時刑法に於ける主觀主義——戰時下ドイツの刑事諸立法を概観して
市川秀雄 (新報、五三、一)
燈火管制下の犯罪取締——戰時下ドイツに於ける犯罪と其の取締法
清原邦一 (現地報告、一〇、一、一)
戰時下犯罪の嚴罰
司法省 (週報、三七、一)
戰時犯罪處罰特別法
牧野英一 (警研、一三、一、一)
戰時下の特別犯罪
池田 克 (法新、六三、七)
戰時犯罪處罰の特例に關する法律について
岸 盛一 (法時、一四、一、一)
告示の變更と刑法の效力
牧野英一 (警研、二二、一、一)
經濟統制違反と刑法第六條
中口卯吉 (臺法、五、一、一)

經濟統制立法と罪刑法定主義

- 八木 胖 (法時、一三、二、一)
經濟統制法令概説
磯部 靖 (法曹、一三、二、一)
慣習と統制違反
猪俣浩三 (ダイヤモンド、三、三)
我國經濟統制犯の行政犯的性格について
大石義雄 (公法、七、二、一)
統制經濟刑法と目的論的解釋
尾後貫莊十郎 (法論、二〇、四、一)
國防保安法
大竹武七郎 (單、羽田書店、四、八〇)
大東亞戰への準備——國內秩序維持と國防保安法……宇賀田順三 (大新、八八三)
言論、出版、集會、結社等臨時取締法に就て……吉川 覺 (警協、五〇〇)
共犯論への一考察
植田重正 (關西大學研究論集二)、違法性に關する錯誤
畠山成坤 (法曹、一九、二、一)
違法の認識又は意義
齋藤悠輔 (警研、一三、一、一)
法律の錯誤に關する問題の要點
牧野英一 (新報、五三、一、一)
我學說及判例と期待可能性の理論
佐伯千仞 (公法、八、一、一)
刑事判例評釋集第一卷(昭和十三年度)
刑事判例研究會編(單、有斐閣、五、〇〇)

判例體系(刑事訴訟法中卷)

- 啓法會編輯部編(單、啓法會、二、〇〇)
刑事裁判の評議——犯罪概念の批判の爲に……島方武夫(志林、四、一、一)
最近の刑事判例
牧野英一 (法時、一三、二、一)
訴訟の發展と判斷の標準——刑事訴訟に於ける……團藤重光 (法協、五、一、一)
經濟統制に於ける判例の指導性
荻野益三郎 (新聞、四七四六、一)
經濟統制違反と共犯(判例評釋)
小野清一郎 (法協、五、一、一)
犯罪後の刑法改正に伴ふ勞務留置期間の變更(判例評釋)……植松正(日法、八、一)
懲役刑及罰金刑の併科と刑の輕重(判例評釋)……澤井種雄 (法協、五、一、一)
檢非違使制度の研究
山本石樹 (法曹、一九、二、一)
群集と群集犯罪
木村龜二 (刑政、五五、一、一)
◎行刑、司法保護、
正木亮氏「新監獄學」を讀みて
土井道雄 (日法、七、二、一)
常習犯人と不定期刑
正木 亮 (刑政、五五、一、一)
和の精神と日本行刑
東 邦彦 (刑政、五五、一、一)

ジューベルツの拘禁心理の研究

- 高橋正己 (刑政、四四、三、一)
累進處遇令の改正に付て
中尾文策 (月刊、五五、一、一)
少年受刑者の鍊成
寺光 忠 (月刊、五五、三、一)
食糧問題と行刑
安達勝清 (月刊、五五、三、一)
刑務作業に於ける問題
石井俊瑞 (月刊、五五、三、一)
回顧と展望——昭和十六年の行刑に於ける……小川太郎 (刑政、五四、三、一)
小河滋次郎博士
野原達二 (月刊、五五、二、一)
一五四〇年のドイツ統一行刑法
小川太郎 (刑政、五五、一、一)
少年保護の回顧と展望
泉二新熊 (少年、七、一、一)
保護處分全國施行實現に際して
森山武市郎 (少年、七、一、一)
司法保護と對象者の自立性
坂藤宇太郎 (朝鮮、二二、一、一)
◎其ノ他
法醫學閑話
二階堂一種 (單、吐風書房、一、〇〇)
實例法醫學と犯罪搜查實話
小南又一郎 (單、人文書院、二、八〇)

國民優生法 ……土井土二 (單、教
育圖書株式會社、一、五〇)
決戰態勢下の思想對策 ……三島助治
(單、國民政治經濟研究所一、五〇)
應召者の爲のドイツ司法科國家試験の改
正 ……齋藤秀夫 (法學、一〇、二)
性格テスト法の概観 芝田正 (犯罪、六、二)
父を語る — 横田秀雄小傳

……横田正俊 (單、巖松堂、三、九〇)
戰亂の歐洲を辿りて
……清原邦一 (法曹、一、九、二、三、)
備考
一、括弧内ノ略號「單」ヲ單行本、其ノ
他ヲ定期刊行物トス。
一、括弧内ノ略稱及數字ハ第五十五卷
第一號所載ニ依ル

一、同上略稱追加
法叢 法學論叢 日法 日本法學
比較 比較法雜誌 月刊 月刊刑政
警協 警察協會雜 犯罪 犯罪學雜
誌
少年 少年保護 朝鮮 朝鮮司法
保護

法律時報

四月號 (第十四卷 第四號)
特價 二圓
送料 六錢
發行所 株式會社 日本評論社

刑法に於ける日本法的と (二完) ……牧野英一
比較法的
民事關係の新法律 ……廣瀨嘉雄
戰時刑事法の展開 ……團藤重光
第七九議會通過した租稅關係
諸法律 ……杉村章三郎
第七九議會の營團法その他の
經濟法 ……津曲藏之丞
金融機構革新・整備の立法 ……實方正雄
厚生法の進展 ……後藤清
其他の法律 ……編輯部
選舉法の解釋上より觀たる黨營選舉 ……出射義夫
經濟事犯の起訴と事物管轄 ……定塚道雄
【南方諸邦の社會・慣習法】

蘭印慣習法の覺書 ……西村朝日太郎
インドネシア及印度支那 ……清野謙次
半島住民の社會構成 (二完)
賃貸借判例法 (二七) ……我妻榮
英國の對敵取引法及敵産
管理法に就て ……内田弘文
□有開法學 (一四八) ……穂積重遠
□急如律令錄 (八八) ……牧野英一
□時評 ……末弘嚴太郎
新刊 エールリッヒ「權利能力論」 ……戒能通孝
(川島三藤兩氏譯)
批評 牧野博士著「改正刑法假案
とナチス刑法綱領」 ……石川芳雄
別冊附錄 第七九議會の新法律 (全文)

(一) 特に執行は、拘禁といふこと一般を印象せしめること、嚴格なる有用労働並に紀律及び秩序に慣れしめる
こととに因つて受刑者に作用し、以つて改善可能なる受刑者を訓練して、自由に復歸した際には民族共同體の有
用なる一員たらしむることを目的とする。

第四十九條 各自由刑の特質

- (一) 各種の自由刑の特質は執行に於て明かに際立たせねばならぬ。
- (二) 重懲役刑の執行は受刑者に特別に強い要求を課すものでなければならぬ。
- (三) 輕懲役刑の執行に於ては、受刑者にその罪責を理解せしめ、その民族共同體に對する責任を意識せしめ且つ
協同心及び協同意志 (Gemeinschaftssinn und Gemeinschaftswillen) を伸張せしむるやうに導く企圖が、特
別に重視される。
- (四) 拘留の執行は保安、紀律及び秩序を害せぬ限り各受刑者の特別な事情を顧慮する。
- (五) 輕懲役刑の初執行 (Erstvollzug) と少年行刑とを以て重要な特質をもつ特別執行方法とする。

第五十條 受刑者の分離

- (一) 受刑者その他の種の收容者とはこれを能ふ限り分離して拘禁する。
- (二) 同様に、刑種を異にする受刑者、性を異にする受刑者、少年受刑者と成年受刑者 (第五十二條第二項第二
段)、及び未だ腐敗 verdorbene せざる受刑者と腐敗せる受刑者はこれを分離して拘禁する。

第五十一條 嚴格と適正

一九四〇年ドイツ統一行刑規程

- (一) 執行は、規則に依據して、刑罰の嚴肅性に從ひ嚴格にこれを遂行する。不必要なる峻嚴は不必要なる寛容と同様にこれを避くる。名譽感情はこれを尊重する。
- (二) 裁量の許す限りに於て、處遇は、公共的關心の範圍内で、個々の場合の事情に從つて、合目的であると同時に適正なものとす。適正とは、受刑者の性別・年齢・精神的心理的狀態・肉體的構造・その前歴その犯行の種類及び重さ並びに施設内に於けるその行狀を適當に斟酌し、如何なる受刑者に對しても實質的理由なくしてはこれを優遇し又は不利益を被らしめざることを意味する。

第五十二條 受刑者の處遇

- (一) 受刑者の處遇に當つては、官吏は堅固 *Festigkeit* 冷靜 *Ruhe* 及び決斷 *Bestimmtheit* に特に注意しなければならぬ。
- (二) 成年受刑者には「君」*Sie*。を以て呼びかける。滿二十一歳以上の受刑者は、それが少年行刑中でなく又は少年受刑者のための特別區に收容されてゐない限り成年受刑者と看做される。
- (三) 受刑者には、看守官吏 *Aufsichtsbeamten* を經由して、特定の面接時間内に又は緊急な場合には其の時間外と雖も、施設の長又は管轄する官吏に、願出を爲すために面接を申込むことを許す。特別なこれに反する理由のない限り面接は許される。施設の長はその委任した官吏に面接することを受刑者に命ずることが出来る。
- (四) 施設の長、區長、教師及び醫師は時々受刑者、特に獨居拘禁中の者を訪問し又は面接のために引出すものとする。

- (五) 男子の官吏は女子の受刑者に對し特別の注意と抑制とを守らねばならぬ、而して居房訪問は常に開扉するか又は女子の官吏の立會ある場合のみ許される。
- (六) 受刑者に關する觀察事項にして重大なものは直ちにこれを報告するものとする。

第五十三條 合計畫的執行 *Planmässiger Vollzug*

刑務所の長は、受刑者と常に接渉する官吏と協力して、刑種、執行方法及び執行期間に適應する一定期間に於て、受刑者、その執行中の行狀及びその改善に關して調査を爲し且つ爾後の處遇について特別の手段を決定しなければならぬ。これに適應する規程によつて、身分帳が正當な時期に閱覽せられ、必要な判斷がその期間によつて爲されることを保證する。

第二 拘禁態様

第五十四條 獨居拘禁 *Einzelhaft* 雜居拘禁 *Gemeinsame Haft*

- (一) 受刑者は獨居拘禁又は雜居拘禁に付せられる。
- (二) 獨居拘禁に於ては、受刑者は晝夜共に獨り一房に居る。戶外運動、教育其他これに類する機會に於ては、保安、紀律及び秩序上の理由又は衛生上の理由がこれに反しない限り、他の受刑者と雜居せしむることが許される。
- (三) 雜居拘禁に於ては、受刑者は第二項第二段の機會に於けるの外に、又少くとも作業の場合に他の者と雜居する。

第五十五條 拘禁態様の選擇

- (一) 別段の規定なき限り、施設の長は執行の階級及び期間に應じ、且つ受刑者の人格・その犯行及びその執行中の行狀に應じて、執行の重要事項に適するところの拘禁態様を時宜に従ひ選擇するものとする。
- (二) 獨居拘禁は、それによつて受刑者に持續的な感銘を與ふことが期待せられる場合又は受刑者に特に考査を必要とする場合若くは他の受刑者に因る不利益な影響を特に防止するの必要ある場合に、とりわけ適用される。
- (三) 施設内の保安、紀律及び秩序又は衛生を害する受刑者、他の受刑者に不利益な影響を與へ又はその状態又は行狀に因つて他の受刑者を不快ならしむるに相違ない受刑者並に重大な政治的犯行の廉によつて處刑された受刑者はこれを獨居拘禁に付する。
- (四) 獨居拘禁は受刑者の身心を害する場合に於ては、それが第三項に依るものである限り、これを避くるものとする。受刑者を他の受刑者と終始隔離すること(嚴正獨居拘禁 *strenge Einzelhaft*)は、刑法第二十二條第二項に鑑み、受刑者の願出ある場合に限り三年以上に延長される。

五十六條 雜居拘禁の實行

- (一) 受刑者は雜居拘禁に付せられる前に、雜居が有害な結果を來さぬかについて調査される。同一事件につき有罪の判決を受けた受刑者は同一の居房に雜居せしめてはならぬ。同種又は同類の民族 *artgleichen od. artverwandten Blutes* に非ざる者に付亦同じ。
- (二) 雜居拘禁に付せられた受刑者は、作業時間外は、必要にして且つ可能なる限り、之を獨居房又は獨居寢房に收

容するものとする。雜居拘禁に付せられた受刑者を、第五十四條第二項第二段の機會を除き、晝間労働時間外に於て雜居せしめる場合に於ては、その收容のためには、可能なる限り、作業室ではなくして特別な晝間室 *Tagesraum* ige が用意されるものとする。

(三) 受刑者は共同な作業室が同時に居室又は寢室であるが如き方法又は他の個所で作業を共同してゐる受刑者は晝夜を通じ同一居室に在らしむが如き方法で、適當數、但し三人以上であることを要するが、これを雜居拘禁に付することを得る。

第三 受刑者の一般的動作

第五十七條 原則

- (一) 受刑者は營造物權力 *Anstaltsgevalt* に絶対に服従し、且つその一般的動作については、就中、以下の動作規定並びに個々の施設に於て地方的な特別事情を定むるために設けられた動作の細則を遵守せねばならぬ。
- (二) 各拘禁室には動作規定の印刷物を備へ付けねばならぬ。

第五十八條 受刑者の官吏に對する態度

- (一) 施設の官吏及び上級官廳の官吏には受刑者は尊敬の念を以て對さねばならぬ。受刑者は官吏の指揮に苦情ある場合と雖も反抗することなくこれに聽從せねばならぬ。自己に向けられた質問には眞實に答へねばならぬ。
- (二) 官吏と交談することは、たゞ、それを命ぜられた場合又は何か申告すべきことのある場合に限り、許される。申告する場合には管轄する官吏及び規定の時間に依據せねばならぬ。

(三) 施設の紀律を維持するには受刑者の緊張した態度が必要である。受刑者が官吏に敬禮する場合には正しい姿勢で直立し又は歩行しつゝなすものとし、男子の受刑者は同時に脱帽するものとする。受刑者にはドイツ式敬禮はこれを爲すことも受けることも許さぬ。閉ぢられた區劃内、構外作業、戶外運動並に體操の場合に於ては受刑者は擔當する官吏の指揮ある場合のみ敬禮するものとする。

(四) 官吏が居房に入つた場合は受刑者は仕事を中止し、起立して、正しい姿勢をとらねばならぬ。継続的な直接な看視を受けてない雜居拘禁居房に於ては、指命されてゐる受刑者がその場合其の居房の現在員を報告せねばならぬ。大きい雜居の收容室に於ては作業時間外にして且つ擔當官吏の指揮ある場合のみ敬禮するものとする。

第五十九條 日課 Tageseinteilung

(一) 受刑者は施設内の日課を遵守せねばならぬ。

(二) 朝は起床の號令 Wecken と同時に即座に起床し、着衣し、寢具を整理せねばならぬ。

(三) 少くとも起床後及び食事時間前には、適當に——朝は上半身を裸にして——洗身せねばならぬ 起床後及び就床前には齒を磨き、口を嗽がねばならぬ。

(四) 衣類及び靴並に居房及びその備品は定められた時間に、命ぜられた方法によつて、清潔にせねばならぬ。

第六十條 場所の拘束 Platzgebundenheit

受刑者は緊急の場合を除き許可を受けずに滞留を指示された居房を離れてはならぬし且つ作業の場合、戶外運動の場合、雜居寢房其他に在る場合に指定された場所を變更してはならぬ。窓から姿を見せてはならぬ。

第六十一條 靜穩の義務 Ruhepflicht

あらゆる喧噪、叫聲及び口笛並に濫に歌を唱ひ音樂を奏することは禁ぜられる。

第六十二條 受刑者の交通

(一) 受刑者相互間の交通又は受刑者与其他の者との交通にして明示的な許可を受けないものは總て禁止する。

(二) 受刑者は受負人若は其の補助者又は作業を共同に遂行してゐる者と、作業上必要ある限り、交談を爲すことを得る。

(三) 受刑者相互間の交談は、雜居作業の場合は作業上必要ある限り、自由時間及び戶外に於ける軽い運動 *gelockerter Bewegung* の際に雜居してゐる場合は靜穩及び秩序を害せぬ限り許される。その際は適當な音調を保ち且つ特に例外が許されてない限り、ドイツ語が語られねばならぬ。施設の規則によつて筆記及び讀書時間中の沈黙義務を豫め定むることが出来る。睡眠時間中は完全に沈黙を保たねばならぬ。

第六十三條 取引及び賭事の禁止

(一) 受刑者が相互に又は施設の官吏と如何なる種類の取引と雖も之を企てることは許さぬ。受刑者には、施設の長の許可を受くることなくして、訪問者から物品を受取り又は訪問者に物品を引渡すことは禁ぜられる。

(二) カルタ遊び及び賭事は如何なるものと雖も之を禁止する。

第六十四條 無權限の所持

(一) 受刑者は規則に従つて渡された物件以外にはこれを所持することを許されない、就中、密に保持し、保管し

又は利用することは許されない。

(二) 発見した物は遅滞なく看守官吏に届出でなければならぬ。

第六十五條 施設所屬物件の正しき取扱

(一) 受刑者は、居室及びその設備物件並に衣類、作業素品、器具、圖書其の他施設所屬物件中より交付された物件は之を町重に取扱ひ且つその用途の本旨に従つて之を用ひねばならぬ。交付された物件は規定に従ひこれを保管せねばならず且つ他の受刑者に交付することは許されぬ。濫に火氣又は電燈を扱ふことは禁ぜられる。

(二) 受刑者はその故意又は過失に因つて惹き起した損害に對して責任あるものとする。

第六十六條 申告の義務

(一) 重き疾病、傷害、發疹及び虫害については、受刑者は直ちに看守官吏にこれを報告せねばならぬ。

(二) 自傷、自殺、攻撃若は逃走の企圖又は抵抗若は暴動の謀議を知つた者は何人でも兎も角即座に看守官吏に申告せねばならぬ。

編輯後記

□ 改編刑政の第一號は多くの方面から豫想外の好評をいたゞいて苦勞の仕中交を感じてゐる。たゞ、紙の節約から自ら紙數の制限があり、各方面の購讀要求に副ひ得ないことを御了承願ひたい。

□ 本號には久し振りで牧野博士の玉稿をいたゞき、また、日沖、八木の兩氏から夫々貴重な寄稿を得た。牧野博士の御論文は法律時報四月號所掲の「刑法に於ける日本法的と比較法的」と共に、刑法の新展開に對する博士の態度を明かにせられたものである。小野博士「日本法理の自覺的展開」(法律時報三、四月號)及び木村龜二教授「轉換期に於ける刑法」(比較法雜誌第二號)と相並んで、日本刑法に於ける轉換を考へる場合の重要

な資料である。

□ 行刑に於ても統制經濟犯罪に對しては多大の關心が示されてゐるのであるが、遺憾ながら未だこれを扱つた研究に觸れてゐない。八木檢事の本研究を契機として、統制經濟違反の犯人に對する行刑が俎上にのぼされることを望む。

□ 帝都に初空襲があつた。刑務協會の屋上から監視してゐると〇〇方面に少し煙がたつたやうに見えたが、間もなく鎮火した。市民は底力のある落着きを示してゐた。行刑の非常態勢は既に準備を完了してゐる。われわれは國民として國土防衛の戦士であると共に、官吏として治安維持、收容者鍊成の重責を擔ふてゐる。同時にそれは又われわれが文化戦に於ても戦士でなければならぬことを示してゐる。多々益々辨ず。管測された電燈の下で、勇氣の心の底から膨れあがつて來るのを感じる。

(をがは)

定價表	一冊(税共) 金五十錢	四冊(税共) 金二圓
廣告	第一頁 金五十圓	第二頁 金四十圓
注	第三頁 金三十圓	第四頁 金二十圓
規定	第五頁 金十圓	第六頁 金十圓
文	第七頁 金十圓	第八頁 金十圓
御注文は總て前金のこと	御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること	

昭和十七年三月二十八日印刷納本
昭和十七年四月一日發行

編輯兼發行所 大原虎夫
兼印刷人 大原虎夫

配給元 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所

發行所 東京市神田區淡路町二丁目九番地
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
刑務協會

電話銀座 二三四四・三八二五
振替口座 東京二五〇五九番

昭和十七年六月二十八日印刷

昭和十七年三月二十八日印刷

(一・四・七・十月各一日發行)

第五卷

第二號

(本標準規格A列五號)